

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	次世代育成支援行動計画	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	小笠原	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	子育て支援課事務費（030201-010201）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	15年度	根拠	次世代育成支援対策推進法第8条	
終期設定	●有 ○無	26年度	法令等	次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備するため、地域における子育て支援、親子の健康の確保、子どもの教育環境や生活環境の整備、職業生活と家庭生活との両立推進など、総合的な子育て支援対策の行動計画を5年を1期として策定し、その実施状況を毎年公表する。				
対象者等	区民				
内容	<p>○前期行動計画策定の経緯（平成17年3月策定 期間：平成17～21年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度にサービスの量的・質的なニーズを把握するため調査を実施</li> <li>平成16年5月、荒川区次世代育成支援対策推進本部の設置（現 少子化対策本部）</li> <li>説明会の開催等により住民の意見を反映</li> <li>策定後、計画を公表</li> </ul> <p>○後期行動計画策定の経緯（平成22年3月策定 期間：平成22～26年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年3月に子育て支援サービスのニーズを把握するため調査を実施</li> <li>平成21年7月次世代育成支援行動計画策定委員会の設置</li> <li>子育て関連団体、子育て支援モニターから意見聴取</li> <li>策定後、計画を公表</li> </ul> <p>○計画の内容</p> <p>基本理念「みんなで応援 いきいき子育て inあらかわ」 3つの要素：社会全体で支援する・地域で互いに支えあう・親子が自ら成長する</p> <p>○実施状況の公表</p> <p>次世代育成支援行動計画推進委員会（年2回開催）で実施状況の把握及び検証する。 委員：外部委員6名・内部委員（区職員）4名の計10名</p> <p>○子育て支援交付金</p> <p>行動計画に基づく実施事業に対して国から交付される。 （平成23年度より次世代育成支援対策交付金から制度変更）</p>				
経過	<p>平成15年7月9日 次世代育成支援対策推進法成立</p> <p>平成15年12月 子育てに関するアンケート調査実施 就学前児童保護者1600人・小学1～3年生保護者800人・女性20～34歳1600人</p> <p>平成17年3月 前期行動計画策定 以後、毎年度、実施状況の公表</p> <p>平成21年3月 後期行動計画策定のためのニーズ調査実施 就学前児童保護者1800人・小学1～3年生保護者800人</p> <p>平成22年3月 後期行動計画策定</p> <p>平成22年8月 次世代育成支援行動計画推進委員会 設置</p>				
必要性	法律に基づき、すべての自治体が計画を策定し、実施状況を公表することが求められている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	0	2,050	376	499	253	253	253	
①決算額（25年度は見込み）	0	1,594	337	298	208	246	253	
②人件費等	427	546	3,258	436	3,163	826		
③減価償却費				0	2,955	323		
【事務分担当】（%）	5	10	40	5	95	10		
合計（①+②+③）	427	2,140	3,595	734	6,326	1,395	253	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	427	2,140	3,595	734	6,326	1,395	253	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	次世代育成支援行動計画（前期）	実施	実施	実施				
	次世代育成支援行動計画（後期）		調査	策定	実施	実施	実施	実施
	次世代育成支援対策交付金（千円）	32,316	36,118	32,507	47,399			
	子育て支援交付金（千円）					43,343	41,023	50,647

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	推進委員会報償費	203	推進委員会報償費	242	推進委員会報償費
食糧費	推進委員会食糧費	2	推進委員会食糧費	4	推進委員会食糧費	3	
使用料賃借料	推進委員会会場使用料	3	推進委員会会場使用料	0	推進委員会会場使用料	7	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①							
②							
③							

(問題点・課題)	子ども・子育て新システムの準備に伴い、次世代育成支援行動計画推進委員会と子ども・子育て会議の統合を検討する。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	子ども・子育て新システムとの統合について検討し、新たな運営体制を確保する。	25年度に引き続き、新たな体制で実施状況等を検証し、計画のまとめを行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	休止・完了	子ども・子育て新制度への移行・統合を検討する。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	子ども・子育て支援事業計画策定費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	小笠原	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	子ども・子育て支援事業計画策定費（030201-011601）				
事務事業の種類	● 新規事業（● 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	25 年度	根拠	子ども・子育て支援法	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	認定こども園法一部改正法他	
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	平成27年4月に予定される子ども・子育て関連3法の本格施行に向け、地方版子ども・子育て会議を設置する。また、ニーズ調査を実施し、子ども・子育て支援事業計画を策定する。				
対象者等	区民				
内容	<p>【概要】 27年度に予定されている子ども・子育て支援法の本格施行に向け、25年度末から子ども・子育て支援事業計画を策定することとなる。計画策定に当たり、法で設置が努力義務とされた合議制の機関として、子ども・子育て支援事業の計画策定及び実施状況について調査審議するため、（仮称）荒川区子ども・子育て会議を附属機関として条例設置する。</p> <p>【25年度実施内容】 ○（仮称）荒川区子ども・子育て会議の設置及び開催 ○子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施</p> <p>【今後の予定】 平成25年 9月 荒川区子ども・子育て会議設置条例三定上程 平成25年10月頃 ニーズ調査実施 平成25年12月頃 ニーズ調査結果報告 平成26年 1月頃 子ども・子育て支援事業計画策定開始 平成26年 9月頃 子ども・子育て支援事業計画を都に報告</p>				
経過	<p>平成24年3月 2日 少子社会対策会議で「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等決定 平成24年3月30日 子ども・子育て関連3法（民主党案）国会提出 平成24年6月15日 子ども・子育て関連3法（議員修正・議員立法案）国会提出 平成24年6月26日 衆議院本会議可決 平成24年8月10日 参議院本会議可決 平成24年8月22日 子ども・子育て関連3法公布 平成25年4月 1日 子ども・子育て支援法一部施行 平成25年4月 9日 国子ども・子育て会議設置</p>				
必要性	法律に基づき、すべての自治体が計画を策定し、実施状況を公表することが求められている。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ニーズ調査の印刷、配布、回収、分析について委託を想定				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額							3,571
	①決算額（25年度は見込み）							3,571
	②人件費等							
	③減価償却費							
	【事務分担当】（%）							
	合計（①+②+③）	0	0	0	0	0	0	3,571
	国（特定財源）							
都（特定財源）							3,000	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	571	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	子ども・子育て支援事業計画							策定準備

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委員報酬					委員報酬	553
	食糧費					会議費	8
	委託料					ニーズ調査委託	3,000
	使用料賃借料					会議室使用料	10

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①							
②							
③							

(問題点・課題 指標分析)	策定期間が短く、不確定要素も多いため、事務を円滑に進めることが課題である。
他区の実 状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	国・都からの情報を早期に把握し、区の事業執行が遅れないよう配慮する。また、次年度に向けて組織改正についても検討する。	25年度から引き続く事業のため、組織改正があっても円滑に引き継げるよう体制を整える。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	平成27年度施行に向け、組織改正も必要になることからPTを結成し、円滑な事業実施を目指す。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	子育て支援情報提供事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	本間	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	子育て支援情報提供事業（030201-010501）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成 19 年度	根拠			
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕			
	政策	子育てしやすいまちの形成〔03〕			
	施策	子育て環境の整備〔03-01〕			
目的	ホームページや紙媒体により、子育て家庭が必要な情報を必要な時に、総合的で分かりやすく提供し、「知らなくて利用できなかった」という状況を解消していくことを目的とする。				
対象者	主に就学前の子どもを持つ保護者等				
内容	<p>1 子育てに困ったとき見る「あらかわ子育て応援ブック」「あらかわ子育ておでかけMAP」の配付                  (1)ブック：A4版、2色、88ページ MAP：A1(折った場合A5)、4色 (2)部数 15,000部                  (3)平成19・20・22・24年度発行(21・23年度は不足分を増刷)                  ※19-21年度はマップ一体型A5版ハンドブックとして発行                  (4)内容                  ・出産に係る手続き(届出、健診、手当等)・保育園、幼稚園、学童クラブ等紹介                  ・障がい児やひとり親家庭の支援情報・親子遊びの情報(施設開放、お祭り等)                  ・相談機関・医療機関の紹介・子育て関連施設区内マップ                  (5)主な配付先                  ・保育園、幼稚園、ひろば館で園児保護者等へ個別配付                  ・戸籍住民課、区民事務所、保健所で母子手帳と同時に配付                  ・転入者等に対し、子育て支援課で医療証の手続き時等に配付</p> <p>2 子育てを楽しむ生活情報紙「あらかわ区報きっず」の発行(20年度～)                  (1)タブロイド版 4色 4ページ (2)部数15,000部 (3)年4回発行(6・9・12・3月)                  (4)内容 子育て生活情報・子育て支援施設・制度紹介等 (5)配布先 ハンドブックに準じる</p> <p>3 在宅育児家庭のイベント情報満載「あらかわきっずニュース」の発行(17年度～)                  (1)A4版 12ページ (2)部数 7,000部 (3)2ヶ月に1回発行                  (4)内容 子育て交流サロン・保育園・ひろば館等で実施する在宅育児家庭向けイベント情報</p> <p>4 子育て情報をひとまとめにした「子育て応援パック」の配付 子育て支援課窓口で出生及び転入世帯に配付</p> <p>5 子育て支援の最新情報を総合的に発信する「あらかわ子育て応援サイト」の構築・運営(20年12月開始)                  25年2月に公園の施設案内をスマートフォン専用ページを「おでかけParkNavi」として開設</p>				
経過	○17～19年度は子ども家庭支援センター事業費で「子育てマップ」を作成。20年度に「子育てハンドブック」に統合したことに伴い、子育て支援情報提供事業費として総合的に執行。 ○20年度に子育て情報をリアルタイムに情報発信できるよう「あらかわ子育て応援サイト」を開設。また、24年度にスマートフォン用公園案内ページ「おでかけParkNavi」を開設。 ○21年度には、子育て支援モニター等の意見を参考に「子育てハンドブック」を「子育て応援ブック」「子育ておでかけMAP」に分冊(同時配付)。				
必要性	子育て支援施策を「知らなくて利用できなかった」ことを解消するために、多様な方法により正確で豊富な分かりやすい子育て支援情報を提供することが必要である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 「区報きっず」制作、「子育て応援サイト」の管理保守等は業者委託。23年度から「きっずニュース」印刷製本を業者委託。				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	(4,269)	(16,259)	8,966	12,264	10,056	11,001	8,868
	①決算額(25年度は見込み)	(4,269)	(15,951)	6,728	11,409	9,914	10,745	8,868
	②人件費等		(2,663)	3,258	3,488	4,235	3,717	
	③減価償却費				1,162	1,555	1,452	
	【事務分担当】(%)		(35)	40	40	50	45	
	合計(①+②+③)	(4,269)	(18,614)	9,986	16,059	15,704	15,914	8,868
	国(特定財源)							
	都(特定財源)		(7,688)	3,079	4,754	3,109	3,858	2,798
	その他(特定財源)							
	一般財源	(4,269)	(10,926)	6,907	11,305	12,595	12,056	6,070
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	子育て応援ブック(～H21ハンドブック)	10000部	12000部	2000部	13500部	0部	15000部	0部
	あらかわ区報きっず		60000部	60000部	60000部	60000部	60000部	60000部
	きっずニュース	24000部	24000部	24000部	30500部	42000部	42000部	42000部

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報酬	非常勤報酬	2,056	非常勤報酬	2,305	非常勤報酬	2,226	
	共済費	非常勤報酬（健康保険等）	263	非常勤報酬（健康保険等）	315	非常勤報酬（健康保険等）	342	
	報償費					委託評価委員会委員報酬	28	
	一般需用費	きつずニュース		673	きつずニュース	662	きつずニュース	674
		ポータルサイト用画像編集ソフト		89	子育ておでかけMAP	693		
		子育ておでかけMAP増刷		197				
		配布用消耗品		24				
	委託料	ポータルサイト運営・改修		2,067	ポータルサイト運営・改修	1,525	ポータルサイト運営・改修	1,541
		あらかわ区報きつず		4,057	あらかわ区報きつず	4,057	あらかわ区報きつず	4,057
		区報きつず保存版		487	子育て応援ブック	1,188		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 区報きつず配布場所	129	160	173	175	180	
	② あらかわ子育て応援サイト トップページアクセス件数(年間)	66,875	76,816	74,785	80,000	83,000	

問題点・課題 (指標分析)	<p>○子育て応援サイト等が有効に活用されるよう、利用者や子育てモニターの声を聞きながら、今後も内容を精査していく必要がある。</p> <p>○区内の幼稚園・学校等に通園（学）していなくても、確実に情報を受け取れるようにする必要がある。</p>
	<p>（実施 7 区 未実施 15 区）</p> <p>ホームページ未実施：15区（実施区：江東、品川、目黒、大田、杉並、葛飾、江戸川） 杉並は区が設置し、区民を含めた運営委員会が運営。区としては未実施であっても、新宿・練馬はNPOやボランティアが制作したものがあり、区として支援をしている。中野は子育てメールマガジンを配信。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	子育てに係わる多様な情報を効果的に提供することが求められている。今後、統合等を含め、可能なものについては、発行内容、規模の縮小や電子化も含めて、提供方法のあり方を見直していく。	見直しの結果をふまえて、新たなかたちで情報提供を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
改善・見直し	改善・見直し	効果的な情報提供のあり方について、検討していく。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	子育て支援モニター	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	保坂	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	子育て支援モニター（030201-010502）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	20 年度	根拠	荒川区子育てモニター設置要綱	
終期設定	○ 有 ○ 無	年度	法令等	荒川区子育てモニター選定委員会設置要領	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	現在、区でさまざまな子育て支援策を実施しているが、子育て支援施策のさらなる充実を図るためには、子育て世代の要望をきめ細かく把握し、ニーズに即した事業展開を行っていくことが必要であり、サービス受給者の視点で事業効果等の検証と評価を実施する。				
対象者等	(1) 区内に住所を有すること (2) 区の子育て支援事業に対して理解と関心を持ち、積極的に協力する意思を有すること (3) 就学前の児童を養育していること (4) 区職員、区議会議員その他の区関係者等でないこと (5) モニターの任期が連続して2期を超えない、または前回の任期終了後2年を経過した場合				
内容	1. モニター会議内容 区の施策に対して子育て世代の視点から意見・要望を聴取、アンケート調査 区報きっずへの取材協力、子育てエッセーの執筆 2. モニター数 平成25年度 36名委嘱 一般公募した者の中からモニターとして適当と認めた者を委嘱 3. 謝礼品 区内共通お買い物券を前期・後期に分けて、各4千円分贈呈 4. モニター会議開催回数 年3回（6月・10月・2月） 5. 場所 サンパール荒川 6. 託児 あり				
経過	平成20年7月 荒川区子育て支援モニター事業を開始				
必要性	現状の区で実施している施策を区民の視点から検証及び評価を行い、真に必要な子育て支援策とは何かという課題を分析する上で必要な公聴の場である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 4月：モニターの募集・選考 6月：委嘱（第1回モニター会議開催） 10月：第2回モニター会議開催 2月：第3回モニター会議開催				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額		531	567	558	478	583	593	
①決算額（25年度は見込み）		522	567	455	419	535	593	
②人件費等		1,816	2,443	872	1,270	826		
③減価償却費				291	467	323		
【事務分担量】（%）		25	30	10	15	10		
合計（①+②+③）	0	2,338	3,010	1,618	2,156	1,684	593	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	2,338	3,010	1,618	2,156	1,684	593	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	子育て支援モニター		36人	40人	42人	39人	30人	36人
	モニター会議開催回数		3回	3回	3回	3回	3回	3回
	モニターアンケート実施回数		6回	10回	10回	8回	8回	8回
	子育てエッセーの執筆・発信					30回	28回	36回

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	託児サポーター費用	84	託児サポーター費用	84	託児サポーター費用
食糧費	飲食代	12	飲食代	9	飲食代	16	
	謝礼品	288	謝礼品	240	謝礼品	320	
一般需用費	応募・アンケート用紙	11	応募・アンケート用紙・エッセ-用紙	46	応募・アンケート用紙・エッセ-用紙	19	
	託児用消耗品	11	会議用消耗品	27			
役務費			アンケート郵便料	116	アンケート郵便料	115	
使用料及び賃借料	会議室使用料	13	会議室使用料	13	会議室使用料	24	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	モニターアンケート回収数	405	296	240	288	—	
②	子育てエッセ-の執筆・発信	—	30	28	36	—	
③							

（問題点・課題）	子育て支援モニター制度の実施により、現在実施している子育て支援策の見直しを図り、より区民にとって有益な事業を実施していく事が課題である。一方、今後は「子ども・子育て会議」の設置や「子育て世帯向けのニーズ調査」、「各種事業における区民意向調査」の実施など、その他の方法による意見の聴取が可能となる。
他区の実況	（実施 区 未実施 22 区） 23区では初めての事業である。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	子育て支援モニターの意見や要望を受けて、区として改善策を検討する。	他の方法により、子育て世代の意見を調査、把握していく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	休止・完了	区民意向調査等により意見を把握するため、休止とする。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	管理運営費 (子ども家庭支援センター)	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	茶谷	内線	3789
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	管理運営費(030201-010601) 営繕費(030201-010605)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 16 年度		根拠法令等	荒川区立子ども家庭支援センター条例・東京都子ども家庭支援センター事業実施要綱及び補助要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	・児童家庭相談機関として、子どもと家庭に関する相談に応じるとともに、児童虐待予防の取組及び様々なサービスの提供や調整、情報提供を行うことにより、すべての子育て家庭を支援する。 ・子育て講座や関係機関との会議を開催するほか、区民の様々な活動に資するために特例利用に供する「地域交流室」を管理運営する。				
対象者等	<相談業務>区内の18歳未満の子どもとその保護者 <地域交流室>子育てサークルを含むひろば館登録団体等 <サークル室>子育てサークル(登録後2年間)				
内容	子ども家庭支援センターの管理運営 ・子ども家庭支援センターの建物維持管理経費 ・相談業務・在宅育児支援業務・センター管理運営業務に係る職員人件費等経費 <1階>子育て交流サロン(3歳までの子どもとその保護者の集いの場) <2階>相談室及び事務室 <3階>子育てサークル室(サークル登録後2年間無料で、昼食時は登録不要で親子での利用に供する)及び相談室 <4・5階>地域交流室				
経過	H16. 4 ドン・ボスコ保育園内に子ども家庭支援センター開設 H18. 4 旧宮地ひろば館をリニューアルし、移転 H19.10 児童虐待への対応強化を図るため、先駆型子ども家庭支援センターに移行 H21. 4 虐待対応専門相談員の配置 H23. 4 児童相談所への職員長期派遣開始、心理専門相談員(週1)の配置 H25. 4 虐待対策コーディネーターの配置				
必要性	第一義的な児童家庭相談機関及び通告窓口として、都内各区市町村で設置することとなっている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ● 臨時職員)				
	子どもと家庭の総合相談機関及び在宅育児支援の機能を持つ施設として、直営で設置・運営				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	24,815	18,552	17,637	17,141	17,819	18,950	40,093	
①決算額(25年度は見込み)	18,902	15,408	16,179	15,875	16,843	17,269	40,093	
②人件費等	14,868	14,012	14,052	15,348	14,778	10,694		
③減価償却費				8,570	9,423	6,422		
【事務分担量】(%)	312	290	295	295	303	199		
合計(①+②+③)	33,770	29,420	30,231	39,793	41,044	34,385	40,093	
国(特定財源)	1,689				1,300	880	1,492	
都(特定財源)	552				93			
その他(特定財源)	514	441	437	392	435	390	23,450	
一般財源	31,015	28,979	29,794	39,401	39,216	33,115	15,151	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
地域交流室稼働率	48.8%	41.5%	41.5%	38.1%	43.0%	36.7%	%	
地域交流室利用団体数	-	-	-	-	-	86		
サークル室稼働率	-	-	-	33.3%	33.9%	24.7%		

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
	報酬・共済費・旅費	非常勤職員報酬・共済費・旅費	10,684	非常勤職員報酬・共済費・旅費	10,868	非常勤職員報酬・共済費・旅費	10,794
	一般需用	消耗品・修繕費	1,134	消耗品・修繕費	614	消耗品・修繕費	883
	光熱水費	光熱水費	1,037	光熱水費	1,121	光熱水費	1,245
	役員費	電話料・郵送料等	559	電話料・郵送料等	580	電話料・郵送料等	612
	委託料	清掃・保守委託等	2,309	清掃・保守委託等	1,911	清掃・保守委託等	2,222
	使用料及	複写機賃借料	237	複写機賃借料	248	複写機賃借料	314
	工事請負			受変電設備改修	1,837	昇降機リニューアル他	23,719
	備品購入費	印刷輪転機	881	自動体外式除細動器	84	デジタルコードレス電話	294
		講習会負担金	3	講習会負担金	6	講習会負担金	10

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 地域交流室稼働率	38.1%	43.0%	36.7%	40.0%	45.0%	
	② 地域交流室利用団体数	—	—	86			
	③ サークル室稼働率	33.3%	33.9%	24.7%	30.0%	35.0%	

（問題点・課題）	<p>○虐待通告を含む児童家庭相談について、第一義的に対応する機関でありながら、児童相談所のような保護や措置の権限を持たない。</p> <p>○乳幼児が多く利用する施設にも関わらず交通量の多い道路に面していること、駐輪場がほとんどなく、利用者や近隣に不便を強いているなど、立地に課題がある。</p> <p>○施設の老朽化に伴い、昇降機や空調設備、給排水管工事等の大規模改修が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	児童相談所と子ども家庭支援センターの共有ガイドラインの策定について、都と区市で現在進行中である。	23区において児童相談所の移管についての準備をすすめる。
②	虐待対策コーディネーターを配置し、関係機関連携の充実を図る。	今後の相談及び活動件数の推移をみながら、対応の充実を図るための体制整備を検討する。
③	昇降機のリニューアル工事を実施する。	営繕課等と協議しながら施設改修の中長期計画を作成する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	子どもと家庭に関する相談の拠点施設として、その機能を強化し、児童虐待や養育困難等のケースに対する対応力の充実を図る必要がある。

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	要保護児童対策事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	茶谷	内線	3789
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	要保護児童対策事業（030201-010602）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	18年度	根拠	児童福祉法第10条・25条等・児童虐待の防止等に関する法律・荒川区要保護児童対策地域協議会要綱・次世代育成支援対策交付金評価基準・荒川区育児家庭支援訪問事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕			
	政策	子育てしやすいまちの形成〔03〕			
	施策	子育て環境の整備〔03-01〕			
目的	児童虐待など深刻な状況に置かれている児童に関する通告や連絡・相談に応じ、要保護児童等の適切な保護・支援を行うとともに、児童の安定した養育環境を確保する。				
対象者等	区内に住む18歳以下の子どもとその保護者				
内容	<p>&lt;東京都子供家庭支援センター事業要綱等に規定のある要保護児童対策事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども（18歳未満）と家庭にかかわる相談及び支援・児童虐待の通告等への対応及び防止のための啓発活動</li> <li>・子どもや家庭に係わる関係機関のネットワーク強化を目的とした荒川区要保護児童対策地域協議会の運営</li> <li>・東京都児童相談所との定例連絡会及び虐待ケースの進行管理のための虐待モニタリング会議の開催</li> <li>・東京都と協定を締結し家庭復帰等のケースについての見守りサポート事業の実施</li> <li>・養育支援訪問事業の実施、子どものショートステイ事業の実施</li> <li>・東京都の養育家庭制度についての普及・啓発活動及び養育家庭支援連携</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 要保護児童対策地域協議会                      代表者会議（年1回）                      実務者会議（年4回）                      個別ケース会議（随時）                      三層構造                      構成機関・・・児童相談所、警察、医師会、病院、民生児童委員、学校、幼稚園、保育園、保健所、障害者福祉課、生活福祉課など。</p> </div> <p>&lt;要保護児童対策としての区独自の取り組み&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒への虐待防止カードの配布（19年度～）</li> <li>・虐待対応専門相談員の配置（21年度～）</li> <li>・主任児童委員との学校訪問（21年度～）</li> <li>・虐待予防のためのグループミーティング（22年度～）</li> <li>・虐待予防のためのコモンセンスペアレンティングプログラム（25年度新規）</li> <li>・虐待予防講演会（21年度～）</li> <li>・機能強化：精神科医のスーパーバイズ、心理専門相談員配置（23年度～）</li> <li>・虐待対策コーディネーターの配置及び虐待対策ワーカーの増配置（25年度新規）</li> </ul>				
経過	H19. 2 荒川区要保護児童対策地域協議会設置 H19.10 児童虐待への対応を強化するため、先駆型子ども家庭支援センターに移行 区独自の取組の経過は上記内容に記載				
必要性	子ども家庭支援センターは、区における児童の相談機関及び児童虐待対応機関として位置づけられており、本事業は子ども家庭支援センターの根幹事業として不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 児童虐待防止・児童虐待への対応機関及び要保護児童対策地域協議会の調整機関として、直営で実施。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	770	2,413	2,804	2,998	4,730	5,600	5,085	
①決算額（25年度は見込み）	770	795	1,503	2,575	4,442	4,664	5,085	
②人件費等	31,855	16,517	22,396	26,160	35,109	33,947		
③減価償却費				0	22,237	17,555		
【事務分担量】（%）	373	295	275	300	715	544		
合計（①+②+③）	32,625	17,312	23,899	28,735	61,788	56,166	5,085	
国（特定財源）					1,105	170	1,654	
都（特定財源）					259	74	385	
その他（特定財源）								
一般財源	32,625	17,312	23,899	28,735	60,424	55,922	3,046	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	区内児童虐待新規件数（センター・児相合計）	74	65	70	92	153	154	
	うち支援センター児童虐待新規件数	45	29	38	52	97	86	
	養育家庭体験発表会参加者数	68	22	30	43	42	29	
	虐待防止グループミーティング参加者	—	—	—	53	27	43	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金	臨床心理士賃金	714	臨床心理士賃金	730	臨床心理士賃金	880
報償費	講師者謝礼報償金	564	講師者謝礼報償費	414	講師者謝礼報償費	846	
食糧費	要保護児童対策協議会飲料	14	要保護児童対策協議会飲料	13	要保護児童対策協議会飲料	18	
一般需用	虐待防止マニュアル・消耗品	856	虐待防止マニュアル・消耗品	504	虐待防止マニュアル・消耗品	763	
役務費	郵送料（切手）	6	郵送料（切手）	6	郵送料（切手）	7	
委託料	家事支援業務委託	2,284	家事支援業務委託	2,902	家事支援業務委託	2,525	
使用料及び賃借料	養育家庭体験発表会会場使用料	4	養育家庭体験発表会会場使用料	5	養育家庭体験発表会会場使用料	18	
備品購入費			電動アシスト自転車	90			
負担金補助			ファシリテーター養成講座参加費	0	ファシリテーター養成講座参加費	28	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度見込み	目標値(26年度)	
①	児童虐待新規受理件数	92 (52)	153 (97)	154 (86)	180 (95)	100	荒川区内の児童虐待新規件数 (下段は子ども家庭支援センターの受理件数)
②	支援センター相談対応活動件数	2,310	4,622	8,383	10,000	10,000	来所・電話対応、訪問等活動件数
③	荒川区内養育家庭数	4	4	4	6	7	要保護児童を家庭的養護する家庭数

問題点・課題分析	児童虐待の予防と早期発見のために、関係機関による一層の連携が必要である。
実施状況	(実施 22 区 未実施 区 )

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	居所不明児童及び特定妊婦（妊娠中から養育に課題を抱える妊婦）の早期発見と対応を図るための仕組みを検討する。	関係機関等との打合せを行い、仕組みを作ったのちに積極的な周知を行い、各部署での対応の定着を図る。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	要保護・要支援児童とその保護者及び特定妊婦の支援について、関係機関と連携しながら中核機関として積極的に推進していく。

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	あらかわキッズコール24（24時間子育て電話相談）	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	矢後	内線	3789
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	あらかわキッズコール24(030201-010603)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	20 年度	根拠		
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	24時間365日電話相談に応じる体制を整えることで、妊娠や育児についての不安の解消を図り、子育て家庭を支援する。				
対象者等	区民で妊産婦及び6歳までの乳幼児を持つ保護者				
内容	<p>妊娠や育児についての相談について、24時間365日電話での相談対応を行う。 まず看護師が電話で相談の内容を聞き、内容によって臨床心理士、希望した場合には医師との相談につなげる。</p> <p>①相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間365日、常時電話相談の体制をとる。</li> <li>・フリーダイヤル（携帯電話からも対応可能なもの）を設置する。電話番号0120-536-883</li> <li>・看護師がまず対応し、相談の内容によって、臨床心理士、管理栄養士、医師がフォローする。</li> </ul> <p>②相談方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談には原則として即答で対応するが、訪問・面談等が必要である場合には、氏名・連絡先等を聞き取り、子ども家庭支援センターに引き継ぐ。</li> </ul> <p>&lt;相談内容及び件数：24年度実績&gt;                  症状・病気2,988件、育児相談430件、妊娠中の相談40件、メンタル相談87件、健康管理289件、病院・医療機関案内600件、その他62件</p>				
経過	H20.4 事業開始				
必要性	区役所が閉庁している早朝・深夜・休日などに、子どもの体調の急変やケガなどについて相談できる事業として有用である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 看護師・保健師・精神保健福祉士等、相談の内容によって対応できる専門職を配置している事業者に業務委託して実施。（25年度は法研(株)）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	0	2,675	1,888	4,200	4,200	2,532	2,886	
①決算額（25年度は見込み）	0	1,436	1,882	4,200	4,200	2,507	2,886	
②人件費等		593	977	1,046	1,016	991		
③減価償却費				349	373	387		
【事務分担量】（%）		7	12	12	12	12		
合計（①+②+③）	0	2,029	2,859	5,595	5,589	3,885	2,886	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	731	944	2,100	2,100	1,254	1,443	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	0	1,298	1,915	3,495	3,489	2,631	1,443	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	あらかわキッズコール24相談件数	0	1,707	3,396	4,440	4,302	4,496	4,500
								(見込)

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	業務委託	4,200	業務委託	2,507	業務委託	2,886

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	電話相談件数（年間）	4,440	4,302	4,496	4,500	4,600	
②							
③							

（問題点・課題分析）	子どもの対象年齢を6歳までとしており、7歳以降の夜間相談の需要はあるが現状では対象外としている。
他区の実況	（実施 1 区 未実施 21 区） 世田谷区 「子育てテレフォン」平日午後10時まで、土・日・祝日午前9時から午後10時 直営で保健師が対応 類似事業：相模原市介護予防推進課「ホッと あんしんダイヤル」・東京消防庁「救急相談センター」

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	本事業を利用してきた区民が、子どもの成長にともない事業の対象外となることから、対象者の拡大などについて検討する。	全区民を対象とした健康電話相談への移行の必要性を含めて検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	利用件数は多く、妊娠や育児についての不安の解消のための事業として非常に必要性が高い。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	子育て交流サロン事業費（子ども家庭支援センター）	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	宮崎	内線	3789
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	子育て交流サロン事業費（子ども家庭支援センター）（030201-010604）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠法令等	荒川区子ども家庭支援センター条例・東京都子ども家庭支援センター事業実施要綱及び補助要綱、国地域子育て支援拠点事業要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	子ども家庭支援センターの機能として、乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりを持つ場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図る。また、親同士の交流の中で親育ちが図れるよう見守り・助言を行っていく。				
対象者等	在宅で子育てをしている0歳から概ね3歳までの乳幼児とその保護者				
内容	○子育て交流サロン ①子育てをしている保護者同士の交流の場及び子どもの遊び場の提供 ②子育て家庭の保護者等に対する相談、助言等の援助 ③子育て家庭に対する育児に関する情報提供並びに地域の子育てサークル及び子育てボランティアの育成及び支援 ④子育て講座（カンガルー講座）の企画・実施（計10回）、図書館と連携しての読み聞かせ講習会 24年度は親子ふれあい遊び・親子体操などの実技を伴う講座と託児付きの座学での講座を行った ⑤子育てポータルサイト（サロンページ）更新 ○子育てネットワーク会議 子ども家庭支援センターと社会福祉協議会との共催（年2回開催） 子育て関係行政機関・ボランティア団体・子育てサークル代表により情報の共有を行い、区の子育て支援について共に考えていく場として開催				
経過	○子育て交流サロン H18.4 旧宮地ひろば館をリニューアルし移転した子ども家庭支援センター内に、子育て交流サロン開設 育児講座ほか実施開始 ○子育て支援ネットワーク会議 H18 社会福祉協議会が主体となり、講演会を開催 H19～ 子ども家庭支援センターと社会福祉協議会による共催で、子育てサークルを構成機関に加え年2回開催				
必要性	子ども家庭支援センターの子育て交流サロンは、支援センターや保健所の相談対応ケースを利用につなげるなど、有機的に係わりを持たせているため、必要性は極めて高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 子ども家庭支援センターの支援ワーカー（1名）がサロン担当を兼務し、全体の調整にあたっている。サロンの運営は非常勤職員（保育士資格）3名で行っている。				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額		315	466	493	461	477	470
	①決算額（25年度は見込み）		315	361	411	436	430	470
	②人件費等				3,453	3,627	6,079	
	③減価償却費				1,249	1,648	9,907	
	【事務分担当】（%）				43	53	307	
	合計（①+②+③）	0	315	361	5,113	5,711	16,416	470
	国（特定財源）							
	都（特定財源）					18	18	
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	315	361	5,113	5,693	16,398	470
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	センター内サロン親子利用者数	11,135	13,472	12,287	12,817	11,640	9,953	12,000
	育児講座参加者数	234	398	412	440	474	511	600
	センター内サロン子育て相談件数	199	152	179	218	241	204	220

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	育児講座講師等謝礼	233	育児講座講師等謝礼	260	育児講座講師等謝礼
一般需用費	消耗品	203	消耗品	170	消耗品	181	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	センター内サロン子育て相談件数	218	241	204	220	250	
②	育児講座延べ参加者数	440	474	511	600	600	
③	子育てサークル数(累計)	41	39	40	50	50	センター内サークル室利用団体

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭で孤立化した状態の育児にならないように、孤立の心配のある親子を保健所など関係機関と連携しながら、育児講座なども利用して子育て交流サロンにつなぎ孤立化を防ぐ必要がある。</li> <li>・サークル活動が開かれた活動をしているところが少なく、メンバー募集をしていないサークルも多いため、閉じたサークル活動となってしまっている団体が多い。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	カンガルー講座の内容のバリエーションを増やして、事業の充実を図る。	講座内容の新たなニーズなどの検討を行い、保護者の育児スキルの向上につなげる。
②	親同士の関わりを持ってもらうため、サークル数を増やす働きかけをする。またネットワーク会議等への参加を促し、他サークルの活動状況を知ることにより、各サークルの内容の充実及びサークル間の交流を図る。	サークル活動の活性化を図るよう支援を充実させ、地域のグループ活動の推進を図る。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	在宅育児家庭の育児不安や孤立化等の解消を図るため、関係機関との連携をさらに強化する。

状況（要）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	産後支援ボランティア助成事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	本間	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	産後支援ボランティア助成事業費（030201-010701）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	18年度	根拠	荒川区産後支援ボランティア派遣事業費補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	出産後間もない子ども（原則出産後6月以内の子ども）を養育する家庭において、その養育が困難な場合、助産師・ボランティア等を派遣し、赤ちゃんの入浴の手伝い、買い物の手伝い等を実施するボランティア団体に対し、その運営費を補助し、産後家庭の子育ての負担軽減を図る。				
対象者等	産後支援ボランティアを継続して派遣できる団体 （団体構成員が10以上で半数以上が区内在住・在学・在勤者）				
内容	○実施団体：「35（産後）サポネットin荒川」 代表 元首都大学東京教授 恵美須氏・元NPO法人代表 藤田氏 ○支援内容：赤ちゃんの入浴手伝い・外出付き添い・買い物代行・家事手伝い・お母さんと赤ちゃんの健康相談など ○支援対象：出産後6ヶ月以内の育児困難家庭 ○支援方法：産後家庭への助産師・保育士・ボランティアの派遣による援助 ○利用時間：1回2時間以内 ○利用料金：派遣ボランティア1名につき500円 ○補助対象経費：ボランティア活動費等（派遣コーディネート、事務職員含む）・保険料・会議費等				
経過	平成16年10月 首都大学において子育てボランティア講演会・シンポジウムを開催 平成17年 3月 シンポジウムをきっかけに区民・学生による産後支援ボランティア（35（産後）サポネットin荒川）が始まり、同活動の支援を荒川区次世代育成支援行動計画に織り込む。 平成18年 4月 モデル事業として、事務局経費・保険料・事務局補助者経費を区が助成する目的で予算を計上。（257,600円） 平成21年 2月 事務局が荒川六丁目みんなの実家@まちやに移転したことにより、会場費はサロン経費で負担				
必要性	出産直後の乳児及び母親を支援対象とした区の子育て支援事業は少なく、事業の必要性は高い。また、子育てのボランティア団体を育成、支援するうえでも本事業は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ボランティア団体への補助事業				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,125	1,634	1,514	1,920	1,851	1,984	2,307	
①決算額（25年度は見込み）	1,097	1,435	1,326	1,873	1,850	1,983	2,307	
②人件費等	427	424	407	436	423	826		
③減価償却費				145	156	323		
【事務分担量】（%）	5	5	5	5	5	10		
合計（①+②+③）	1,524	1,859	1,733	2,454	2,429	3,132	2,307	
国（特定財源）								
都（特定財源）		817	732	936	877	877	1,105	
その他（特定財源）								
一般財源	1,524	1,042	1,001	1,518	1,552	2,255	1,202	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
延べ利用者数	338	202	246	391	471	531	826	
実利用者数（派遣ケース数）	21	22	47	54	49	60	59	
1ケースあたりの派遣回数	16.1	9.2	5.2	7.2	9.6	8.9	14.0	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
その他の補助金	ボランティア活動費	1,050	ボランティア活動費	1,020	ボランティア活動費	1,416	
	派遣コーディネート経費	291	派遣コーディネート経費	333	派遣コーディネート経費	149	
	事務職員補助	874	事務職員補助	874	事務職員補助	874	
	事務費・会議費・保険料等	156	事務費・会議費・保険料等	154	事務費・会議費・保険料等	281	
	利用者負担	△ 239	利用者負担	△ 266	利用者負担	△ 413	
	寄付金	△ 282	寄付金	△ 132			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	延べ利用者数	391	471	531	826	—	
②	派遣ケース数	54	49	60	59	—	実利用者数
③							

(問題点・課題)	ボランティアによる活動は、個人の力量に大きく左右される面もあるため、継続的な人材の確保・育成が課題である。また、利用者の増加に伴い必要経費が増えているため、安定した運営のために検討が必要である。
他区の実施状況	（実施 10 区                      未実施 12 区） 千代田区（千代田子育てサポート）      渋谷区（にこにこママ）                      北区（子育て応援団事業） 中央区（育児支援ヘルパー）              江東区（ふれあいサービス）                      練馬区（育児支援ヘルパー） 港区（あい・ぽーと子育てサポート）      世田谷区（さんさんサポート） 新宿区（育児支援家庭訪問事業）              中野区（育児支援ヘルパー派遣）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	安定した運営のため、補助要綱を含めた制度の見直しを検討する。	25年度の検討をもとに必要であれば新たな体制の構築を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	利用者も増加しており、在宅育児支援策として必要性は高い。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ツインズサポート事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	竹井	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ツインズサポート事業（030201-010702）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠法令等	荒川区ツインズサポート事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕			
	政策	子育てしやすいまちの形成〔03〕			
	施策	子育て環境の整備〔03-01〕			
目的	多胎児を養育する家庭に対し、外出の不自由を緩和するため、タクシー利用料金を助成するとともに、荒川区ファミリー・サポート・センター事業等の在宅育児支援事業の利用料の一部を助成することにより、多胎児を養育する家庭の経済的負担を軽減し、もって子育て支援の充実を図ることを目的とする。				
対象者等	1 タクシー料金助成事業：荒川区民で当該年度の4月1日現在において満2歳以下の多胎児を養育する家庭 2 在宅育児支援事業等（ファミリーサポートセンター事業ほか5事業）利用料金助成事業：荒川区民で当該年度の4月1日現在において、満5歳以下の多胎児を養育する家庭 3 当該年度の4月2日以降に出生、転入により上記の1、2に該当する多胎児を養育する家庭				
内容	1 タクシー料金助成事業 ①助成対象：多胎児家庭の保護者が、多胎児とともに外出した際に利用したタクシーの料金負担額 ②助成額：5,000円～20,000円（年額・該当した期間により、限度額を四半期に分け5,000円単位で減額） ③実施方法 4月1日現在の対象者：区から申請書等を郵送により配布 4月2日以降の対象者：該当者の申し出等により区から申請書等を郵送 2 在宅育児支援事業等利用料金助成事業 ①対象事業：ファミリー・サポート・センター事業・一時保育事業・緊急一時保育事業・ショートステイ事業・産後支援ボランティア派遣事業・乳幼児一時預かり事業 ②助成額：上記①の事業で負担した額の1/2・5,000円～20,000円 ③実施方法：2歳以下はタクシー料金助成事業と同様・3歳以上は申し出等により区から申請書郵送				
経過	平成19年 都バスで双子用ベビーカーが使用できないため、タクシー券配布事業として開始 平成21年 タクシー券販売中止により補助制度に変更				
必要性	育児の負担が重なる多胎児を養育している家庭を支援するため、区として経済的にも精神的にも支援する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 4月・対象者リスト作成 ・該当者にタクシー利用料補助申請書・在宅育児支援事業等利用料補助申請書類を送付 通年・タクシー利用料・在宅育児支援事業等利用料補助金申請随時受付 ・四半期ごと交付決定し、補助金支払				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,213	1,675	1,238	1,490	1,056	912	939	
①決算額（25年度は見込み）	841	858	712	872	970	848	939	
②人件費等	427	847	814	872	847	826		
③減価償却費				291	311	323		
【事務分担量】（%）	5	10	10	10	10	10		
合計（①+②+③）	1,268	1,705	1,526	2,035	2,128	1,674	939	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,268	1,705	1,526	2,035	2,128	1,674	939	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
タクシー券支給件数	41	41	-	-	-	-	-	
ファミサポ等補助件数	2	4	13	21	18	23	17	
タクシー利用補助件数	-	-	47	57	62	56	55	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	タクシー利用補助	815	タクシー利用補助	703	タクシー利用補助
	一時保育等補助	156	一時保育等補助	145	一時保育等補助	187	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	タクシー券支給件数	—	—	—	—	—	
②	一時保育（ファミサポ）等補助件数（延べ）	21	18	23	17	50	
③	タクシー利用補助件数（延べ）	57	62	56	55	70	

（問題点・課題）	<p>タクシー券の販売中止により、タクシー券の支給をタクシー利用料補助へ21年度から変更。また、自家用車所有世帯はタクシーを利用する機会が少ないため、事業の費用対効果について、改めて検討する必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施区 未実施 22区）</p> <p>23区初の事業</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	タクシー利用料補助及び在宅育児支援事業利用料補助について事業内容を周知していくとともに、タクシーを利用する機会が少ない世帯向けの助成メニューについて検討する。	検討結果をふまえ、実現の場合は積極的に周知をはかる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	多胎児に対する支援策として必要であり、今後とも現状の内容で実施していく。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	地域子育て見守り事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	竹井	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	地域子育て見守り事業（030201-010703）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠	荒川区地域子育て見守り事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	地域に在住する民生・児童委員及び主任児童委員が、在宅で乳幼児を養育している家庭を訪問し、子育て応援券（キッズクーポン）を配付することにより、地域の子育て状況を把握するとともに、子育て家庭が孤立しないように見守り、もって子育て支援の充実を図ることを目的とする。				
対象者等	①絵本交換券：当該年度の4月1日現在において、住民記録台帳に記載されている満1歳以下の在宅育児家庭（配付時に当該児童が認可保育園、認証保育所、家庭福祉員において保育されている場合は除く） ②荒川遊園乗りもの券：当該年度の4月1日現在において、住民基本台帳に記載されている満2歳以上3歳未満の在宅育児家庭 ③上記①又は②に該当し、配付時まで区内に住所を有する者				
内容	民生・児童委員又は主任児童委員が、その所管する担当区域内の対象家庭を訪問し、キッズクーポン（子育て応援券）の配付とともに、在宅育児家庭の実情把握に努め、子育て関連情報の提供や相談・助言を行う。 1 配付方法 ①事前に対象世帯に「民生・児童委員又は主任児童委員訪問のおしらせ」の葉書を送付し、事業を周知する。 ②民生・児童委員又は主任児童委員が対象世帯を戸別訪問。 (ア) 絵本交換券（1歳以下） 民生・児童委員又は主任児童委員が戸別訪問し、絵本交換申込書（往復はがき）を配付。（東京都荒川書店組合へ絵本交換申込書（往復はがき）で希望絵本を申込み。→書店組合から絵本交換券（往復はがき返信分）を受取る。→指定書店で絵本交換券と絵本の交換。） (イ) 荒川遊園のりもの券（2歳児） 民生・児童委員又は主任児童委員が戸別訪問し、荒川遊園のりもの券を配付。 2 周知方法：区報・ホームページ掲載				
経過	●平成19年 荒川区地域子育て見守り事業を実施（子育て需要調査を本事業で実施）				
必要性	児童虐待防止及び子育て支援のため、地域の中で孤立しがちな各在宅育児家庭の支援策として、有効な事業である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 各地域の民生委員による戸別訪問配付（絵本の交換は、東京都荒川書店組合に委託）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	13,500	9,690	14,341	11,436	10,411	7,351	7,336	
①決算額（25年度は見込み）	11,469	8,113	12,890	9,660	9,770	6,429	7,336	
②人件費等	1,708	1,816	2,036	3,488	3,388	4,957		
③減価償却費				1,162	1,244	1,936		
【事務分担量】（%）	20	25	25	40	40	60		
合計（①+②+③）	13,177	9,929	14,926	14,310	14,402	11,386	7,336	
国（特定財源）								
都（特定財源）		178		381	650	606	618	
その他（特定財源）								
一般財源	13,177	9,751	14,926	13,929	13,752	10,780	6,718	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	絵本交換券対象児童数	2,163	2,369	2,460	2,442	2,414	2,436	2,498
	絵本交換券配付児童数	1,932	1,800	1,944	1,986	2,204	2,238	2,295
	のりもの券対象児童数	883	822	880	971	958	912	984
	のりもの券配付児童数	790	776	823	905	880	852	911

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般賃金	リスト作成事務補助	128	144	リスト作成事務補助	144	リスト作成事務補助	144
一般需用費	事務用消耗品	95	145	事務用消耗品	145	事務用消耗品	140
	絵本（サロン等見本用）	574	342	絵本（サロン等見本用）	342	絵本（サロン等見本用）	450
役務費	周知はがき等郵送料	165	173	周知通知等郵送料	173	周知通知等郵送料	261
	絵本交換券（往復葉書）	224	234	絵本交換券（往復葉書）	234	絵本交換券（往復葉書）	243
委託料	地域子育て見守り事業	5,701	3,561	地域子育て見守り事業	3,561	地域子育て見守り事業	4,130
	委託契約（絵本交換）			委託契約（絵本交換）		委託契約（絵本交換）	
使用料及び賃借料	荒川遊園のりもの券	2,883	1,830	荒川遊園のりもの券	1,830	荒川遊園のりもの券	1,968

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	絵本交換券（1歳以下）配付率	81.33%	91.30%	91.87%	91.87%	100.00%	対象児童数に対する配付率
②	のりもの券（2歳児）配付率	93.20%	91.86%	93.42%	92.58%	100.00%	対象児童数に対する配付率
③							

問題点・課題 (指標分析)	<p>○民生・児童委員及び主任児童委員が在宅育児家庭に、あまり知られていない状況があり、民生・児童委員及び主任児童委員が気軽に地域で子育て相談にのれるよう、その存在と役割を在宅育児家庭に理解してもらうことが必要である。</p> <p>○クーポンの配付について、受け持ち件数の増加など、民生委員によっては、配付作業が大きく負担となっている。</p> <p>○絵本の交換では里帰り出産等で長期間不在により、引換できないトラブルが発生しているため、引換の方法についても検討する必要がある。</p>
	<p>他区の実施状況</p> <p>（実施 区 未実施 22 区）</p> <p>23区内で初めての事業である。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	在宅育児家庭に地区の民生・児童委員及び主任児童委員の役割を理解してもらうために、引続き事業のPRに努める。	在宅育児家庭に地区の民生・児童委員及び主任児童委員の役割を理解してもらうために、引続き事業のPRに努める。
②	絵本の引換期間等について改善策を検討をする。	検討結果をふまえ、改善策を実行する。
③	クーポンの配付方法について、負担が少なく、かつ効果的な方法に改める。	変更結果について、意見を徴収し、さらに効果的な配付方法を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	民生・児童委員及び主任児童委員による在宅育児家庭見守りとして重要であり、今後とも実施していく。

議 会 要 旨	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	託児サービス事業費補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	本間	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	託児サービス事業費補助（030201-010704）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	19 年度	根拠	荒川区共催後援事業への託児サービス事業補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	荒川区共催後援事業の実施時に提供する託児サービスに係る経費の一部を主催者に対し、区の予算の範囲内で補助することにより、子育て中の保護者の社会参加を促進し、子育て家庭の福祉の向上を図る。 ※「託児サービス」とは、小学校就学前の子どもを、保育士又は保育の経験がある者が、子どもを擁護するにあたり、通常の配慮すべき安全が確保されている場所において一時的に預かるサービスをいう。				
対象者等	民間事業者等が主催し、区等（議会、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員を含む。）が共催または後援する事業（以下「共催後援事業」という。）の実施にあたり、その参加者のために託児サービスを提供する場合、その共催後援事業主催者				
内容	○補助対象経費：補助事業の実施に係る人件費、賃借料、光熱水費その他区長が特に認める経費 ○補助金交付額：6,000円/回 12回/年度 ○補助金交付申請：補助金交付申請書に下記資料を添えて区長に申請する。 (1) 区等が共催し、又は後援することを証する書類 (2) 補助事業の実実施計画を記載した書類 (3) 託児サービスの提供に要する経費がわかる書類 (4) その他区長が必要と認める書類				
経過	平成19年7月 託児サービス事業費補助開始				
必要性	講演会・イベント事業等における託児所等の設置を支援し、子育て家庭の社会参加を促進するため、本事業は必要である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ) 事業主催者への補助事業				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	400	162	180	102	84	84	84	
①決算額（25年度は見込み）	0	15	66	81	0	12	84	
②人件費等	427	424	407	436	423	248		
③減価償却費					156	97		
【事務分担当】（%）	5	5	5	5	5	3		
合計（①+②+③）	427	439	473	517	579	357	84	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	427	439	473	517	579	357	84	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
利用者団体数	0	3	3	2	0	1	1	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		その他の補助金	託児サービス補助	0	託児サービス補助	12	託児サービス補助

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	利用者団体数	2	0	1	1	5	
②							
③							

(問題点・課題)	補助金額（限度額6,000円/回×最大12回/年）に対して手続きが煩雑であり、実績があがりにくい。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	現状規模で実施し、事業の実施の可否も含めて実績の推移を見て検討する。	検討結果をふまえて、実施の可否を判断する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	子育て中の保護者の社会参加を促進するため、現状の規模で実施する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	託児サポーター	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	本間	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	託児サポーター（030201-010705）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成	19 年度	根拠	荒川区託児サポーター事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区託児サポーター事業会則	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	<p>自宅以外の場所で育児の援助を行いたい者（託児サポーター会員）及び育児の援助を受けたい者（利用会員）により構成される会員組織で、会員相互の援助活動を実施することにより、子育て家庭の社会活動への参加を促進する。</p> <p>（ファミリー・サポート・センター事業は、協力会員又は利用会員の自宅でしか子どもを預かることができないので、託児サポーターは、講演会の会場に設けられる託児所等自宅以外の安全な場所で子どもを一時預かる場合利用できる）</p>				
対象者等	<p>○託児サポーター会員：託児サポーター事業会則を承認のうえ、自宅以外の場所で子育て支援活動ができる者（ファミリー・サポート・センター事業協力会員・保育ママ・保育士・幼稚園教諭・助産師等）</p> <p>○託児サポーター利用会員：託児サポーター事業会則を承認のうえ、自宅以外の安全な場所で子育て支援活動を必要とする者</p>				
内容	<p>ファミリー・サポート・センター協力会員、保育ママ等地域における子育て支援の担い手を「託児サポーター」として登録し、区・民間団体等（利用会員）から託児サービス等の要請があった場合、登録した託児サポーターと事務局において調整し、自宅外の託児所開設を支援する。</p> <p>○託児サポーター事業委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●会員登録、管理業務</li> <li>●依頼者、提供者コーディネート業務</li> <li>●広報活動</li> </ul> <p>○報酬額 1, 220円/時間</p>				
経過	平成19年11月 事業開始				
必要性	講演会・イベント事業等における託児所等の設置を支援し、子育て家庭の社会参加を促進するため、本事業は必要である。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業同様社会福祉協議会に委託</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	738	1,226	1,226	1,226	1,226	1,200	1,194	
①決算額（25年度は見込み）	730	839	1,199	1,225	1,226	1,200	1,194	
②人件費等	427	424	407	436	423	165		
③減価償却費				145	156	65		
【事務分担当】（%）	5	5	5	5	5	2		
合計（①+②+③）	1,157	1,263	1,606	1,806	1,805	1,430	1,194	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,157	1,263	1,606	1,806	1,805	1,430	1,194	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	派遣回数	29	61	73	83	133	118	130
	派遣人数	73	201	247	203	401	347	400

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	事務局運営経費	1,189	事務局運営経費	1,200	事務局運営経費
	HP掲載経費	37					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	派遣回数	83	133	118	130	150	
②	派遣人数	203	401	347	400	450	
③							

(問題点・課題)	子育て支援活動の担い手を幅広く提供する事業として、ファミリー・サポート・センター事業とともに更なる周知が求められる。
他区の実況	(実施区 未実施区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業について広く周知し、託児サポーターの利用促進を図る。	事業について広く周知し、託児サポーターの利用促進を図る。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	子育て中の保護者の社会参加を促進するため、現状の規模で実施する。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	親子ふれあい入浴事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	竹井	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	親子ふれあい入浴事業（030201-010706）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠	荒川区親子ふれあい入浴事業補助要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	親子ふれあい入浴事業を実施することにより、家庭内では経験できない親子のふれあいの場を提供し、もって家族のコミュニケーションの円滑化と子育て家庭への支援に資することを目的とする。				
対象者等	荒川区内の小学生以下の児童と保護者				
内容	<p>事前に、小学校・幼稚園・保育園・ひろば館等を通して、入浴券（1万8千枚・周知用チラシを兼ねる）を配付し、入浴券を持参した親子について入浴料を無料とする。</p> <p>1 事業実施時期 年6回実施し、開催日は原則として開催月の第3土曜日（あらかわ家族の日）とする。 平成21年度～24年度：6月～11月の毎月実施（20年度は7月～12月、19年度は7, 8, 9, 11, 1, 3月）</p> <p>2 対象とする浴場 東京都公衆浴場生活衛生同業組合荒川支部に加盟する浴場（28浴場）</p> <p>3 公衆浴場に対する補助額 （1）事務処理に要する補助 1浴場につき1回の実施に当たり5千円（22年度～）とする。（19年度～21年度は1万円） （2）入浴料の割引を行った場合の当該割引相当額 補助限度額：（1）の補助総額と同額を限度とする 24年度実績 実施回数 173回 利用者数 13,432人 1浴場1回あたり平均 利用人数 79人 補助額 5,000円 22,360円（延べ86人）～560,360円（延べ1,940人） （3）補助事業の宣伝広告等を行った場合は、当該宣伝広告等に要した経費</p> <p>4 補助交付団体 東京都公衆浴場生活衛生同業組合荒川支部</p>				
経過	●平成19年 荒川区親子ふれあい入浴事業補助を開始				
必要性	家族関係が希薄になり、親子のふれあう機会が不足している今日、親子のきずなを深める事業として必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 交付申請→交付決定→入浴料補助年2回請求書・実績報告により支出				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	5,665	5,220	5,704	6,925	6,000	5,332	5,248	
①決算額（25年度は見込み）	5,224	4,960	5,693	5,346	4,874	4,997	5,248	
②人件費等	427	1,816	814	872	847	1,652		
③減価償却費				291	311	645		
【事務分担量】（%）	5	25	10	10	10	20		
合計（①+②+③）	5,651	6,776	6,507	6,509	6,032	6,649	5,248	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	5,651	6,776	6,507	6,509	6,032	6,649	5,248	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	参加浴場数	40	39	38	37	33	30	28
	参加親子（延べ人数）	9,335	12,567	15,167	14,579	13,119	13,432	14,288
	延べ実施回数	242	231	221	211	191	173	180

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費 負担金補助及び交付金	事業用消耗品		98	事業用消耗品	85	事業用消耗品	90
	浴場組合補助			浴場組合補助		浴場組合補助	
	事務補助		955	事務補助	865	事務補助	900
	入浴料補助		3,821	入浴料補助	3,947	入浴料補助	4,158
	宣伝事業補助		0	宣伝事業補助	100	宣伝事業補助	100

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	参加親子（延べ人数）	14,579	13,119	13,432	14,288	15,000	
②	参加浴場率	94.9%	94.3%	96.1%	100.0%	100.0%	
③							

問題点・課題 （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に参加する親子のマナーについても他の利用者に迷惑がかからぬよう、広く周知していく必要がある。</li> <li>・通年で実施してほしいという要望が多いので、事業内容について浴場組合と検討が必要である。</li> </ul>
	他区の実況 （実施区 未実施区） 墨田区：毎月25日「すみだ家庭の日」にここ入浴証を持参の高齢者・子ども等は入浴料半額割引 足立区：毎月第1・3土曜日「家族ふれあいの日」入浴料約100円割引

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業のポスターを各浴場に配付する際に銭湯での利用方法及び禁止事項を明記した貼紙も配付する。	25年度の結果をふまえ、効果が少ない場合は、他の方法を検討する。
②	通年で実施した場合の課題や問題点について、浴場組合に対し、ヒアリングを行う。	ヒアリング結果をふまえ、実施の可能を検討する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	地域の社会資源を活用した子育て支援策として、現状の規模で実施する。

議会議事録 （要旨）	
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	本間	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業（030201-010707）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業
開始年度	○ 昭和 ● 平成 20 年度		根拠法令等	東京都乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）実施要綱・荒川区実施要綱・補助要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	保育所・認証保育所等において、授乳及びおむつ替え等のための施設設備（以下「あらかわベビーステーション」という。）の設置を促進するとともに、あらかわベビーステーションを広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的とする。				
対象者等	乳幼児を持つ親				
内容	<p>区内の保育園、幼稚園、ひろば館、ふれあい館など子育て関係施設のほか、主要な公共施設に、気軽に利用できる授乳・オムツ交換スペースを設置し、こうした設備が備わっている施設を「あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として認定し、利用を呼びかける。</p> <p>また、民間施設や商業施設にも、設置費用の一部を補助することにより、こうした設備の設置を勧奨し、「民間版あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として顕彰するとともに、広く周知し、乳児を抱えた保護者の外出を容易にすることを側面から支援する。</p> <p>なお、認定施設は、東京都の同様の事業「赤ちゃん・ふらっと」に登録を行い、併せてPRする。</p> <p>◆区内設置場所（25年5月末 58ヶ所）</p> <p>①区役所 ②子ども家庭支援センター ③ふれあい館13館 ④区立図書館、図書サービスステーション6館 ⑤保育園（園内の子育て交流サロン含む） 21館 ⑥私立幼稚園等（黒川幼稚舎、ワタナベ学園） ⑦子育て交流サロン（みんなの実家@まちや、荒川おもちゃ図書館、汐入おもちゃ図書館） ⑦あらかわ子育て応援店 5店 ⑧その他（あらかわ遊園、町屋文化センター、アクト21、エコセンター、総合スポーツセンター、荒川さつき会館）</p>				
経過	<p>●平成21年1月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業開始</li> <li>・東京都乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）実施要綱制定</li> </ul> <p>●平成25年5月末現在 58カ所認定</p>				
必要性	乳幼児を持つ親が、安心して外出を楽しめる環境を整備し、子育ての孤立・負担感を解消するとともに、楽しく子育てできるまちづくりをすることは必要である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設：設置認定 表示板の設置、施設改修、備品購入</li> <li>・民間施設：設置認定 表示板の設置、施設改修費・備品購入費補助</li> </ul>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額		4,757	1,684	1,684	1,380	1,080	1,064	
①決算額（25年度は見込み）		2,140	686	715	1,148	491	1,064	
②人件費等		424	814	436	847	413		
③減価償却費				145	311	161		
【事務分担量】（%）		5	10	5	10	5		
合計（①+②+③）	0	2,564	1,500	1,296	2,306	1,065	1,064	
国（特定財源）								
都（特定財源）		1,070	828	842	690	246	532	
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,494	672	454	1,616	246	532	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	ベビーステーション設置箇所		27	39	46	51	56	60
	うち「赤ちゃんふらっと」（都）		27	37	44	49	54	58

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費 一般需用費 委託料 備品購入費 負担金補助及び交付金	報償費						
	一般需用費	消耗品	95	消耗品	32	消耗品	64
		改修費（3ヶ所）	174	改修費（1ヶ所）	206	改修費（2ヶ所）	200
	委託料						
	備品購入費	オムツ交換台、授乳いす	368	オムツ交換台、授乳	253	オムツ交換台等	300
	負担金補助及び交付金	設備・備品補助 （設備補助2ヶ所）	512			設備・備品補助 （設備補助1ヶ所+おむつ交換台設置補助2ヶ所）	500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
①	ベビーステーション設置数	46	51	56	60	65	累計値
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児を持つ親が気軽に利用できるよう、区内全域にわたって設置することが課題である。</li> <li>・「あらかわベビーステーション」の設置について、PRすることが必要である。</li> </ul>
他区の実況	<p>（実施 21 区 未実施 1 区）</p> <p>実施区：板橋区（18年度～赤ちゃんの駅）、江東区（赤ちゃんの駅）、北区（赤ちゃん休けい室）、足立区（20年度～赤ちゃんほっとスポット）</p> <p>その他：都内の施設1136か所（平成25年5月14日現在）が東京都「赤ちゃん・ふらっと」として届出あり</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域に偏りなく区内全域にベビーステーションを設置できるように、あらかわ子育て応援店などの民間施設にも設置を依頼する。	利用者がどこに住んでいても、散歩の際などに気軽に利用することができるように施設の充実を図る。
②	「知らなくて利用できなかった」というケースがないように「あらかわベビーステーション」の設置場所について、区報やホームページ等で周知する。	多様な情報提供ツールを活用してベビーステーションの周知を図ることで、子育て家庭が外出先で困ることがないように情報を提供する。
③	既設のベビーステーションについて、利用者意見を考慮して、より快適に利用できるように設備等の改善を図る。	利用者のニーズを把握し、快適に利用できる施設整備を図ることで施設全体の活用を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	乳幼児をもつ親が安心して外出できる環境を創出するうえで、必要性は高い。

議会議事録（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	新生児・3歳児絵本贈呈事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	日坂	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	新生児・3歳児絵本贈呈事業（030201-010708）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	21年度	根拠		
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	絵本を通して親子の絆とコミュニケーションを深め、豊かな人間性を育むため、新生児の保護者と3歳児に絵本を贈呈する。				
対象者等	(1)出生児の保護者 (2)3歳児				
内容	<p>(1)出生児の保護者に対し、子どもの誕生を心からお祝いする意味も込めて「みんな絵本から～I love reading books with you, Mammy.」を、また23年度からは、その後生まれた場合の重複をさけるため、福音館書店の「ちょっとだけ」を贈る。なお、この選定はこれまで同様柳田邦男氏の推薦によるものである。（氏は、教育委員会主催「あらかわ読書フェスティバル」において柳田邦男絵本大賞を創設しているなど自らも絵本の伝道師を自認している）</p> <p>(2)3歳児に対し絵本を贈呈することにより、親子の絆とコミュニケーションを深めていただく。（絵本は柳田邦男氏等が選定した5冊中1冊を選んでもらうものとし、3歳児検診の際に引き換えを実施する）</p> <p>なお、3歳児への絵本贈呈の際に、ボランティアの協力を得て、絵本の読み聞かせを実施する。</p> <p>○絵本内容①とべ！ブータのパレイ団 ②スイミー ③月夜のみみずく ④なつをあさ ⑤よるのようちえん</p>				
経過	平成21年度事業開始				
必要性	昨今の核家族化、少子化やテレビやゲームの氾濫で、親子がふれあう機会が減ったり、また、どう子どもと過ごせばいいのかが分からない親が増えている中で、絵本の持つ力や読み聞かせの楽しみなど、親子の会話や、読書の大切さを伝えるために必要な事業である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）</p> <p>新生児については、乳幼児医療証等申請時、3歳児については、3歳児検診にあわせ配布。 3歳児検診時には、絵本の読み聞かせをボランティアが実施。</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額		(360)	(3,930)	4,395	4,660	4,345	4,190	
①決算額（25年度は見込み）		(360)	(3,930)	4,131	4,660	4,116	4,190	
②人件費等			(1,059)	279	273	1,302		
③減価償却費				291	311	1,484		
【事務分担当量】（%）			(25)	10	10	46		
合計（①+②+③）	0	(360)	4,989	4,701	5,244	6,902	4,190	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	(360)	4,989	4,701	5,244	6,902	4,190	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	配布数（出生児保護者）			1,446	1,699	1,755	1,690	1,709
	配布数（3歳児保護者）			1,344	1,493	1,587	1,557	1,658
	新生児・3歳児合計配付数			2,790	3,192	3,342	3,247	3,367
	対象人口（4月1日時点）			3,088	3,242	3,386	3,489	3,404

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	絵本購入費	4,660	絵本購入費	4,116	絵本購入費	4,190	
	新生児用1,921冊	2,105	新生児用1,769冊	2,068	新生児用1,709冊	1,894	
	3歳児用1,800冊	2,555	3歳児用1,599冊	2,048	3歳児用1,658冊	2,246	
	その他消耗品	0	その他消耗品	0	その他消耗品	50	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	配布率	98.4%	98.7%	93.1%	100%	100%	配布率＝配布数/0歳3歳児人口
②							
③							

(問題点・課題分析)	<p>・本事業は平成21年度から実施し、当初の3歳児絵本贈呈対象5冊で、1冊を平成24年度に変更した。今後、適宜更新していく必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 2 区 未実施 20 区）</p> <p>北区（子育て応援団事業で3歳児に絵本無料配布）、新宿区（絵本でふれあう子育て支援事業で3歳児に絵本無料配布）別途ブックスタート事業で板橋区・文京区・品川区・杉並区・墨田区・葛飾区・練馬区・港区が絵本無料配布</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	保護者へのアンケート調査等で事業の費用対効果について検証していく	引き続き検証を行う。必要に応じて実施方法の検討を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	区民の問い合わせも多く好評を得ていることから、現状の内容で実施していく。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等保護者負担軽減補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬			
		担当者名	森田	内線	3812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	保護者負担軽減補助（030201-010801）							
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成 47年度		根拠	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（都）・荒川区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等					
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画				
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]						
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]						
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]						
目的	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保育所型・地方裁量型認定こども園に在籍する園児の保護者に対して補助金を交付し、保護者の保育料の負担軽減と私立幼稚園等への就園機会の拡大を図る。							
対象者等	次に掲げる要件をすべて満たす者 (1)私立幼稚園等へ在籍している園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に保育料を納入した者（ただし、在籍時に荒川区内に住所を有していた者に限る） (2)区加算分については原則として、前年度の住民税及び国民健康保険料を滞納していない者 (3)原則として、法令等の規定により区長に対し住民税に係る申告書の提出を要する場合は、前年度及び当該年度の申告書を提出している者							
内容	1 補助金額 $[保育料+入園料]-[区立幼稚園保育料相当分]-[就園奨励費補助金額]=負担軽減補助額(年額)$ 限度額：①世帯の区民税所得割課税額が基準額（24年度256,300円）以下の世帯：月額12,500円～14,100円 ②世帯の区民税所得割課税額が基準額を超える場合：月額8,500円 区立幼稚園保育料（24年度 月額） ①世帯の区民税所得割課税額が10001円以上：7,500円、10000円以下：0円～3,750円 区内私立幼稚園等平均保育料（24年度 3歳児） 24,750円 保育料の状況 23,000円（1園）・23,500円（1園）・24,500円（1園） 25,000円（2園）・27,500円（1園） ※東京都私立幼稚園保護者負担軽減事業費補助単価に上乗せして実施（区加算6,300～10,600円） 2 対象者への周知及び把握 区報（4月号）掲載・区内私立幼稚園からの区別在園者数の報告・他区からの荒川区民在園児の報告							
経過	○平成15年度、都補助単価減額に伴い、区加算を一部引上げ（9,500円→10,600円） ○平成17、18年度及び19年度は都の基準に合わせて基準額（176,600円→216,700円）を変更 ○平成22～24年度、国の改正に伴い、階層区分Ⅳの減額分を区が補填（都2/3補助）							
必要性	私立幼稚園等の幼児教育において果たす役割は大きく、保護者の負担を軽減する補助事業は必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1. 5月 私立幼稚園等に通う保護者からの「調書」受付 2. 9月・12月・3月 補助対象要件（在住・在園状況、納税額、納付状況）調査・確認のうえ、保護者・設置者に申請書送付 3. 10月・1月・3月 申請受付・補助交付（税額確認が第一四半期の支払に間に合わないため年3回交付・就園奨励費補助金と合算して支出） (1)代理申請：各園等が保護者から委任を受け、申請手続き等を行う方法。区内7園及び区外17園で実施。 (2)個人申請：上記以外の園等に通園する園児の保護者が、各自で補助金申請手続きを行う方法。							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	予算額	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	①決算額（25年度は見込み）	209,319	227,049	226,559	191,964	231,649	209,420	209,400
	②人件費等	209,310	209,298	194,835	191,739	190,140	199,735	209,400
	③原価償却費	1,708	2,541	2,036	2,180	2,117	3,800	
	【事務分担量】（%）	20	30	25	25	25	46	
	合計（①+②+③）	211,018	211,839	196,871	194,645	193,035	203,535	209,400
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	54,397	54,903	54,217	61,598	53,333	59,338	59,415
その他（特定財源）								
一般財源	156,621	156,936	142,654	133,047	139,702	144,197	149,985	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	補助児童数(延人数)	20,664	21,088	20,127	19,447	19,556	20,143	20,290
	区分1～4(基準税額以下)	14,036	13,902	13,082	13,292	12,999	13,685	13,678
	区分5(基準税額を超える)	6,628	7,186	7,045	6,155	6,557	6,458	6,612

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	消耗品費	11	消耗品費	11	消耗品費	22
	一般需要	印刷製本（調書）他	75	印刷製本（調書）他	75	印刷製本（調書）他	80
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	190,054	その他の補助及び交付金	199,649	その他の補助及び交付金	209,298

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
①	補助率（人数ベース）[%]	99.5	99.3	99.0	100	100	補助者数／補助対象者数（調書提出者）※区民税未申告者等は未払
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	①個人申請園に在席する保護者への補助金の周知方法が不足し、荒川区へ申請されない保護者がいる。 ②税金の申告をされていない方、区民税を滞納している方、国民健康保険料を滞納している方がいるために、補助金の執行ができない。 ③毎年、都からの制度改正について通知が来るが、要綱との整合性を図るのに時間を要し、保護者への周知が遅れる。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区） 区上乗せ定額11区、都区合算定額4区、その他6区 都基準額のみ1区

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ア区報等の周知回数を増やす イ個人申請園に調書を送付し、保護者への配付を依頼する。	ア区報等の周知回数を増やす イ個人申請園に調書を送付し、保護者への配付を依頼する。
②	本人に対し、未申告や滞納による不利益を強調した文章を送付する回数を増やす（現在、年2回通知）	本人に対し、未申告や滞納による不利益を強調した文章を送付する回数を増やす（現在、年2回通知）
③	都からの通知が来たら、できる限り早く周知ができるよう努める。	都からの通知が来たら、できる限り早く周知ができるよう努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議 会 要 旨	
------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等入園料補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	森田	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	入園料補助（030201-010802）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	57年度	根拠	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（都）・荒川区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保育所型・地方裁量型認定こども園の入園児の保護者に対して補助金を交付し、保護者の負担軽減を図るとともに、私立幼稚園等への就園機会の拡大を図る。				
対象者等	次に掲げる要件をすべて満たす者 (1)私立幼稚園等へ入園した園児と同一の世帯に属しているもので、かつ、私立幼稚園等に入園料を納付した者（ただし、入園時に荒川区内に住所を有していたものに限る） (2)原則として、前年度の住民税及び国民健康保険料を滞納していない者 (3)原則として、法令等の規定により区長に対し住民税に係る申告書の提出を要する場合は、前年度及び当該年度の申告書を提出している者				
内容	1 補助金額：保護者が支払う入園料 70,000円（限度額） 参考：区内私立幼稚園等平均入園料（24年度 3歳児） 80,000円 入園料の状況 90,000円（2園）・80,000円（3園）・60,000円（1園） 区立幼稚園入園料は平成20年度廃止 2 対象者への周知及び把握 (1)区報（4月号及び3月号）に掲載 (2)区内私立幼稚園からの区別在園者数の報告・他区からの荒川区民在園児の報告				
経過	○事業開始時(昭和57年)から平成元年までは、3歳児の入園のみ補助の対象としていた。 ○平成7年～19年度の補助単価は、3歳児50,000円、4・5歳児30,000円。 ○平成20年度から区立幼稚園入園料廃止にともない補助単価を年齢問わず一律70,000円（限度額）とした。				
必要性	私立幼稚園等の幼児教育において果たす役割は大きく、保護者の負担を軽減する補助事業は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1. 5月 私立幼稚園等に通う保護者からの「調書」受付 2. 7月 補助対象要件（在住・在園状況、納税額、納付状況）調査・確認のうえ、保護者・設置者に申請書送付 3. 8月 申請受付・補助交付 (1)代理申請：各園等が保護者から委任を受け、申請手続き等を行う方法。区内7園及び区外16園で実施。 (2)個人申請：上記以外の園等に通園する園児の保護者が、各自で補助金申請手続きを行う方法。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	32,993	45,884	44,240	46,130	45,500	41,650	41,370	
①決算額（25年度は見込み）	32,993	42,885	37,115	40,585	43,525	41,650	41,370	
②人件費等	854	1,694	2,036	2,180	2,117	2,148		
③原価償却費				726	778	839		
【事務分担量】（%）	10	20	25	25	25	26		
合計（①+②+③）	33,847	44,579	39,151	43,491	46,420	43,798	41,370	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	33,847	44,579	39,151	43,491	46,420	43,798	41,370	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	補助園児数※( )内は区外通園児数再掲	685(335)	631(327)	548(292)	596(324)	640(360)	613(381)	591
	3歳児	625(306)	591(297)	512(280)	551(308)	602(341)	585(363)	560
	4歳児	47(23)	32(27)	28(11)	33(13)	34(16)	21(13)	25
	5歳児	13(6)	8(3)	8(1)	12(3)	4(3)	7(5)	6

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	43,525	その他の補助及び交付金	41,650	その他の補助及び交付金	41,370

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	補助率（人数ベース）[%]	98.5	99.7	99.4	100	100	補助者数/補助対象者数※区民税未申告者・滞納者は未補助
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	①個人申請園に在席する保護者への補助金の周知方法が不足し、荒川区へ申請されない保護者がいる。 ②税金の申告をされていない方、区民税を滞納している方、国民健康保険料を滞納している方がいるために、補助金の執行ができない。
	他区の実施状況 （実施 19 区 未実施 3 区） 一律支給16区（平成24年度平均約58,750円）、所得別支給3区（豊島区0～30,000円、足立区・葛飾区 50,000～100,000円、） 未実施区：千代田、港、中央区

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ア区報等の周知回数を増やす イ個人申請園に調書を送付し、保護者への配付を依頼する。	ア区報等の周知回数を増やす イ個人申請園に調書を送付し、保護者への配付を依頼する。
②	本人に対し、未申告や滞納による不利益を強調した文章を送付する回数を増やす（現在、年2回通知）。	本人に対し、未申告や滞納による不利益を強調した文章を送付する回数を増やす（現在、年2回通知）。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等就園奨励費補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	森田	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	就園奨励補助（030201-010803）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	47年度	根拠	荒川区私立幼稚園等保護者補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（国）	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保育所型・地方裁量型認定こども園に在籍する園児の保護者に対して補助金を交付し、保護者の保育料の負担軽減と私立幼稚園等への就園機会の拡大を図る。				
対象者等	次に掲げる要件をすべて満たす者 (1)私立幼稚園等へ在籍している園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に保育料を納入した者（ただし、在籍時に荒川区内に住所を有していたものに限る） (2)原則として、法令等の規定により区長に対し住民税に係る申告書の提出を要する場合は、前年度及び当該年度の申告書を提出している者 (3)世帯の区民税所得割課税額が211,200円(24年度)以下の世帯				
内容	補助金額 就園奨励費補助額(年額)は、[保育料+入園料]-[区立幼稚園保育料相当分]より算定 補助区分 ①世帯の区民税所得割課税額が211,200円(24年度)以下の世帯を5区分 ②園児を1子・2子・3子に区分（2子・3子はパターン別に2区分あり） 補助額 補助対象の要件により区分別に補助額が設定される 年額 49,800円（第1子）～ 305,000円（第3子） 文部科学省の幼稚園就園奨励費国庫補正に準拠して設定				
経過	○補助単価は平成12年度以降、毎年引き上げられている 12年度54,900円～160,000円 22年度 43,600円～299,000円→23年度 46,800円～303,000円→24年度 49,800円～305,000円 ○平成17年度以降は、都の基準に合わせて基準税額を変更 ○平成22年度から同一区分だった生活保護世帯と区民税非課税世帯が別区分に変更になった。 ○平成22年度は、区分4の世帯をのぞいて補助単価が引き上げられた。 ○平成23、24年度は、対象世帯の全所得区分で補助単価が引き上げられた。				
必要性	私立幼稚園等の幼児教育において果たす役割は大きく、保護者の負担を軽減する補助事業は必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 私立幼稚園等保護者負担軽減補助と同時に手続き・支払い等を実施				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	83,610	87,584	91,324	95,040	88,741	98,314	95,176	
①決算額(25年度は見込み)	81,747	83,509	85,919	90,467	96,304	98,313	95,176	
②人件費等	854	2,118	2,036	2,180	2,117	3,800		
③原価償却費				726	778	1,484		
【事務分担量】(%)	10	25	25	25	25	46		
合計(①+②+③)	82,601	85,627	87,955	93,373	99,199	102,113	95,176	
国(特定財源)	13,331	13,566	13,018	12,599	13,486	14,086	12,804	
都(特定財源)					3,968	0	0	
その他(特定財源)								
一般財源	69,270	72,061	74,937	80,774	81,745	88,027	82,372	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	補助対象者数(実人員)	1,071	1,042	978	991	995	800	992
	区分1(生活保護)22年区分変更	106	108	108	0	0	1	1
	区分2(区民税非課税)22年区分変更	30	25	21	129	136	121	147
	区分3(基準税額34,500円以下)	95	83	100	99	100	76	99
	区分4(基準税額183,000円以下)	840	826	749	763	759	602	745

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	96,304	その他の補助及び交付金	98,313	その他の補助及び交付金	95,176

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	補助率（人数ベース）[%]	98.4	98.9	98.8	100	100	補助者数/在園者数（「調書」提出者数）※区民税未申告者・滞納者は未補助
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	①個人申請園に在席する保護者への補助金の周知方法が不足し、荒川区へ申請されない保護者がいる。 ②税金の申告をされていない方、区民税を滞納している方、国民健康保険料を滞納している方がいるために、補助金の執行ができない。 ③毎年、国から制度改正や補助額の変更について通知が来るが、本補助金との整合性を図るのに時間を要し、保護者への周知が遅れる。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区） 幼稚園類似の幼児施設がある8区（江東、太田、世田谷、渋谷、中野、杉並、板橋、江戸川）のうち、類似施設に対する就園奨励費を区負担で行っていない区は、板橋・江戸川の2区

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ア区報等の周知回数を増やす。 イ個人申請園に調書を送付し、保護者への配付を依頼する。	ア区報等の周知回数を増やす。 イ個人申請園に調書を送付し、保護者への配付を依頼する。
②	本人に対し、未申告や滞納による不利益を強調した文章を送付する回数を増やす（現在、年2回通知）。	本人に対し、未申告や滞納による不利益を強調した文章を送付する回数を増やす（現在、年2回通知）。
③	国からの通知が来たら、できる限り早く周知ができるよう努める。	国からの通知が来たら、できる限り早く周知ができるよう努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議 会 要 旨	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	幼稚園類似の幼児施設教育振興事業費補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬			
		担当者名	森田	内線	3812			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	教育振興補助（030201-010804）							
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	荒川区幼稚園類似の幼児施設教育振興事業費補助金交付要綱				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等					
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画				
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]						
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]						
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]						
目的	荒川区内の幼稚園類似の幼児施設及び認定こども園の設置者に対して運営費の一部を補助することにより、施設の教育環境の向上並びにその経営の安定性及び健全性を高め、幼児教育の振興・発展を図る。							
対象者等	区内の幼稚園類似の幼児施設（黒川学園黒川幼稚舎）、地域裁量型認定こども園（ワタナベ学園）の設置者 ワタナベ学園は、23年3月から認定こども園へ移行							
内容	<p>補助金額</p> <p>[ (1)施設割額 ] + [ (2)学級割額 ] + [ (3)園児割額 ] = 補助額（黒川学園）</p> <p>[ (1)施設割額 ] + [ (2)学級割額 ] + [ (3)園児割額 ] - [ (4)事業助成額 ] = 補助額（ワタナベ学園）</p> <p>補助単価：46,000円 ※学級数、園児数は5月1日現在の数</p> <p>補助単価は、東京都の宗教法人立等の幼稚園補助に準じて設定</p> <p>(1)施設割額 = (補助単価 × 4/10) × 対象施設の合計園児数 ÷ 対象施設数</p> <p>(2)学級割額 = (補助単価 × 3/10) × 対象施設の合計園児数 × 当該施設の学級数 ÷ 対象施設の合計学級数</p> <p>(3)園児割額 = (補助単価 × 3/10) × 当該施設の園児数</p> <p>(4)事業助成額 = 3,000円 × 12月 × ワタナベ学園短時間利用児の園児数</p>							
経過	<p>認可幼稚園に対しては、運営費の補助として東京都の経常費補助（学校法人立の幼稚園対象）、教育振興事業費補助（宗教法人立・個人立等の幼稚園対象）制度があり、これらの補助金は、園児数、学級数、本務教職員数に一定補助単価を乗じて算出されている。しかし、幼稚園類似の幼児施設等は、これらの補助制度の対象外のため、区独自で補助事業を開始した。</p> <p>【補助単価について】</p> <p>○都基準（宗教法人立・個人立幼稚園の補助単価）を参考に区単価を定め補助してきたが、平成3年度から13年度まで区単価を据え置いたことにより、宗教法人立・個人立幼稚園の補助単価との差が広がったため、14年度から16年度にかけて都基準を参考に、区単価を引き上げた（32,400円→52,000円）。</p> <p>○17年度は、据え置いた。</p> <p>○18年度以降は、都の補助単価の減額に伴い引き下げた。</p> <p>○ワタナベ学園は、23年度3月から認定こども園に移行したため、認定こども園運営費補助金（短時間利用児分）を差し引いた額を補助額とする。</p>							
必要性	幼稚園類似の幼児施設等は、認可幼稚園と同様に区内幼児教育の重要な役割を担っているが、都の経常費補助の対象外となっており、運営費の負担が大きい。認可幼稚園と同様、区内幼児教育を担っているため、区として一定の補助が必要である。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>1 実施方法：5月末日までに補助金に必要な調査を行い、各施設に提示する。その情報をもとに、各施設が申請してきた内容について、目的に適合する場合は、補助金を交付する。年度終了後、実績報告書類を提出させ、精算・確定を行う。</p> <p>2 支払時期：上期（7月頃）、下期（10月頃）に分けて支出する</p>							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	14,304	15,557	14,720	14,352	10,930	11,900	11,690
	①決算額（25年度は見込み）	14,304	15,557	14,720	14,067	12,207	11,542	11,690
	②人件費等	427	847	489	1,744	1,694	413	
	③原価償却費				581	622	161	
	【事務分担当量】（%）	5	10	20	20	20	5	
	合計（①+②+③）	14,731	16,404	15,209	16,392	14,523	11,955	11,690
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	14,731	16,404	15,209	16,392	14,523	11,955	11,690	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	類似施設在園児数(5月1日現在)	298	331	320	312	248	237	240
	補助額(園児1人あたり)	48,000	47,000	46,000	46,000	46,000	46,000	46,000
	認定こども園在園児数(5月1日現在)					76	67	65
補助額(園児1人あたり)					10,000	10,000	10,000	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	12,207	その他の補助及び交付金	11,542	その他の補助及び交付金	11,690

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	幼稚園類似の幼児施設園児数	312	248	237	240	—	5月1日現在
②	地域裁量型認定こども園園児数 (短時間利用児のみ)		76	67	65	—	5月1日現在
③							

(問題点・課題分析)	対象園ができるだけ補助金に頼らない運営を行う必要がある。
他区の実況	(実施 4 区 未実施 4 区) 類似施設のある8区（江東、太田、世田谷、渋谷、中野、杉並、板橋、江戸川）のうち、何も補助を行っていない区は4区（江東、渋谷、板橋、江戸川）

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	対象園に対し、運営方法の改善を図り経費の削減に努めるよう依頼する。	対象園に対し、運営方法の改善を図り経費の削減に努めるよう依頼する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	都の動向を踏まえつつ、現状の内容で実施する。

況議(要旨)質問状	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等教育環境整備費補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	森田	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	教育環境整備費補助（030201-010805）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	13年度	根拠	荒川区私立幼稚園等教育環境整備補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	私立幼稚園等の設置者が、教育環境の向上を図り魅力ある園づくりを行うために要した経費に対して補助金を交付することで、幼児教育の振興と充実を図る。				
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び地域裁量型認定こども園の設置者				
内容	<p>1 補助対象経費：</p> <p>(1)教育環境の向上を図るため施設等の整備・充実に要する経費（園舎、運動場、機器類）</p> <p>(2)特色ある教育の実施に要する経費（図書、パソコン、各種行事等）</p> <p>(3)園児の健康増進を目的とした事業に要する経費</p> <p>(4)その他区長が認める経費</p> <p>2 補助金額（限度額）：350万円/園</p> <p>3 主な実施事業 ※（ ）は補助対象経費の番号に対応</p> <p>(1)園庭拡張工事、園庭のフェンス改修、げた箱のスノコ取替え、冷暖房交換工事</p> <p>(2)土曜講座（サッカー、フェンシングなど）、パソコン教室、英語教室、美術教室、書道教室、自然観察・社会施設体験、体操教室、林間合宿保育、リトミック教室</p> <p>(3)健康診断（内科、耳鼻科、眼科）、園児歯科検診</p>				
経過	<p>○平成13年度 「特色ある教育事業費補助」及び「園児健康管理費補助」を廃止し、より各園の特色を出しやすくするために補助対象経費を拡大した本補助制度を開始した。</p> <p>○平成15年度、入園児数の減少等による厳しい状況下での、私立幼稚園等の魅力的な園づくりをさらに促進させるため、補助限度額を引き上げた。（[施設割単価（100万円）]+[園児単価（500円）×園児数（5月1日現在）]→一律200万円/園）</p> <p>○平成20年度、区内公立園で3歳児の受入が始まった事による入園児数の減少が予想される下で、魅力的な園づくりをさらに促進させるため、補助限度額を一律300万円/園に引き上げた。</p> <p>○三河島幼稚園は、平成24年廃園予定のため、補助限度額を歳児単位（歳児/100万円）で交付。</p> <p>○平成23年度、特色ある教育の実施をさらに推進するため、補助限度額を一律350万円/園に引き上げた。</p> <p>○学年数が三学年に満たない園に対しては、学年数に応じた補助金額を交付する。（補助限度額を3で除した額に学年数を乗じた額。千円未満切捨て）</p>				
必要性	幼児教育の振興と充実を図るため、引き続き補助することが必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	14,000	21,000	21,000	20,000	22,166	19,833	18,666
	①決算額（25年度は見込み）	13,968	20,962	20,956	19,998	21,988	19,833	18,666
	②人件費等	427	847	367	1,308	1,270	330	
	③原価償却費				436	467	129	
	【事務分担量】（%）	5	10	15	15	15	4	
	合計（①+②+③）	14,395	21,809	21,323	21,742	23,725	20,163	18,666
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	14,395	21,809	21,323	21,742	23,725	20,163	18,666	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	在園児数(5月1日現在)	960	960	817	891	862	837	807
	対象施設数	7	7	7	7	7	6	6
					三河島3歳児募集中止	三河島3、4歳児募集中止	三河島閉園 荒川若葉3歳児募集中止	荒川若葉3、4歳児募集中止

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	21,988	その他の補助及び交付金	19,833	その他の補助及び交付金	18,666

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	平均事業実施数	6	7	7	7	—	総事業数/実施園数
②							
③							

（問題点・課題）  
 ・各園において、施設等の整備や特色ある教育の実施が進んでいる。今後、整備した施設等の維持も課題となることから、本補助金の使途を見直すことを検討する。  
 ・環境に配慮した取組について、区だけではなく、区民や区内事業者の協力を得て進めるべきであることから、本補助金により促進できるよう検討する。  
 ・各園において、さらなる魅力ある幼稚園づくりをすることが課題となっている。

他区の実施状況  
 （実施 17 区 未実施 4 区）  
 心身障害児関係補助：11区（港、文京、台東、墨田、品川、目黒、太田、世田谷、杉並、板橋、練馬）、  
 健康管理補助：7区（品川、太田、世田谷、渋谷区、杉並、足立、葛飾区）  
 その他の補助：15区（港、文京、台東、墨田、品川、太田、世田谷、中野、杉並、豊島、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川）  
 中央区は私立幼稚園無し

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各園に対して、事業の執行内容が補助金の目的と合致しているか、していないかの情報を提供する。	各園に対して、事業の執行内容が補助金の目的と合致しているか、していないかの情報を提供する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

況議（要質問状）

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等教員研修費等補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	森田	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	私立幼稚園教員研修費等補助（030201-010806）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	20年度	根拠	荒川区私立幼稚園等教育環境整備補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	教員等の資質向上のために、園が行なった研修に要した経費及び教員等が関連団体主催の研修参加に要した経費に対して、補助金を交付することで、幼児教育の振興と充実を図る。				
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び地方裁量型認定こども園の設置者				
内容	<p>1 実施方法： 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定 ※実際の運用は、「私立幼稚園等教育環境整備補助」と併せて行なう。</p> <p>2 補助対象経費： 東京都等関連団体の主催する研修会に教員等が参加する会費、旅費及び宿泊費並びに園内研修における講師謝礼、研修に要する図書、教具、教材購入費及び印刷製本費</p> <p>3 補助金額（限度額）：20万円/園</p>				
経過	平成20年度 新設				
必要性	園児と触れ合う場面の多い教員等の資質が向上することは、園児や園にとって有意義であり、研修の必要性も高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額		1,400	1,400	1,400	1,400	1,200	1,200
	①決算額（25年度は見込み）		1,282	1,257	1,091	1,061	990	1,200
	②人件費等		847	122	436	423	330	
	③減価償却費				145	156	129	
	【事務分担当】（%）		10	5	5	5	4	
	合計（①+②+③）	0	2,129	1,379	1,672	1,640	1,320	1,200
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	2,129	1,379	1,672	1,640	1,320	1,200
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実施園数		7	7	7	7	6	6

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	1,061	その他の補助及び交付金	990	その他の補助及び交付金	1,200

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	実施園数	7	7	6	6	—	区内幼稚園等は全園実施
②							
③							

（問題点・課題分析）	魅力ある幼稚園づくりを行うために施設の整備といったハード面だけではなく、園児と触れ合う場面の多い教員等の資質といったソフト面の向上も求められており、本補助金により促進していくことが課題である。
	他区の実況 （実施 5 区 未実施 16 区） 実施区：新宿区、品川、世田谷、北、江戸川 中央区は、私立幼稚園無し

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各園の教員が積極的に研修等に参加できるよう、各園が参加した研修情報を提供する。	各園の教員が積極的に研修等に参加できるよう、各園が参加した研修情報を提供する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等預かり保育補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	森田	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	預かり保育補助（030201-010807）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成	15年度	根拠	荒川区私立幼稚園等預かり保育事業費補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	区内私立幼稚園等の設置者が、預かり保育（延長保育）を実施する場合に、その経費に対して補助を行い、預かり保育の実施を促進する。				
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び地方裁量型認定こども園の設置者				
内容	1 補助要件：1日2時間以上、週4日以上預かり保育を実施し、預かり保育担当の教職員を配置すること 2 補助金額（年額） [預かり保育に係る経費]－[預かり保育料収入]－[都補助相当額（平成22年度80万円）]＝補助額 ただし、当該年度5月1日現在の在園児数に応じて次の額を限度とする [補助限度額] 100人まで：78万円、200人まで：39万円、200人以上：19万円 ※幼稚園類似の幼児施設及び地方裁量型認定こども園（短時間保育児）については、都補助対象外のため、上記の限度額に都補助相当額を加算する				
経過	○平成15年度、子育て支援策のひとつとして、保護者のニーズが高い預かり保育の実施を区内私立幼稚園等において推進するため、実施する際の園の負担軽減を目的に事業を開始した。 ○平成16年度：都補助額の増額（60万円→80万円）をうけ、補助限度額を20万円減額した。				
必要性	補助創設当初は、将来的には各園等で都補助及び保育料収入のみで預かり保育事業の実施を目標としたサンセット事業として始まったが、結果として、各園の実施規模や事業経費が大きく異なり、補助を廃止できるような状態ではない。 今後も安心して預かり保育事業を実施していくためには、単年度ごとの見直しではなく、継続的に援助していくことが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	5,022	5,286	4,900	5,690	5,300	4,510	4,510	
①決算額（25年度は見込み）	4,119	5,286	4,420	5,340	4,910	4,130	4,510	
②人件費等	427	847	489	1,744	1,694	826		
③原価償却費				581	622	323		
【事務分担量】（%）	5	10	20	20	20	10		
合計（①+②+③）	4,546	6,133	4,909	7,665	7,226	4,956	4,510	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	4,546	6,133	4,909	7,665	7,226	4,956	4,510	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	預かり保育の実施回数	1,236	1,208	1,214	1,223	1,258	1,040	1,063
	延べ預かり保育利用園児数	11,273	11,060	10,267	9,353	8,153	7,765	7,905
	実施施設数	7	7	7	7	7	6	6

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	4,910	その他の補助及び交付金	4,130	その他の補助及び交付金	4,510

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	預かり保育平均実施回数 [回]	175	180	174	210	210	実施回数（延べ）/実施園数 5回×42週=210回
②	1回あたり平均利用園児数 [人]	8	6	8	10	10	延べ利用園児数/延べ実施回数
③							

問題点・課題 (指標分析)	共働きの増加により、保育園並みの預かり時間の確保（時間延長）を求められている。
	他区の実況 （実施 10 区 未実施 11 区） 実施区：新宿区、文京、品川、大田区、世田谷、渋谷、中野、北、板橋、葛飾、 中央区は私立幼稚園が無し

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各幼稚園に対して、可能な範囲での預かり時間の延長を要望する。	各幼稚園に対して、可能な範囲での預かり時間の延長を要望する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	保護者の就労を支援するため、私立幼稚園等の預かり保育を推進する。

議 会 要 旨	
------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等協会補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	森田	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	私立幼稚園等協会補助（030201-010808）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	63年度	根拠	荒川区私立幼稚園等協会実施事業補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	荒川区私立幼稚園等協会が実施する事業に対し、補助金を交付することにより、協会の自主的かつ健全な運営を確保し、もって私立幼稚園等の振興及び保育内容の充実を図る。				
対象者等	荒川区私立幼稚園等協会（区内私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び地方裁量型認定こども園で構成）				
内容	<p>1 補助対象経費：私立幼稚園等協会が行う事業のうち、私立幼稚園等の振興および教育内容の充実を目的とした事業（研究会、教員研修等）に係る経費          [主な補助対象事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員研修会</li> <li>・保護者研修会〔母親教室〕、観劇会</li> <li>・園児への読み聞かせ指導、歌唱指導事業〔童謡を歌う会の開催〕</li> <li>・協会広報誌発行</li> </ul> <p>2 補助限度額：対象経費の1/2 ただし、予算の範囲内とする。</p>				
経過	<p>○平成6年度 他区通園児調査研究のため60万円から70万円に引き上げ          ○平成15年度 協会における私立幼稚園等の振興のための事業実施をさらに促進させるため、補助対象経費の2分の1（ただし予算の範囲内）とする方式に変更          なお、平成15年度は、協会パンフレット作成経費に対する補助として、60万円加算した（作成経費120万円として積算）</p>				
必要性	各私立幼稚園等の運営（経営）状況には格差があり、協会として一体的に荒川区の幼児教育の振興のための事業を行うためには、区が補助することによって、その格差を埋めることが不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 私立幼稚園等協会会長から申請書・実施計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	750	750	750	750	750	750	750	
①決算額（25年度は見込み）	662	637	678	711	729	706	750	
②人件費等	427	847	245	872	847	330		
③原価償却費				291	311	129		
【事務分担量】（%）	5	10	10	10	10	4		
合計（①+②+③）	1,089	1,484	923	1,874	1,887	1,036	750	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,089	1,484	923	1,874	1,887	1,036	750	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実施事業数	5	11	10	10	7	8	8

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	729	その他の補助及び交付金	706	その他の補助及び交付金	750

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	実施事業数	10	7	8	8	—	
②							
③							

（問題点・課題分析）	協会が計画した事業が一部行われていないといった状況がある。
	他区の実況 （実施 18 区 未実施 4 区） 未実施区は、千代田区・港区・新宿区 中央区は、私立幼稚園無し

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	園児に対する事業の充実をさらに図るよう助言する。	園児に対する事業の充実をさらに図るよう助言する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	事業内容を精査しつつ、現状の内容で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等安全推進事業費補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	森田	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	安全推進事業費補助（030201-010809）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠	荒川区私立幼稚園等安全対策事業費補助金交付要綱・荒川区私立保育所、私立幼稚園等放射線量低減対策事業補助金交付要綱（23年度限り）	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[VI]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	子どもの安全対策[11-05]			
目的	区内私立幼稚園等の設置者が園児の安全対策を目的とした事業を実施する場合に、その経費の一部を補助することで、園の安全対策を促進し、園児等の安全を確保する。				
対象者等	私立幼稚園及び幼稚園類似の幼児施設の設置者 AEDの維持管理のみ上記のほか地方裁量型認定こども園を含む				
内容	1 補助対象経費 (1) 防犯カメラ、インターホン等外来者を把握するために必要なもの (2) 防犯ベル、通報システム等侵入者に備えるために必要なもの (3) その他安全対策上必要であると区長が認めたもの  2 補助金額：補助対象経費×補助率1/2（限度額 30万円）				
経過	19年度実施園 道灌山幼稚園・三河島幼稚園・黒川幼稚舎・ワタナベ学園の各園へ補助 20年度実施園 自動体外式除細動器（AED）を全7園に配付。 21年度実施園 AEDパット交換7園。黒川学校110番移設補助 23年度実施園 AEDパット交換5園。 23年度実施園 放射線除去対策3園 24年度実施園 AED蓄電池交換4園。				
必要性	近年、子どもが巻き込まれる事件が多発しており、子どもに対する安全対策の取り組みが求められている。私立幼稚園等において、安全・安心対策を推進していく必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）  各園から実施計画書が提出され、要件を満たしていれば交付する。事業終了後、実績報告書類により、精算・確定する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,542	757	380	220	484	210	1,308	
①決算額（25年度は見込み）	1,189	757	285	0	876	210	1,308	
②人件費等	427	424	245	874	847	330		
③原価償却費				291	311	129		
【事務分担量】（%）	5	5	10	10	15	4		
合計（①+②+③）	1,616	1,181	530	1,165	2,034	540	1,308	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,616	1,181	530	1,165	2,034	540	1,308	
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
実績の推移								
実施園数（安全対策）	4	0	1	0	0	0	1	
実施園数（AED関係）		7	7	0	5	4	6	
実施園数（放射線除去）					3			
実施園数（非構造部材耐震調査）							未定	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	745	その他の補助及び交付金	0	その他の補助及び交付金	1,182
	需用費	消耗品費	131	消耗品費	210	消耗品費	126

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	補助園数	0	0	0	1	—	安全対策設備設置
②	補助園数	—	5	4	6	—	AED設置及び維持管理
③							

問題点・課題 (指標分析)	各園に当初を予定としていた設備の設置が完了しているため、新たな安全対策を追加しなければならない。
	他区の実施状況 （実施 3 区 未実施 18 区） 実施区：品川区、目黒区、北区 中央区は、私立幼稚園無し

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	対象となる経費範囲の拡大を図る（防犯対策以外の使用範囲へ拡大する）。	対象となる経費範囲の拡大を図る（防犯対策以外の使用範囲へ拡大する）。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	幼稚園等の安全設備充実のため継続して推進する。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	私立幼稚園等施設整備費補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	森田	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	施設整備費補助				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	13 年度	根拠	荒川区私立幼稚園等施設整備費補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内	○ 都基準内	● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	私立幼稚園等の設置者が施設の耐震、改築、改修工事等を行った場合にその経費の一部を補助し、私立幼稚園等の負担軽減を図るとともに幼児教育の振興と充実を図る。				
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び地方裁量型認定こども園の設置者				
内容	<p>1 補助対象事業（工事）</p> <p>(1) 老朽化した施設の改築、改修工事および施設を整備充実させるために行う改築、改修工事</p> <p>(2) 施設の耐震性を高めるために行う工事</p> <p>※ただし、教育環境整備補助の補助対象事業となっている場合は本補助事業の対象外とする。</p> <p>2 補助対象経費：本工事（設計を含む）および附帯設備工事に係る経費</p> <p>※ただし、経費の合計額が200万円を超えない場合は、補助対象としない</p> <p>3 補助金額（限度額）</p> <p>(1) の施設の改築、改修工事：補助対象経費×補助率1/2</p> <p>※大規模工事の場合は上記による補助額が国庫補助基準額の2/3の補助額の低い方</p> <p>(2) の耐震補強工事：補助対象経費×補助率2/3（ただし、予算の範囲内とする。）</p>				
経過	<p>○平成13年度に、低金利や資金が必要な時期と補助実施時期が異なっているため、補助効果の薄くなっていた「施設整備資金利子補給制度」（昭和63年度開始）を廃止し、現状にあった本補助制度を創設した。</p> <p>○平成13年～14年度にかけて行った耐震診断調査（区では私立幼稚園耐震診断調査補助事業で補助している。なお当該事業については平成14年度で終了）において、各園とも今後、耐震工事が必要になってくることから、耐震工事については、補助率を高め設定した。</p> <p>○平成22年度：大規模工事に対応するため要綱改正</p>				
必要性	区内私立幼稚園等は、設置から長年が経過し、建物にも一部老朽化が見られる。今後、耐震・改修・改築工事を促進し園児の安全を図る上で、補助の継続は必要である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>予算の要求時に各園等設置者から見積の提出のもと予算措置→翌年 証拠書類等を添付した実施計画書・申請書提出→必要があれば現地調査を行ったのち、要件を満たしていれば交付→事業実施後、報告書提出→補助金精算・確定</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	5,924	6,295	18,874	62,514	0	0	0	
①決算額（25年度は見込み）	5,924	5,706	1,491	62,514	9,839	0	0	
②人件費等	427	1,694	489	1,744	1,270	165		
③原価償却費				581	467	65		
【事務分担量】（%）	5	20	20	20	10	2		
合計（①+②+③）	6,351	7,400	1,980	64,839	11,576	165	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	6,351	7,400	1,980	64,839	11,576	165	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実施園	三河島	北豊島	真成	黒川学園	ワタナベ	無し	無し
		荒川若葉	ワタナベ					
		黒川学園						

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	9,839	その他の補助及び交付金	0	その他の補助及び交付金	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	実施園数	1	1	0	0	—	平成24年度真成幼稚園都補助金を活用し改修工事施工終了
②							平成26年度道灌山幼稚園都補助金を活用し改築工事施工中
③							

(問題点・課題)	施設の耐震診断結果について、幼稚園等の設置者が正確に理解し、対応することが必要であり、その上で、耐震工事を早急かつ円滑に実施することが課題である。
他区の実施状況	（実施 8 区 未実施 13 区） 施設整備資金に対する利子補給：4区（文京区、練馬区、足立区、葛飾区）、施設整備・園舎増改築資金貸付：3区（墨田、世田谷、江戸川区）、施設整備資金融資：1区（江東区） 中央区は私立幼稚園無し

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各園にヒヤリングを行い、必要があれば予算要求を行っていく。	各園にヒヤリングを行い、必要があれば予算要求を行っていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	需要を適確に把握しつつ、現状の内容で実施する。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	外国人学校保護者補助	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	中村	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	外国人学校保護者補助（030201-010901）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	58 年度	根拠	荒川区外国人学校生徒等保護者補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	外国人学校の在籍生徒等の保護者に対し授業料の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図る				
対象者等	次の各号に掲げる全ての要件を満たす保護者 (1) 生徒等と同一の世帯に属しているもので、かつ、外国人学校に授業料を納入した者。（ただし、当該年度の4月1日以降、荒川区において外国人登録法（昭和27年法律第125条）に規定する外国人登録原票に記載されているもの、または記載されていた者に限る） (2) 原則として、前年度の住民税及び国民健康保険料を滞納していない者 (3) 原則として、法令等の規定により区長に対し住民税に係る申告書の提出を要する場合は、前年度及び当該年度の申告書を提出している者				
内容	1 実施方法：各保護者の申請に基づき、支払を行う。ただし、保護者から申請等に関する委任を受けた学校については、学校からの申請に基づき、支払を行う。 2 対象者への周知： (1) 区報(4月号)に掲載 (2) 代理申請学校(区外含む)へ在校生の有無を確認 3 補助額：7,000円/月 4 補助対象課程：幼稚園・小学校・中学校課程 5 補助対象校：原則東京都の各種学校名簿登録の外国人学校[朝鮮学校・韓国学校・中華学校・その他（インターナショナルスクール等）] 6 支払時期：原則半期ごと（10月、3月）				
経過	○区内にある東京朝鮮第一幼初中級学校在校生保護者（小・中学校相当課程（初・中級部）のみ）への補助として事業開始 ※開始時1,000円/月、その後、昭和61年に2,000円、平成2年に3,000円、平成3年に4,000円、平成4年に6,000円、平成7年に7,000円に引き上げた。 ○平成8年度：幼稚園相当課程（幼級部）の保護者まで対象を拡大（補助単価3,500円/月） ○平成10年度：補助対象者をすべての外国人学校在校生の保護者に拡大した。 ○平成11年度：幼稚園相当課程の補助単価を4,000円に引き上げた。 ○幼稚園相当課程補助単価を平成14年度から3か年で1,000円ずつ引き上げ、小・中学校相当課程と同じ7,000円とした。				
必要性	外国人学校の授業料は、国公立小中学校が無料であることに比べかなり高額であり、保護者の負担が大きいため、負担の軽減が求められている。 また、外国人であっても、日本人と同様に納税しており、反対給付を受ける権利があることから考えて、初等教育については、過度な負担とならないよう一定の配慮が必要。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 1. 5月 外国人学校に通う保護者からの「調書」受付 2. 10月・3月 補助対象要件（在住・在校状況、納税額、納付状況）調査・確認のうえ、保護者・設置者に申請書送付 3. 10月・3月 申請受付・補助交付 (1)代理申請：学校が保護者から委任を受け、申請手続き等を行う方法。 (2)個人申請：上記以外の学校に通学する児童等の保護者が、各自で補助金申請手続きを行う方法。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額	14,840	14,084	14,448	14,700	14,441	14,672	14,070	
①決算額（25年度は見込み）	13,398	14,084	13,839	13,993	14,504	14,182	14,070	
②人件費等		847	1,629	1,744	1,694	1,322		
③原価償却費				581	622	516		
【事務分担量】（%）		10	20	20	20	16		
合計（①+②+③）	13,398	14,931	15,468	16,318	16,820	15,504	14,070	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	13,398	14,931	15,468	16,318	16,820	15,504	14,070	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	補助対象学校	5	9	7	8	7	6	6
	補助者数(延べ数)	1,914	2,012	1,977	1,999	2,072	2,026	1,890
	幼稚園相当課程	240	211	255	233	276	316	340
	小学校相当課程	1,168	1,310	1,248	1,196	1,196	1,192	1,170
中学校相当課程	506	491	474	570	600	518	500	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	14,504	その他の補助及び交付金	14,182	その他の補助及び交付金	14,070

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	補助者数（実人数）[人]	165	172	169	—	—	
②	補助率（人数ベース）[%]	92.2	95.3	94.9	100	100	補助者数/在校生数（「調書」提出者数）※区税未申告者及び区税・国保滞納者は補助対象外
③							

（問題点・課題）	外国人学校に通学する保護者へ区税を支出することについて、一部から支出を取りやめるよう意見が寄せられている。また、外国人学校そのものに支払っているのではないかと、この意見が寄せられている。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区） ○22区平均（平成24年度単価） 約8,000円（月額） 最高額（江戸川）月額16,000円 最低額（千代田、新宿、豊島、足立）月額6,000円 ○対象学校限定区（24年度） 朝鮮学校のみ1区：港、朝鮮・韓国学校のみ1区：練馬 朝鮮・韓国・中華学校のみ6区：中央、新宿、文京、渋谷、江東、大田 ○外国人学校への直接補助1区：大田（保護者補助と併用）

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	補助金が、確実に保護者のもとに入金できるよう、支払い方法を変更する。	変更結果をふまえて、さらに改善できる点を検討していく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	同種補助金との比較や他区の動向を勘案しながら事業継続していく。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	私立認定こども園助成事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	森田	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	私立認定こども園助成事業費（子育て支援課）（030204-011598）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成	23年度	根拠	・東京都認定こども園運営費等補助金交付要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	・荒川区幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付要綱	
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	幼稚園型認定こども園（以下「こども園」と呼ぶ）の運営等に要する経費について、その一部を区が補助することにより、こども園の事業の円滑な執行を促進し、もって就学前の児童に関する教育、保育等の総合的な提供の推進を図ることを目的とする				
対象者等	区内に住所を有する児童に対し保育及び教育を行うこども園の設置者				
内容	1 こども園（並列型・年齢区分型）が実施する認可外保育施設の運営費への補助 2 こども園（単独型）が実施する幼稚園延長保育促進事業への補助 ※こども園（年齢区分型）への幼稚園延長保育促進事業補助は、平成24年度から保育課で実施している。				
経過	○平成18年度 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行 ○平成18年度 東京都認定こども園の認定に関する条例施行 ○平成22年度 東京都認定こども園運営費等補助金交付要綱施行 ○平成23年度 東京都認定こども園運営費等補助金交付要綱一部改定 ○平成23年度 荒川区幼稚園型認定こども園運営費等補助金交付要綱施行 ○平成23年度 足立区のこども園（単独型）に区民が通園、第1号となる ○平成24年度 上記幼稚園が子ども園（単独型）から子ども園（年齢区分型）に変更。それに伴い補助事業が保育課に移行				
必要性	長時間児は、保育所運営費なみの高額な経費（保育士等の人件費、給食調理等事業経費、その他）がかかるので、補助金を交付し、施設の健全育成を図る必要がある				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） こども園から申請書提出→交付決定→請求書提出→支払				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額					356	278	0	
①決算額（25年度は見込み）					291	0	0	
②人件費等					423	165		
③原価償却費					156	65		
【事務分担量】（%）					5	2		
合計（①+②+③）					870	165	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）					145	0	0	
その他（特定財源）								
一般財源					725	165	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	補助対象こども園施設数					1	0	0
	対象在籍園児数					1	0	0

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	その他の補助及び交付金	291	その他の補助及び交付金	0	その他の補助及び交付金	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	補助対象こども園施設数		1	-	-	-	5月1日現在
②	対象在籍園児数		1	-	-	-	5月1日現在
③	23区内認定こども園施設数 (幼稚園型)		14	17	-		5月1日現在

(問題点・課題分析)	認定こども園の種類により子育て支援課と保育課で類似の補助事業を行っている。
他区の実況	<p>(実施 16 区 未実施 6 区)</p> <p>制定区：千代田、中央、新宿区、江東、品川、目黒、世田谷、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川 未制定区：港、文京（24年制定予定）、台東、墨田（25年制定予定）、渋谷、大田</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	事業内容を精査しつつ、現状の内容で実施する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	子育て支援施設整備費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	小笠原	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	子育て支援施設整備費（030201-019898）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		● 建設事業	○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	19 年度	根拠	児童福祉法	
終期設定	● 有 ○ 無	24 年度	法令等		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画	○ 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	子育て支援の促進・充実のため、保育所・学童クラブ等子育て支援施設を整備する。				
対象者等	乳児～小学校3年生				
内容	<p>○（仮称）第三東日暮里保育園・ふれあい館等合築施設建設（平成20～24年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成20年度：用地取得、平成21～22年度：基本・実施設計、平成23～24年度：建設</li> <li>●建設場所：東日暮里三丁目283番地1外4筆（敷地面積 1,966.07㎡）</li> <li>●建物規模・構造：鉄筋コンクリート造 地上5階建て（建築面積 1,175㎡ 延床面積 3,691.75㎡）</li> <li>●工期：平成23年7月～平成25年1月</li> <li>●建物用途：保育園（1階～3階 2,026.98㎡ 52%） ふれあい館（1階～5階 1,537.19㎡ 45%） 消防団（1階～2階 94.84㎡ 3%） 備蓄倉庫（3階 32.74㎡ 3%）</li> <li>●工費：1,409,090千円（建設費 1,386,830千円 工事監理委託 22,260千円） うち保育園分（建設費 724,422千円 工事監理委託 12,221千円）</li> <li>●開設予定：平成25年度 最大定員 200人</li> </ul> <p>○荒川保育園拡張用地取得（平成22年度） 面積92.77㎡</p> <p>○南千住保育園・南千住学童クラブ合築施設建設（平成19～21年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建設場所：南千住六丁目35番3号（敷地面積 1,299.56㎡）</li> <li>●建物規模・構造：鉄筋コンクリート造 地上4階建て（建築面積 797.09㎡ 延床面積 2,066.29㎡）</li> <li>●工期：平成20年11月～平成22年3月</li> <li>●建物用途：保育園（1階・2階・4階 1,720.66㎡）第1学童（3階 180.11㎡）第2学童（3階 165.52㎡）</li> <li>●工費：保育園分（建設費 665,647.5千円 工事監理委託 12127.5千円）</li> </ul> <p>○尾久ひろば館用地取得（平成20年度） 面積66.61㎡ 底地権割合 30%</p>				
経過	<p>平成19年度 南千住保育園新園舎・学童クラブ建設</p> <p>平成20年度 尾久ひろば館用地取得</p> <p>平成22年度 南千住保育園新園舎・南千住第一、第二学童クラブ開設・荒川保育園拡張用地取得</p> <p>平成23年度（仮称）第三東日暮里保育園・ふれあい館等建設</p>				
必要性	保育需要へ対応するために子育て支援施設の整備は必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度
予算額	27,399	848,323	470,220	81,955	300,240	443,663		0
①決算額（25年度は見込み）	22,439	835,518	465,676	79,563	293,189	443,557		0
②人件費等	427	424	407	436	423	165		
③減価償却費				145	156	65		
【事務分担量】（%）	5	5	5	5	5	2		
合計（①+②+③）	22,866	835,942	466,083	80,144	293,768	443,787		0
国（特定財源）		5,000	19,714					
都（特定財源）		13,308	21,512					
その他（特定財源）		162,000	409,000		223,000	420,000		
一般財源	22,866	655,634	15,857	80,144	70,768	23,787		0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		旅費	第三東日暮里工事旅費	0	第三東日暮里工事旅費	71	
一般需用費	第三東日暮里工事事務費	29	第三東日暮里工事事務費	3			
委託料	第三東日暮里工事監理委託	3,600	第三東日暮里工事監理委託	8,621			
工事請負費	第三東日暮里建設工事費	289,560	第三東日暮里建設工事費	434,862			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①							
②							
③							

(問題点・課題)	保育所、学童クラブ等の子育て施設への需要を的確に把握し、直営、委託、補助等運営方法も含めて的確に対応していく必要がある。
他区の状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	休止・完了	新規施設の整備がないため、25年度は予算計上を行っていない。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	あらかわ子育て応援店・企業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	本間	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	あらかわ子育て応援店・企業（030201-011001）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 21 年度		根拠 法令等	あらかわ子育て応援店・企業認定制度実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	子育て家庭が実際に生活する地域で見守り支えられる社会を目指し、区内の子育てを支援する店舗・企業等を「あらかわ子育て応援店・企業」として認定し、子育て支援の普及啓発を図る。地域全体で子育て支援に対する機運を高め、「子育てにやさしいまちづくり」を推進することを目的とする。				
対象者等	区内で営業を行っている商店・企業等				
内容	<p>子育てにやさしいまちづくりに、行政とともに地域の商店・企業が自主的に参加する機会を提供するため、子育て応援店・企業を募集し、認定する。認定店・企業には、認定証と認定ステッカーを交付し、あわせて区の子育て支援情報紙等の配布に協力してもらう。</p> <p>あらかわ子育て応援サイトやPRパンフレット等により「子育て応援店・企業」を広く区民に周知し、子育て家庭が楽しく外出・買物等ができるよう支援する。また、仕事と子育ての両立を支援する企業を紹介・応援することにより、企業における子育て支援の機運を醸成する。</p> <p>【認定件数】36件（平成25年5月末現在） 飲食店12件、美容院・理容室13件、販売店・その他11件</p>				
経過	○平成21年10月 要綱制定 ○平成21年11月 応援店・企業の募集を開始 ○平成22年3月 第1回子育て応援店・企業認定（応援店15件）				
必要性	地域全体で子育て支援をするとともに、仕事と子育ての両立支援の機運を醸成するため、本事業の着実な推進が望まれる。なお、紙媒体によるパンフレットの作成・配布については、今後必要性を検討していく。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 子育て支援モニター等が推薦する店舗等の情報を得て、協力店舗の新規開発を行う。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額				700	400	416	416	336
①決算額（25年度は見込み）				568	278	257	373	336
②人件費等				2,443	872	1,270	1,239	
③減価償却費					291	467	484	
【事務分担量】（%）				30	10	15	15	
合計（①+②+③）		0	0	3,011	1,441	1,994	373	336
国（特定財源）								
都（特定財源）				350	200	244		
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	2,661	1,241	1,750	373	336
実 績 の 推 移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	認定店・企業			15	23	28	36	41

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費	子育て情報配布用パンフレットスタンド	14	子育て情報配布用パンフレットスタンド	34	子育て情報配布用パンフレットスタンド	35
	印刷製本費	認定店PRパンフレット	244	PRパンフレット編集用ソフト	95	認定店PRパンフレット	301

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	認定店・企業	23	28	36	41	46	年間5か所認定を目標
②							
③							

(問題点・課題)	子育て世代が実際に生活する地域全体で子育て支援を担っていくことが課題である。そのため、協力店舗の新規開発を行うための商店街や商連への声かけなどを継続的に実施する必要がある。
他区の実施状況	（実施 6 区 未実施 16 区） 実施区（応援カードなどによる割引など）：台東区（たいとうすくすく手形）、江東区（さざんかカード）、杉並区（杉並子育て応援券）、板橋区（すくすくカード(パウチャー券)）、足立区（子育て支援パスポート）、北区（子育てにっこりパスポート） ※江戸川区で実施している「子育て安心パスポート」は、区立保育園の保育事業に参加できるもので趣旨が異なるため入れていない。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	子育て家庭が楽しく外出・買物等ができるように、協力店舗の新規開発を行う。	親子がより利用・活用しやすい制度となるよう協力店舗と連携を図り、地域と一体となった子育て支援活動を推進する。
②	本制度の認知及び協力店全体の集客が高まるよう、子育て応援サイトへの掲載を行う。	子育て家庭の外出機会と協力店の利用が増えるよう多様な情報提供ツールを活用して事業の周知を図り、協力店全体の集客率を高め、さらに協力店が増えるという正の連鎖が生じるように事業展開する。
③	パンフレットの作成・配布について、費用対効果を検証する。	検証結果を基に、改善策を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	地域の商店や企業と一体となった子育て支援を推進するため、今後もその拡大を図る。

(議会議要旨)	
---------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	あらかわ家族の日	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	日坂	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	あらかわ家族の日（030201-011101）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 21 年度	根拠			
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	○近年、家族関係や地域における人間関係の希薄化により、子育て家庭の孤立化や児童虐待など様々な問題が発生している。 ○そのため家族の原点に立ち返り、親子関係を良好にし、子育ての喜びを実感できるように家族のきずなを強める地域社会とするために「あらかわ家族の日」を制定する。				
対象者等	18歳未満の子どものいる家族 （ただし、優待等の事業対象となるのは、実施事業ごとに異なる）				
内容	○「荒川区は家族の笑顔を応援しています」をキャッチフレーズに、毎月第三土曜日とその翌日の日曜日を「あらかわ家族の日」と制定した。 （1）「家族のきずな・地域のきずなを強める」ことが事業の目的となっている既存事業を「あらかわ家族の日」を中心に再構築し、「家族の大切さ、地域の大切さ」を区民にPRする。 （2）横断幕・のぼり旗やポスター・パンフレットを作成し、「あらかわ家族の日」をPRする。 （3）「あらかわ家族の日」の主な実施事業 ①親子ふれあい入浴（6月から11月までの第三土曜日） 年6回 ②ひろば館・ふれあい館事業（タヤけにっぽり文化祭、パパと遊ぼう、じいじばあばとあそぼなど）年12回 ③荒川遊園入園料無料 年24回（24年度） ④社会を明るくする運動 年2回 ⑤社会教育等の事業 年3回 ○国：少子化対策として、平成19年度から、家族の日（11月第三日曜日）と家族の週間（家族の日前後各1週間）を定め、「家族・地域のきずなを再生する国民運動」を実施 ○東京都：「深めよう！親子の絆考えよう！家族の関係」をキャッチフレーズに、毎月第三土・日曜日を「家族ふれあいの日」として設定（心の東京革命で実施）				
経過	●平成21年6月1日 「あらかわ家族の日」制定について公示 ●平成21年6月20日 制定記念として、親子ふれあい入浴事業の協力浴場において各先着50名に記念のきんちゃくを進呈。その後、毎月第三土曜日と日曜日に事業を実施。実施内容はチラシ等で周知 ●平成21年11月22日 第三回荒川区子育てフェスタにおいて、制定記念エコバッグを来場者に配布してPR ●平成22年7月1日～9月24日 「あらかわ家族の日」ふれあい写真コンクール実施。第4回子育てフェスタで展示・表彰				
必要性	核家族化の進行で親子関係のコミュニケーションのとり方や地域における人間関係の希薄化により、子育て家庭の孤立化や児童虐待など様々な問題が発生しているため、家族の原点に立ち返る必要があるため。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） ○横断幕・のぼり旗の掲示 ○子育て情報誌キッズニュースで事業案内PR				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額			850	119	350	76	72
	①決算額（25年度は見込み）			541	103	7	55	72
	②人件費等			814	140	136	135	
	③減価償却費				145	156	161	
	【事務分担当】（%）			10	5	5	5	
	合計（①+②+③）	0	0	1,355	388	299	351	72
	国（特定財源）							
都（特定財源）			420	38				
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	935	350	299	351	72	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	年間延べ事業実施数			40	44	47	47	50

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	チラシ印刷用紙		69	チラシ印刷用紙	55	チラシ印刷用紙	72
	写真コンクール商品用図書カード		27				
	写真コンクール副賞用額		8				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	年間延べ事業実施数	44	47	47	50	50	協賛・協力事業数
②							
③							

（問題点・課題分析）	毎月第三土曜日とその翌日の日曜日に実施する事業の数を増やすよう各課へ周知徹底し、できる限り「あらかわ家族の日」に親子向け事業を実施する必要がある。
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区） 文京区家庭の日（毎月第二日曜日）、すみだ家庭の日（毎月25日）、あだち家族ふれあいの日（足立区：毎月第三土曜日）、育児の日（江戸川区：毎月19日）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	年間予定を組む時点までに、各課へ協力依頼・周知を行う。	区事業を確認し、庁内へ事業協力のPRをする。
②	「あらかわ子育て応援店・企業」に対し、あらかわ家族の日にサービス等を実施してもらえるよう働きかける	地域の店舗と住民のつながりを深めるためPRをする。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	地域子育て交流サロン事業（子育て支援課）	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	小笠原・宮崎	内線	3789
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	地域子育て交流サロン事業（子育て支援課）（030201-011601）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 7年度		根拠法令等	荒川区地域子育て交流サロン事業実施要綱・東京都子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）実施要綱、地域子育て支援拠点	
終期設定	○有 ●無 年度				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりを持つ場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図る。				
対象者等	在宅で子育てをしている0歳から概ね3歳までの乳幼児とその保護者				
内容	<p>○地域子育て交流サロン（11ヶ所）：国での「地域子育て支援拠点事業（平成24年度補正予算で安心こども基金の事業に組替）」。都では「子育てひろば事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B型ひろば（2ヶ所）：ドン・ボスコ保育園、小台橋保育園（相談力機能強化型） 区内を東西に2分し東部のサロンをドンボスコサロンが、西部を小台橋サロンがとりまとめる。</li> <li>・C型ひろば（3ヶ所）：みんなの実家@まちや（民家・一時預かり実施）、荒川おもちゃ図書館（公共施設・尾久銀座出張ひろば、一時預かり実施）、汐入おもちゃ図書館（空き店舗・一時預かり実施）</li> <li>・A型ひろば（5ヶ所）：保育園サロン（東日暮里・熊野前・はなみずき・南千住駅前・南千住七丁目）</li> </ul> <p>※その他の事業によるA型ひろば：親子ふれあいひろば（12ヶ所）：児童青少年課（ひろば館）、地域振興課（ふれあい館）。なお、子ども家庭支援センターサロンと汐入こども園サロンは別事業</p> <p>○地域相談対応力強化事業：都の市町村相談対応力強化事業補助対象事業。小台橋サロンに委託して実施 子育て交流サロン等の就学前児童と保護者が利用する施設の職員を対象とした相談対応の研修会の実施及び各施設の巡回を行う。</p>				
経過	<p>○地域子育て交流サロン</p> <p>H7 ドンボスコ保育園でB型ひろばとして開設 H17 小台橋保育園、18年2月、はなみずき保育園でA型ひろば開設 H19 東日暮里保育園・熊野前保育園に直営のA型ひろばとして開設 H21 みんなの実家まちやにC型ひろば開設 おもちゃ図書館にC型ひろば開設 H22 小台橋保育園をB型ひろばに変更。7月 南千住保育園にA型ひろば開設 H23 南千住駅前保育所にA型ひろば開設、南千住保育園閉園にともない終了 H24 南千住七丁目保育園にA型ひろば開設</p> <p>○地域相談対応力強化事業 H22～ 小台橋保育園子育て交流サロンに委託して実施開始</p>				
必要性	子育て家庭の交流や子育て相談により保護者の育児不安や孤立化の解消を図る在宅育児支援事業として大きな役割を果たしている。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ドンボスコ保育園・はなみずき保育園・小台橋保育園・南千住駅前保育所・南千住七丁目保育園の子育て交流サロンは、委託により実施。東日暮里保育園及び熊野前保育園の公立保育園は、非常勤及び臨時職員により直営で実施。みんなの実家@まちや・荒川及び汐入おもちゃ図書館の子育て交流サロンは事業補助で実施				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	17,052	23,081	17,545	38,552	40,009	39,939	43,455	
①決算額（25年度は見込み）	15,991	21,685	17,544	38,226	38,613	38,952	43,455	
②人件費等	854	4,188	4,438	3,889	423	2,809		
③減価償却費					156	1,097		
【事務分担当】（%）	10	53	58	48	5	34		
合計（①+②+③）	16,845	25,873	21,982	42,115	39,192	42,858	43,455	
国（特定財源）				16,851	15,348	18,305	20,410	
都（特定財源）	5,359	5,604	11,194	6,420	854	1,345	1,267	
一般財源	11,486	20,269	10,788	18,844	22,990	23,208	21,778	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	交流サロン利用者数（センター除く全体）	22,766	25,893	36,067	48,358	56,012	54,801	55,000
	交流サロン設置数（センター除く全体）	4	6	7	9	10	10	10
	※平成21年度以降の予算・決算額は子育て支援課のみ（保育園A型交流サロンは保育課に移行）							

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	サロン用絵本購入	174	サロン用絵本購入	95	サロン用絵本購入	100
	委託料	B型サロン事業委託料 （2ヶ所）	16,354	B型サロン事業委託料 （2ヶ所）	16,544	B型サロン事業委託 （2ヶ所）	17,516
	負担金補助及び交付金	C型サロン運営補助 （3ヶ所うち機能拡充型 2ヶ所）	22,085	C型サロン運営補助 （3ヶ所うち機能拡充型 2ヶ所）	22,313	C型サロン運営補助 （3ヶ所うち機能拡充 型2ヶ所）	25,839

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
標	① 地域子育て交流サロン全来所者数	48,358	56,012	54,801	55,000	60,000	子ども家庭支援センター・汐入こども園を除く全体のサロン親子利用者
	② 地域子育て交流サロン設置数	9カ所	10カ所	10ヶ所	10ヶ所	11ヶ所	子ども家庭支援センター及びこども園の交流サロンを除く
	③						

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>再開発が進んでいる地区などでは今後子育て世帯が増加することが見込まれる。そのため子育て交流サロン新設の要望がある。</li> <li>職員が少なく予算規模の小さいA型サロンでは、他のサロンに比べて育児講座などの開催に限界があるなど、サロンでの格差が生じている。</li> <li>育児不安を抱える0歳児の保護者のケースが急増していることから、子育て交流サロンなど子育てひろばの職員の相談対応力の向上及び保健所や子ども家庭支援センターとの連携強化を図る必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域偏在をなくすよう、子育て交流サロンの新設についての検討を行う。	サロンのない地区への新設をめざす。
②	子育て交流サロン会議などを通じて、各サロンの実態把握に努めるとともに、各サロンの課題・問題点等を共有し合い、よりよいサロン運営を図る。	サロンを利用したことのない親子も参加しやすいよう、規模を拡大した育児講座を実施し、家庭で孤立化した育児にならないよう図る。あわせて、サロン地域格差の解消を図れるよう予算規模等の見直しを行う。
③	東京都の市町村相談対応力事業を活用し、子育て交流サロン等就学前児童の施設職員を対象とした相談対応力強化研修を実施する。	子育てひろば等の職員対象の相談力強化研修を継続して実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	在宅育児家庭の育児不安や孤立化等の解消を図るため、関係機関との連携をさらに強化する。

議会議事録 （要旨）	
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	子育てボランティア団体育成支援事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	本間	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	子育てボランティア団体育成支援事業（030201-011401）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	22 年度	根拠	荒川区子育てボランティア団体等育成支援補助金交付要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	地域のボランティア団体が行う子育て支援事業又は子育て活動に対し、実施経費の一部を補助することにより、子育てボランティア団体等の育成を図り、子育て家庭を地域社会で支援する仕組みを作る。				
対象者等	区内の乳幼児（概ね3歳未満）を持つ子育て家庭を対象に支援事業を実施するボランティア団体（団体構成員が10以上で半数以上が区内在住・在学・在勤者）				
内容	<p>○ 補助事業</p> <p>● 対象となる事業・活動</p> <p>① 子育て支援事業：就学前の児童を持つ子育て家庭に対して行う交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、情報の提供、講習会等の実施</p> <p>② 子育て活動：在宅育児家庭が就学前の児童を対象にグループで行う子育て活動</p> <p>● 補助対象経費：事業・活動実施に必要な消耗品、玩具購入経費や会場費、専門的な相談や講座を実施する際の講師謝礼、保険料等</p> <p>● 補助限度額：運営費 25万円/年 開設経費 5万円（子育て支援事業のみ）</p> <p>● 補助団体・補助額（24年度実績）</p> <p>① 汐たま（248,911円）② サイバード・ベビースalon運営の会（232,600円）③ 自主保育おむすび（250,000円）</p> <p>※おむすびは平成24年度で活動終了</p> <p>○ 区の直接支援</p> <p>共催事業を行う場合の託児謝礼、消耗品、会場使用料等の負担</p>				
経過	<p>平成18年 3月 尾久主任児童委員による双子の会月1回開催</p> <p>平成21年 4月 「ツインズIN荒川」多胎育児家庭のひろばを年4回開催</p> <p>平成21年10月 「双子の会IN汐入」多胎育児家庭のひろばを年4回開催</p> <p>平成22年 2月 汐入地区の子育て喫茶（汐たま）を月1回開催（22年9月から月2回）</p> <p>平成22年 4月 子育てボランティア団体等育成支援補助金交付要綱制定</p>				
必要性	子育て家庭を地域で支え、楽しく子育てできる街をつくるため、地域の子育てボランティア団体を支援することは重要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				
	ボランティア団体への補助事業				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額				1,638	1,481	1,138	1,095	
① 決算額（25年度以降は見込み）				942	700	732	1,095	
② 人件費等				436	423	413		
③ 減価償却費				145	156	161		
【事務分担量】（%）				5	5	5		
合計（①+②+③）	0	0	0	1,523	1,279	1,306	1,095	
国（特定財源）								
都（特定財源）				471	436	366	547	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	1,052	843	940	548	
実績の推移								
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	補助団体数				4団体	3団体	3団体	2団体
	内訳 子育て支援事業				3団体	2団体	2団体	2団体
	子育て活動				1団体	1団体	1団体	0団体

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	託児サポーター謝礼	0	託児サポーター謝礼	0	託児サポーター謝礼
一般需用費	消耗品費	0	消耗品費	0	消耗品費	18	
使用料及び賃借料	会場使用料等	0	会場使用料等	0	会場使用料等	8	
その他の補助金	団体助成	700	団体助成	732	団体助成	1,050	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	助成団体数	4	3	3	2	4	
②							
③							

(問題点・課題分析)	24年度末に、団体が一つ減少した。 今後、事業を積極的に周知し、子育てボランティア団体の育成を図っていく。
他区の実況	(実施区 未実施区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報やホームページ等を通して、積極的に広報していく。	区報やホームページ等を通して、積極的に広報していく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	子育て家庭を地域社会で支援するしくみを創るため、引き続き地域のボランティア団体を支援する。

(状況)	
------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	学習支援事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	本間	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	学習支援事業（030201-011501）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ●24年度）		○建設事業	○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	24年度	根拠	荒川区学習支援事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	荒川区学習支援事業実施要領	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	子どもたちが自由に学習できる環境を整えるとともに、指導員等を配置し、子どもたちの個別相談や学習指導を行うことによって、基礎的基本的な学習内容の習得や、学習意欲の向上を支援し、もって、子どもたちの自立支援を促す。				
対象者等	小学校5年生から中学校3年生まで				
内容	<p>1 実施回数・時間 毎週 月、水、金曜日の16:00~19:15（お盆休み、年末年始を除く） 小学生16:00~17:15、中学生17:45~19:15</p> <p>2 開設場所 生涯学習センター（教育センター研修室）</p> <p>3 実施体制 コーディネーター2名、指導員10名程度を配置する。 ※コーディネーター（教員の経験者等）は、指導員の出勤日の調整、教材等の準備を行うとともに、開会時間中は全体の状況を把握し、指導員と児童生徒との関係や児童生徒同士の関係を良好に保つよう努める。 ※指導員（学生ボランティア等）は、児童からの相談を受けたり、学習指導を行う。</p> <p>4 費用負担 保護者負担については、原則無料とする。 ※区が、児童・生徒及び指導員を被保険者とする傷害疾病保険に加入する。</p> <p>5 児童・生徒の募集 全小中学校に参加募集ポスターを掲示するとともに、区報等に募集する。 なお、定員を小中それぞれ20名程度とし、原則として、学校又は自宅から一人で来室できる者とする。 （小学生自転車不可）</p>				
経過	特になし				
必要性	家庭環境等により学習の機会が不足したり学力低下に陥っていたりする子どもなど、サポートを必要としている子どもは多いと考えられる。本事業は、学校外において学習環境を整え学習指導等を行うものであり、貧困の連鎖の解消のためにも必要性の高い事業である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） コーディネーター及び指導員を配置する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額						4,778	4,630	
①決算額（25年度は見込み）						3,012	4,630	
②人件費等						3,717		
③減価償却費						1,452		
【事務分担量】（%）						45		
合計（①+②+③）	0	(0)	0	0	0	3,012	4,630	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源						3,012	4,630	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
開設場所（か所）						1	1	
1日1館平均利用児童・生徒数（人）						11	18	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費			コーディネーター	1,418	コーディネーター	2,800
			学習支援ボランティア	1,422	学習支援ボランティア	1,680
一般需用費			教材費等	155	教材費等	92
役務費			傷害疾病保険 (児童・生徒、指導員)	15	傷害疾病保険 (児童・生徒、指導員)	50
使用料及び賃借料			会場使用料	2	会場使用料	8

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	開設場所(か所)			1	1	1	
②	1日1館平均利用児童・生徒数(人)			11	18	40	

(問題点・課題分析)	<p>○開設場所を増やすためには、コーディネーターや指導員(ボランティア)の協力及び必要人数の確保が不可欠である。</p> <p>○児童・生徒の募集など、教育委員会・福祉部等との連携が必要である。</p> <p>○「学力向上」を図るためには、コーディネーター及び指導者の質の確保や、教育的視点からの対応が不可欠である。今後、事業の業務委託化や事業実施主体の見直しも含めて、事業のあり方を検討する必要がある。</p>
他区の実施状況	<p>(実施 4 区 未実施 区)</p> <p>○新宿区・世田谷区はひとり親世帯の子どもを対象</p> <p>○江戸川区は生活保護世帯の子どもを対象にした中3学習会(福祉事務所職員のボランティアによる)</p> <p>○足立区は24年度から、区立中学校の中学3年生100人に対し講習を実施。講師は民間の教育機関から派遣。</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業のあり方について、総務企画部と教育委員会を含めて調整を行う。	25年度の結果内容を踏まえ、業務委託化など、より効果的な実施方法により事業を進めていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	子どもの学力に対するケアについて、教育委員会と十分に連携をとりつつ事業を進めていく。

況議(要質問旨)会	平成23年決算特別委員会「荒川区としても学習支援の活動の定着を目指すべき」
-----------	---------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	公有財産管理	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	中村	内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	公有財産管理（子育て支援課）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	16年度	根拠	荒川区公有財産管理規則	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	保育施設（旧小台橋小学校）の施設維持管理				
対象者等	保育施設（旧小台橋小学校）の施設利用者				
内容	保育施設（旧小台橋小学校）のうち他の施設管理者が管理しない部分の施設維持管理				
経過	○平成16年度 小台橋小学校廃校に伴う跡地利用として保育園の誘致 保育園開設に伴い財産所管が子育て支援部となる ○平成24年度 空き教室に平成25年度から旧真土小学校の2団体が移転することになり、受け入れ態勢整備のため各種工事を行う。				
必要性	施設を維持するため、故障等が発生した時は、速やかな修理が必要。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額						3,171	0	
①決算額（25年度は見込み）						3,171	0	
②人件費等						1,652		
③原価償却費						645		
【事務分担量】（%）						20		
合計（①+②+③）						4,823	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源						4,823	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	施設数						1	1

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
				工事費	3,027	工事費	0
				委託費	95	委託費	0
				一般需用費	49	一般需用費	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	施設数			1	1	1	保育施設（旧小台橋小学校）
②							
③							

（問題点・課題分析）	所管する施設が軒並み経年劣化しており、施設補修や建替等の必要性が高まっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	設備改修、建替が必要な施設について機会をとらえて予算要求していく。	設備改修、建替が必要な施設について機会をとらえて予算要求していく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	施設の維持管理に要する。

況議会（要旨）	
---------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ショートステイ事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	田辺	内線	3789
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ショートステイ事業（030204-011101）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠法令等	児童福祉法第6条の二、子育て短期支援事業実施要綱（平成15年6月18日厚生労働省局長通知）、次世代育成支援対策交付金評価基準、荒川区ショートステイ事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、当該児童について区内の母子生活支援施設ハイツ尾竹において短期間の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	区内に在住する2歳以上から義務教育終了前までの子ども及びその保護者（一時的に養育が困難となった場合）				
内容	<p>1 対象者 2歳以上義務教育終了前までの荒川区内在住の児童を養育する、次のいずれかの事由に該当する者で、他に養育する者がいない者          （1）保護者の疾病 （2）育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等 （3）出産、看護、事故等          （4）冠婚葬祭、転勤、出張等社会的事由</p> <p>2 利用期間 7日以内（日帰り利用可）</p> <p>3 申込み受付期間 原則として利用日の3ヶ月前から3日前</p> <p>4 定員 原則3人</p> <p>5 受入時間 午前8時30分～午後10時</p> <p>6 基本負担額（1人1日当たり） 2,600円（住民税非課税世帯1,300円、生活保護世帯0円）</p> <p>7 食事代 朝食300円、昼夕食500円（全世帯有料）</p> <p>8 タクシー送迎代 片道500円（全世帯有料）</p>				
経過	<p>平成18年 2月 ハイツ尾竹内にショートステイ専用室設置。18年6月から事業開始</p> <p>平成18年12月 事業の弾力的な運用として日帰り利用を開始</p> <p>平成20年 4月 受入児童の年齢を3歳から2歳に引き下げ</p> <p>平成24年 4月 受入児童の年齢を中学校就学前から義務教育終了前まで引き上げ</p> <p>平成25年 4月 受付期間を5日前までから3日前までに短縮</p>				
必要性	児童福祉法で市町村で実施する努力義務が規定されている。保護者が疾病・出産・冠婚葬祭等一時的に養育が困難な場合の対応として、区として必須の事業である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）</p> <p>○ 申込み：子ども家庭支援センター</p> <p>○ 運営：母子生活支援施設ハイツ尾竹設置者 社会福祉法人東京都福祉事業協会に委託</p>				

	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算・決算額等の推移								
予算額	7,776	7,776	8,886	9,432	9,106	9,046	8,902	
①決算額（25年度は見込み）	7,776	7,776	8,886	9,431	9,106	9,046	8,902	
②人件費等	854	854	424	407	436	1,157		
③減価償却費					145	452		
【事務分担量】（%）	10	10	5	5	5	14		
合計（①+②+③）	8,630	8,630	9,310	9,838	9,687	10,655	8,902	
国（特定財源）	455	455	1,798	1,590	4,553	184	4,451	
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	8,175	8,175	7,512	8,248	5,134	10,471	4,451	
実績の推移								
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
利用児童数（延べ泊数）	112	75	79	83	71	175	200	
利用児童数（実人員）	22	23	29	22	13	31	30	
1回あたりの宿泊数	2.2	2.3	1.9	2.0	2.2	2.2	（見込）	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	人件費等基本額	8,908	人件費等基本額	8,903	人件費等基本額
	減免額区負担分	10	減免額区負担分	178	減免額区負担分	101	
	送迎代区負担分	0	送迎代区負担分	66	送迎代区負担分	14	
	積立金	210	積立金	-101	積立金		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	利用児童数（延べ泊数）	83	71	175	200	220	
②	利用実児童数	22	13	31	30	40	
③							

（問題点・課題分析）	<p>現在、ショートステイを利用するためには、①まず支援センターに申請し、②次にハイツ尾竹での保護者及び児童面接、③利用日の前日までにハイツ尾竹に支払い、④子どもを預ける、といった手続きが必要であり、利用者から煩瑣であるとの声がある。</p>
（他区の実況）	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	手続きの簡略化に向け、IT活用の検討を行うとともに、施設等と協議する。	利用手続きなどのさらなる見直しについて検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	児童福祉法において市町村で実施する努力義務が課せられている事業であり、家庭で一時的に養育困難となった児童の養育環境を確保するうえで、区として実施する必要性は極めて高い。

（状況）	議会議事録
------	-------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ファミリー・サポート・センター事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	本間	内線	3811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ファミリー・サポート・センター事業費（030204-011401）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	10 年度	根拠法令等	次世代育成支援対策推進事業評価基準 東京都ファミリー・サポート・センター事業取扱方針 荒川区ファミリー・サポートセンター事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	多様な子育て支援の展開[03-02]			
目的	残業や通院時の一時的な子どもの預かりや保育園、小学校の送迎など子育て支援を地域の協力会員が行うことにより、地域における子育て支援を推進するとともに、仕事と育児の両立を図る。				
対象者等	概ね生後6ヶ月～小学校6年生までの子どもを持つ子育ての援助を必要とする保護者（利用会員）及び保育士等育児に関する資格のある子育ての援助者（協力会員） 平成25年3月末現在会員数 利用会員1,516人 協力会員309人 計1,825人				
内容	<p>育児の援助を受けたい者（利用会員）及び育児の援助を行いたい者（協力会員）があらかじめ会員として登録し、依頼会員から利用の申し込みがあった場合、利用会員・協力会員・事務局が事前打合せをしたうえで、原則として協力会員の自宅で預かる。</p> <p>○ファミリー・サポート・センター事業委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会員登録、管理業務</li> <li>● 利用会員、協力会員のコーディネート業務</li> <li>● 広報活動</li> </ul> <p>○報酬額 午前9時～午後5時 720円/時間 上記以外の時間 840円/時間</p>				
経過	<p>平成9年度 エンゼルプラン策定、早急に取り組む事業を選定した子育て支援重点プログラム中の「地域における育児相互援助活動の支援」事業化</p> <p>平成10年9月 福祉公社の自主事業として開始</p> <p>平成11年4月 厚生労働省補助事業として再編・実施</p> <p>平成12年度 福祉公社廃止に伴い荒川区社会福祉協議会に事業委託</p> <p>平成14年4月 従来の「仕事と育児の両立支援」という事業目的に「地域における子育て支援」が追加され、家庭で保育している親に対する支援なども開始</p>				
必要性	核家族化等で地域の子育て支援力が低下しているなかで、地域で互いに支え合う相互援助活動を推進する必要がある。また、多様化する保育需要に対して、区の保育サービスだけで対応することは困難であり、子育て支援に欠くことのできない制度である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 社会福祉協議会に委託				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	8,931	9,678	9,569	9,569	9,668	9,609	9,490	
①決算額（25年度は見込み）	8,867	9,678	9,563	9,556	9,662	9,602	9,490	
②人件費等	427	424	407	436	423	248		
③減価償却費					156	97		
【事務分担当】（%）	5	5	5	5	5	3		
合計（①+②+③）	9,294	10,102	9,970	9,992	10,241	9,947	9,490	
国（特定財源）	2,578	1,753	1,614	4,784	3,979	4,801	4,745	
都（特定財源）	865	972						
その他（特定財源）								
一般財源	5,851	7,377	8,356	5,208	6,262	4,801	4,745	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用会員数	526	700	887	1,080	1,258	1,516	1,500
	協力会員数	167	181	218	254	281	309	350
	活動回数	8,858	7,517	9,123	9,139	8,975	9,310	9,000
	活動時間数	15,846	13,044	15,710	14,797	15,066	14,864	19,800

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	事務局運営経費	8,845	事務局運営経費	8,958	事務局運営経費
	会員向け会議等開催経費	364	会員向け会議等開催経費	395	会員向け会議等開催経費	473	
	広報誌発行経費	453	広報誌発行経費	248	広報誌発行経費	279	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	活動回数	9,139	8,975	9,310	9,000	10,000	
②	協力会員数	254	281	309	350	400	
③							

（問題点・課題分析）	利用者数は増加している。 今後は託児を受ける協力会員の人数拡大を図る。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 未実施：世田谷区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	協力会員養成講座を年4回実施し、会員数増を図る。	協力会員数の推移を見ながら様々な媒体で協力会員の募集を図る。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	利用会員が年々増加しているため、協力会員の拡大を図る必要がある。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	家庭相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	遠嶋	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	子育て支援課事務費（030201-010201）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	40年度	根拠	荒川区組織規則第17条	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	区民の家庭生活における人間関係、離婚問題、その他の問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な助言・情報提供を行う。				
対象者等	区民				
内容	相談員による、家庭生活における人間関係、離婚問題、夫婦関係、親子関係、その他の問題についての面接相談、電話相談				
経過	<p>昭和40年4月 福祉事務所区移管に伴い家庭相談員も移管。 この事業は、都市における核家族の進展・女性の社会進出により、複雑な家庭問題が発生し、社会に適応できず転落していく女性に対する福祉として東京都が独自に開始した。</p> <p>平成2年7月 非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした。</p> <p>平成13年度 東京家庭相談員連絡協議会に参加。（年6回）</p> <p>平成18年度 保護課から計画課（平成22年度から子育て支援課に名称変更）に移管。</p> <p>平成23年度 予算を子育て支援課事務費に移管。予算事業名廃止。</p> <p>平成24年度 家庭相談員に元調停委員による専門相談員を配置し、専門相談として強化した。 相談日：毎週2回 午後1時から午後5時（予約制）</p>				
必要性	家庭生活における人間関係に係る相談を主として受ける本事業は、多様化している家族形態の中で、他機関で扱わない相談機関として継続していくことが必要である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>報償費による専門相談員1名 ・火・木の午後の予約による相談受付（面接・電話） ・区報（毎月1回）、チラシ等によるPR</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	6	4	4	4	4	2,001	1,336	
①決算額（25年度は見込み）	4	4	4	4	4	1,284	1,336	
②人件費	1,281	2,118	2,036	1,308	847	413		
③減価償却費				726	311	161		
【事務分担量】（%）	15	25	25	25	10	5		
合計（①+②）	1,285	2,122	2,040	2,038	1,162	1,858	1,336	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	1,285	2,122	2,040	2,038	1,162	1,858	1,336	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	離婚相談	0	6	9	2	1	48	50
	夫婦、親子関係相談(DV含む)	4	6	3	3	2	57	60
	その他相談	16	35	25	24	26	17	20
	宿泊所等入所件数(再掲)	3	6	4	4	7	3	5

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			家庭相談員報償費	1,280	家庭相談員報償費	1,332
	負担金及び交付金	東京家庭相談員連絡協議会分担金	4	東京家庭相談員連絡協議会分担金	4	東京家庭相談員連絡協議会分担金	4

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	家庭相談件数	29	29	122	130	—	平成24年度より専門相談
②	上記のうち、専門相談員相談件数(再掲)	—	—	102	110		
③							

（問題点・課題）  
 ・家庭相談はプライバシーに関わるものなので、個室による面接を求められるが、常に面接室を確保することが困難であるため、現在は、週1回を面接相談、もう1回を電話相談としている。面接を希望する相談者が多いため、面接場所の確保が急がれている。  
 ・相談員は毎年度依頼する必要があるため、知識が豊富で相談技能に優れた専門相談員を確保することが求められる。

他区の実況  
 （実施 18 区 未実施 4 区）  
 家庭相談員設置区 18区。(うち東京家庭相談員連絡協議会 会員区16区)  
 未実施区(文京・中野・北・葛飾)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	26年度以降の面接室の確保を検討する。	面接室の確保を検討する。
②	1年ごとに依頼する必要があるため、知識が豊富で相談技能に優れた専門相談員を確保する。	知識が豊富で相談技能に優れた専門相談員を確保する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	平成24年度から専門相談員による専門相談業務として実施し、相談件数が著しく増加した。区民のニーズが高い。

議会議決要旨  
 状況

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	母子自立支援プログラム策定事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	高瀬	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	児童扶養手当等支給事業費（030203-010201）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	18年度	根拠法令等	母子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成19年4月17日付け雇児発第0417003号）、荒川区母子自立支援プログラム策定員設置要綱、母子自立支援プログラム策定事業事務取扱要領	
終期設定	○有 ●無	年度			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕			
	政策	子育てしやすいまちの形成〔03〕			
	施策	ひとり親家庭等への支援〔03-03〕			
目的	就労の専門相談員により、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の状況に応じて自立支援プログラムを策定して支援し、もって、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父母で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。				
内容	母子自立支援プログラム策定員が、ひとり親家庭の父母の自立・就労支援のために、個々の状況に応じた就労計画を策定し、足立公共職業安定所と連携したり、自立支援給付金などの事業を活用したりしながら継続的に自立・就業支援を実施する。 （補助金）※国と都でプログラム策定の基準が異なる。 国庫補助金 プログラム策定1件につき 2万円 都補助金 プログラム策定1件につき（1万円の2分の1）5,000円				
経過	平成17年3月	厚生労働省から「母子自立支援プログラム策定員の設置について」通知及び「母子自立支援プログラム策定員の設置要綱」による技術的助言			
	平成18年4月	母子自立支援プログラム策定員を子育て支援部計画課へ配置。国庫補助金は経費の全額補助			
	平成19年4月	厚生労働省から「母子自立支援プログラム策定員の設置について」を19年3月31日で廃止し、「母子自立支援プログラム策定事業実施要綱」についての技術的助言			
	平成19年度	国庫補助金がプログラム策定件数（面接2回以上を要件）につき2万円となる（平成18年度から事業を行っている自治体のみ平成19年度は前年度補助金の9割補助）			
	平成20年度	都補助金の新設：面接1回及び電話2回以上の場合、1件につき、1万円×2分の1（5千円）			
	平成22年度	児童扶養手当の対象者が父子家庭の父を支給対象とするよう拡大されたことに伴い、就業支援対象者も母子家庭の母からひとり親家庭の父母へと拡大された。			
	平成23年4月	「生活保護受給者等就業支援事業が『福祉から就労』支援事業」に移行したことに伴い、厚生労働省通知『母子自立支援プログラム策定事業等の実施について』の一部改正があった。			
必要性	ひとり親家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） ・ 火・水・木の午後の予約による相談受付 一回50分程度 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（8月に掲載予定） 3 ポスター掲示				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,307	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164	
①決算額（25年度は見込み）	1,038	1,037	1,121	1,096	1,096	1,097	1,164	
②人件費					0	0		
③減価償却費					0	0		
【事務分担当】（%）					0	0		
合計（①+②+③）	1,038	1,037	1,121	1,096	1,096	1,097	1,164	
国（特定財源）	936	600	600	900	320	400	300	
都（特定財源）		130	200	125	125	75	75	
その他（特定財源）								
一般財源	102	307	321	71	651	622	789	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	国庫補助金対象プログラム策定件数	33	21	41	22	14	14	15
	都補助金対象プログラム策定件数		5	44	14	14	14	15
	相談件数（延べ）	103	71	86	65	67	70	70

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
報酬	策定員報酬	1,036	策定員報酬	1,036	策定員報酬	1,036	
	付加報酬	60	付加報酬	60	付加報酬	120	
	旅費	0	特別旅費	1	特別旅費	8	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	プログラム策定数	22	14	14	15	15	
②							
③							

（問題点・課題分析）	ひとり親の就労支援のためには、個々の状況にあった様々な対応が必要であり、そのためには関係機関との連携が必要である。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：千代田区・目黒区・大田区・板橋区・江戸川区

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
① 就労支援課との連携により、荒川区の就労支援のケース検討や情報共有を行い、ひとり親の就労支援へつなげていく。また、関係各課との連携を強化していく。	就労支援課との連携により、ケース検討や情報共有を行い、ひとり親の就労支援へつなげていく。また、関係各課との連携を強化していく。
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	ひとり親家庭の自立にとって、就労支援は重要である。

議会議事録（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	入院助産措置費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	入院助産措置費（030203-010401）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	25年度	根拠	児童福祉法第22条、荒川区児童福祉法施行細則	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	第15条、荒川区入院助産実施要綱	
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦に対して出産費用を扶助することにより、施設で安全な出産を行い、児童の健全な育成をはかる。				
対象者等	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦（住民税非課税世帯・生保世帯）				
内容	<p>東京都が認可する助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。</p> <p>ただし、都立施設の場合は都負担となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>入院料及び処置料 健康保険法等の規定する療養費・食事療養費</li> <li>分娩介助料 193,090円</li> <li>胎盤処置料 実費</li> <li>新生児介補料 1日3,810円</li> <li>新生児用品貸与料 1日500円</li> <li>新生児介補料加算 1日3,190円</li> <li>保険料 30,000円（平成21年1月から産科医療補償制度が創設されたことに伴い、分娩費に上乗せされる損害保険料）</li> </ol> <p>利用者負担額 健康保険等による出産一時金の10%を納付</p>				
経過	平成12年から都の補助制度について、見直し（助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした。）平成21年1月から産科医療補償制度の損害保険料が支弁できる項目として加わった。				
必要性	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により助産を受けることができない妊産婦を援助する制度として必要。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口申込（助産施設入所申込書記入）</li> <li>面接記録表作成</li> <li>訪問調査</li> <li>助産の実施の承諾（申請者・病院・都へ通知）</li> <li>病院へ費用支払い（異常分娩等入院助産に係る医療費については、国民健康保険団体連合会等を通じて、自己負担分・審査事務手数料を支払う）</li> </ul>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		1,450	4,213	7,094	9,143	6,976	6,464	5,619
①決算額（25年度は見込み）		830	4,212	7,094	3,052	3,312	2,333	5,619
②人件費		2,135	3,388	4,072	2,616	1,694	2,478	
③減価償却費					872	622	968	
【事務分担量】（%）		25	40	50	30	20	30	
合計（①+②+③）		2,965	7,600	11,166	6,540	5,628	5,779	5,619
国（特定財源）		436	2,030	3,478	2,124	1,668	808	2,599
都（特定財源）		218	1,028	1,739	1,062	834	404	1,299
その他（特定財源）		70	356	115	117	126	117	79
一般財源		2,241	4,186	5,834	3,237	3,000	4,450	1,642
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	入院助産相談件数（新規）	24	22	14	19	18	21	20
	入院助産活動件数（延べ）	57	75	55	25	32	42	40
	助産決定件数（都立病院含む）	12	18	20	14	5	17	15
	区負担分（私立病院のみ・前年度決定分含む）	3	16	16	7	8	5	10

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		13委託料	審査支払手数料	1	審査支払手数料	0	審査支払手数料
20扶助費	入院料及び措置費	1,261	入院料及び措置費	974	入院料及び措置費	2,827	
	分娩介助料	1,487	分娩介助料	965	分娩介助料	1,931	
	胎盤処置料	28	胎盤処置料	18	胎盤処置料	35	
	新生児介補料	198	新生児介補料	114	新生児介補料	267	
	保険料	240	保険料	150	保険料	300	
	新生児用品貸与料	26	新生児用品貸与料	15	新生児用品貸与料	35	
	新生児室料	72	新生児介補料加算	96	新生児介補料加算	223	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	入院助産決定件数	14	5	17	15	—	
②							
③							

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助産施設が限定されているので、初診の病院等から指定施設への転院指導が必要である。</li> <li>・出産間近な妊産婦を受入れる助産施設はほとんどないため、病院間の連絡調整が必要となっている。</li> <li>・産科医不足のため、都立病院での普通分娩予約が難しい状況となっている。（都立墨東病院ではハイリスク分娩のみ病院間で協議の上、受付ける。）</li> <li>・都立病院では、妊娠初期に分娩予約が必要な状況である。</li> <li>・助産施設の減少。19年度当初48施設⇒25年5月末現在37施設（休止施設を除く）</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	早期から指定施設に入所するように指導する。	早期から指定施設に入所するように指導する。
②	入院助産制度について保健所・病院（産婦人科）等の関係機関に周知する。	入院助産制度について保健所・病院（産婦人科）等の関係機関に周知する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	母子生活支援施設（事務費）	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	母子生活支援施設措置費（030203-010501）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成	40年度	根拠	児童福祉法第23条（母子保護の実施）、荒川区児童福祉法施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市Ⅱ			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（児童福祉法第23条）				
対象者等	児童の福祉に欠ける母子世帯 ●入所世帯数 18世帯（48人） 平成25年5月初日現在（定員 20世帯） 広域入所 1世帯（2人）				
内容	生活、住宅等に困窮し、児童の養育困難な配偶者のない女子及びその児童を入所させ、母子を保護するとともに、利用者の悩み（就労問題、パートナーからの暴力等）に沿った自立計画を立て、地域社会やボランティア団体との交流を通じながら的確かつ効果的な支援を行ない、母子と一体となって自立への意欲を高めていく。 1. 入退所事務 子育て支援課ひとり親女性福祉係 2. 母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・所在地 荒川区町屋 ・設置主体 社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯 ・職員 常勤職員9人〔施設長1人、少年指導員兼事務員2人、母子支援員3人、心理療法担当職員1人、被虐待児個別対応職員1人、用務員1人〕 非常勤職員4人〔特別生活指導員2人、心理療法補助職員1人、入所児童処遇特別職員1人〕 嘱託医1人				
経過	●昭和24年 都の施設として開設、昭和40年 区に移管。建物は、昭和35年竣工。 ●平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託。 ●平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮⇒母子生活支援施設 ●児童福祉法に基づき平成13年4月より、入所について措置から契約による申込み制度に変更。 ●平成13年度 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増） ●平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止。2月 私立母子生活支援施設開設。 ●平成18年6月 ショートステイ事業開始 ●平成23年4月 広域母子生活支援施設（区外）への入所開始				
必要性	児童福祉法に基づく市区町村の責務				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 国基準措置費は、認可定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込→面接→調査→入所の承諾→入所（荒川区母子生活支援施設入所事務処理要綱）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	74,949	77,383	80,099	80,643	84,670	88,978	90,815	
①決算額(25年度は見込み)	73,689	76,769	79,665	80,146	78,831	86,284	90,815	
②人件費	2,562	4,235	4,072	5,232	3,811	4,131		
③減価償却費				1,743	1,400	1,614		
【事務分担当】 (%)	30	50	50	60	45	50		
合計(①+②+③)	76,251	81,004	83,737	87,121	84,042	92,029	90,815	
国(特定財源)	28,785	31,663	32,651	32,248	33,022	32,800	37,482	
都(特定財源)	14,393	15,831	16,342	16,124	16,828	16,384	18,741	
その他(特定財源)	103	218	191	192	149	136	55	
一般財源	32,970	33,292	34,553	38,557	34,043	42,709	34,537	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	月平均入所世帯数	18.2	18.1	19.4	19.3	18.5	16.2	19
	月平均入所者数	46.9	42.7	48.1	45.1	44.3	39.4	50
	相談件数(新規)	31	26	30	28	16	36	30
入所世帯数(新規)	6	6	5	5	4	7	5	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助金及び交付金	区単独助成	1,319	区単独助成	1,801	区単独助成	1,818
	扶助費	母子保護費	77,512	母子保護費	82,774	母子保護費	79,386
		広域母子保護費	0	広域母子保護費	1,709	広域母子保護費	9,594
	近接地外旅費	施設訪問旅費	0	施設訪問旅費	0	施設訪問旅費	17

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	退所（自立）世帯数	6	5	6	5	—	
②	退所（自立）人数	16	10	14	10	—	
③	平均在所年数（年度末現在）	2年 10ヶ月	3年 3ヶ月	2年 2ヶ月	2年 2ヶ月	—	

（問題点・課題分析）	在所期間が長期化している世帯の自立に向けた自立支援計画の見直しと効果的な指導が課題となっている。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区） 母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持たない区 3区（千代田、中央、文京）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	在所している全世帯の自立支援計画について検討し、退所に向けて効果的な指導を行う。	在所している全世帯の自立支援計画について検討し、退所に向けて効果的な指導を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	入所措置を充実する。

況議会（要旨）問状	
-----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	母子相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	母子相談事業費（030204-010101）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	● 昭和 ○ 平成	40 年度	根拠	・ 母子及び寡婦福祉法 ・ 東京都母子福祉	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	資金貸付条例（条例による事務処理の特例）	
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	母子世帯の経済上、生活上の問題等について母子自立支援員が助言、指導を行い、これらの家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。				
対象者等	区内在住の母子世帯（配偶者のない女子で児童を扶養している者）				
内容	1 相談員による面接相談（常時実施） 母子家庭における生活相談、住宅相談、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他 2 東京都母子福祉資金の貸付（母子福祉資金貸付事業 参照）				
経過	昭和39年7月 母子福祉法施行 昭和40年3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱制定 昭和40年4月 福祉事務所区移管 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から「条例による事務処理の特例」制度に移行 平成14年11月 母子相談員の名称を母子自立支援員に改める				
必要性	母子世帯の自立と安定を支えるため、他の関係機関と連携をとりながら相談業務を行うことは大変重要なことである。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 母子自立支援員1名 1 相談、指導を要する母子世帯等の来所相談 2 民生委員、児童相談所等との連絡、協力及び訪問調査 3 自立に向けた助言、指導				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	131	137	147	262	135	198	113	
①決算額（25年度は見込み）	101	100	113	200	112	189	113	
②人件費	5,551	7,623	6,922	3,488	5,505	2,478		
③減価償却費				2,034	2,022	968		
【事務分担当】（%）	65	90	85	70	65	30		
合計（①+②+③）	5,652	7,723	7,035	5,722	7,639	3,635	113	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	5,652	7,723	7,035	5,722	7,639	3,635	113	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	母子福祉資金貸付相談	198	169	218	237	161	192	200
	住宅相談	30	13	15	33	14	19	20
	家庭紛争相談	3	2	0	2	1	3	0
	その他相談	221	385	237	333	308	406	400

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	消耗品費（書籍）	11	11	消耗品費（書籍）	11	消耗品費（書籍）	11
	印刷製本（納付書等）	100	176	印刷製本（納付書等）	176	印刷製本（納付書等）	100
	分担金	2	2	分担金	2	分担金	2
	東京都母子相談連絡研究会			東京都母子相談連絡研究会		東京都母子相談連絡研究会	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	母子相談件数	605	484	620	620	—	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	相談を受けるにあたり、世帯の生活状況や経済状況等を聴取する必要がある。他の相談と共通で1つの相談室を使用しているため、相談が重なった場合にはカウンターで相談を受けている。相談者が安心して話ができる環境の整備が必要である。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	相談者が安心して話ができるよう、相談室の確保が必要である。	相談者が安心して話ができるよう、相談室の確保が必要である。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	母子世帯の自立を支援するため、PRを徹底し、相談体制を強化する。

議会議況 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	母子家庭等自立支援給付金事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	高瀬	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	母子家庭自立支援給付金事業（030204-010201）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	16 年度	根拠法令等	母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成15年3月19日付厚生労働省告示第102号）自立支援教育訓練給付金事業実施要綱・高等技能訓練促進費事業実施要綱	
終期設定	○ 有 ● 無	年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			

目的	個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、もって、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父母で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。
内容	（自立支援給付金） 母子世帯の母又は父子家庭の父が資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講した場合、本人が支払った費用の40%に相当する金額を給付する。（事前相談が必要で給付金は20万円が上限） （高等技能訓練促進費） 母子世帯の母又は父子家庭の父が、看護師、介護福祉士、保育士等の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる場合、修業期間の全期間（上限2年間）に対して月額10万円（平成24年度以降入学者【平成21年6月～平成24年3月入学者は月額14万1千円】）を給付する。
経過	平成15年4月 国が母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針により事業開始 平成16年8月 荒川区において事業開始（支給要綱制定） 平成19年9月 国の雇用保険法にて教育訓練給付金は2割になったが、荒川区は給付金の4割給付を継続。 平成20年4月 国の要綱改正に伴い、平成21年度入学者から、入学支援修了一時金の新設、及び支給額について課税世帯は訓練促進費等を非課税世帯の半額とした。 平成21年2月 国の政令改正に伴い、平成21年2月4日から、支給期間を最後の3分の1から後半の2分の1に変更した。 平成21年6月 国の政令改正に伴い、平成21年6月5日から、支給期間を後半の2分の1から全期間に、支給金額を非課税10万3千円から14万1千円（課税世帯半額）に変更した。 平成24年4月 国の政令改正に伴い、平成24年4月以降に入学者に対して、支給金額を非課税世帯14万1千円から10万円（課税世帯は70,500円に変更なし）に変更した。 平成25年4月 国の政令改正に伴い、両制度とも父子家庭の父も対象とするほか、高等技能訓練促進費は平成25年4月以降に入学者に対して、支給期間が上限2年となった。
必要性	ひとり親家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・ 母子相談等の窓口において、当該事業の対象者に事業内容の説明を行い、申請を受理する。 ・ 区報等によるPR 1 児童扶養手当受給者の現況届時にチラシ配布 2 区報掲載（8月に掲載予定） 3 荒川区ホームページにて周知

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,677	4,005	5,074	14,257	17,473	5,684	10,047	
①決算額（25年度は見込み）	1,950	3,130	5,059	13,939	8,740	5,579	10,047	
②人件費	3,843	2,118	2,850	2,180	2,964	4,213		
③減価償却費				1,307	1,089	1,646		
【事務分担量】（%）	45	25	35	45	30	51		
合計（①+②+③）	5,793	5,248	7,909	17,426	12,793	5,579	10,047	
国（特定財源）	1,236	2,163	2,091	5,145	1,441	1,240	3,797	
都（特定財源）	0	0	1,802	5,868	5,079	2,741	3,607	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	4,557	3,085	4,016	6,413	6,273	1,598	2,643	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	自立支援給付金 件数	6	4	2	3	0	3	5
	高等技能訓練促進費 件数	2	3	4	8	6	5	8
	相談件数（延べ）	36	42	46	35	26	44	40

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需用費	消耗品費	15	10	10	20		
	印刷製本費	65	57	57	74		
	負担金補助及び交付金	8,660	5,427	5,427	9,795		
	教育訓練給付金	0	85	85	158		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	高等技能訓練促進費支給件数	8	6	5	8	—	21年6月より、2年以上の養成期間中の全期間に対し支給対象となったため、次年度へ継続して支給する人がいる。件数は年度毎の支給件数のため、同一人物でも継続支給者は年度毎に1件とカウントしている。
②	入学支援修了一時金支給件数	4	4	1	4	—	20年度入学者より、終了後に一時金の支給
③	自立支援教育訓練給付金支給件数	3	0	3	5	—	

（問題点・課題分析）	<p>継続して取り組んでもらう必要がある事業のため、修了（卒業）できなかったり、途中で辞めてしまうことのないように、開始前に指導する必要がある。</p>
	<p>他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）</p>

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
① 開始前に志望動機などを記入してもらいイメージを作り、修了（卒業）できるように指導する。	開始前に志望動機などを記入してもらいイメージを作り、修了（卒業）できるように指導する。
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	ひとり親家庭の自立にとって、教育訓練や能力開発は重要である。

議会議案（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	女性福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬	
		担当者名	山田	内線	3814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	女性福祉資金貸付金（030204-010398）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 50 年度		根拠	荒川区女性福祉資金貸付条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]				
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]				
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]				
目的	女性〔配偶者がいないか、いてもその扶養を受けられない者〕に対して、資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与する。					
対象者等	上記女性で、下記の要件の全部に該当する者。 ① 他から同種の貸付を受けられないこと ② 都内に6ヶ月以上居住していること ③ 20歳以上の者 ④ 直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合には、所得による制限（3,580,000円以下）あり）					
内容	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利	貸付の種類	貸付限度額（単位：千円）	利
	事業開始資金	2,830	無	住宅資金	1,500	1%
	事業継続資金	1,420	無	転宅資金	260	1%
	技能修得資金	（月額）65	無	結婚資金	300	1%
	就職支度資金	100	無	修学資金	（月額）18~64	無
	医療介護資金	340（医療）・500（介護）	無	就学支度資金	39~600	無
	生活資金	（月額）141~103	無			
経過	昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行（都単独事業、対象者…売防法要保護女子） 昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行（対象から売防法を削除） 昭和50年4月 区事務移管（荒川区婦人福祉資金条例制定） 平成3年10月 名称改正（荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に改正）貸付対象年齢引き下げ（25歳→20歳） 平成8年4月 療養資金・生活資金（一部）無利子に改正 平成9年4月 利息改正 3% → 1%（利率を規則事項に改正・都は3%のまま） 平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定 平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、医療資金を医療介護資金に改正 平成19年3月 各種資金の貸付け限度額、技能習得資金の据置期間及び生活資金の体系を都条例と同様とするほか修学資金については、条例では学校ごとの限度額を規定する方式に改正。大学は専門職大学院を含めることとした。 平成23年4月 新規貸付を停止し、継続貸付分及び償還事務のみの事業とする。					
必要性	実績が少なく類似する貸付事業（社協貸付）により代替可能の為、23年度から新規貸付受付は停止する。					
実施方法	（1直営） 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 平成23年度から新規貸付を停止し、また継続貸付分（平成22年9月から平成25年3月まで）が終了したため、平成25年度から償還事務のみを実施する。 償還不可能なものは、債権管理委員会において債権の整理を行っている。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,800	1,800	1,248	1,380	1,944	648	0	
①決算額（25年度は見込み）	1,200	0	337	1,026	1,944	648	0	
②人件費	1,281	847	814	875	2,541	2,478		
③減価償却費				291	933	968		
【事務分担量】（%）	15	10	10	10	335	30		
合計（①+②+③）	2,481	847	1,151	2,192	5,418	4,094	0	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	1,667	1,667	1,812	1,699	1,927	904	1,419	
一般財源	814	-820	-661	493	3,491	3,190	-1,419	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	修学資金	1	0	0	2	3	1	0
	就学支度資金	1	0	1	0	0	0	0
	技能習得資金	1	0	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	貸付金	修学資金貸付金	1,944	修学資金貸付金	648	修学資金貸付金	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	貸付件数	2	3	1	0	0	
②							
③							

償還率を向上させるために、さらに努力が必要であり、特に、長期未納者対策が課題となっている。

（指標分析）	現年度（単位：千円）				過年度（単位：千円）			
	22年度	23年度	24年度		22年度	23年度	24年度	
	調定額(件)	1,764(21件)	1,533(20件)	980(18件)	調定額(件)	1,508(9件)	1,426(8件)	1,158(5件)
	償還額	1,575	1,485	831	償還額	123	123	93
	償還率(%)	89.3%	96.9%	84.8%	償還率(%)	8.2%	8.6%	8.0%
	不能欠損額				不能欠損額	145	192	228
	未償還額	188	47	48	未償還額	1,240	1,111	837

他区の実況  
（実施 14 区 未実施 8 区）  
未実施区 8区（千代田、新宿、文京、台東、足立、葛飾、大田、中野）

問題点・課題の改善策検討	
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容
①	長期未納者に対し訪問調査及び電話調査を行い、償還するよう働きかける。
②	
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	休止・完了	実績が少なく、類似事業で代替可能であったため、23年度から新規の貸付を停止した。

議会議案要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3  
No1

事務事業名	女性相談事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	遠嶋	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	女性相談事務費（030204-010301）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	32年度	根拠	東京都女性相談員設置要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	売春防止法 DV法	
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性が自立と安定した生活を送るため必要な保護・援助をする。				
対象者等	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）				
内容	婦人相談員による面接相談及び必要な援助・保護（常時実施） 1 荒川区女性福祉資金の貸付相談（新規貸付は現在休止中） 2 婦人相談 (1)相談による指導・助言 (2)東京都女性相談センター（都婦人相談所・一時保護施設：定員35人）への移送・入所手続き (3)東京都女性相談センター入所期間中（2週間限度）に面接相談を行い、①婦人保護施設入所（売春防止法） ②生活保護開始（宿所提供施設入所・民間アパート入居） ③自立（住込み就労等）のいずれかに決める。				
経過	昭和31年5月 売春防止法制定 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和52年4月 東京都婦人相談所から東京都女性相談センターに名称変更（一時保護所定員30名に増員、対象を拡大し一般女性・母子も含む 電話相談開始） 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成4年4月 東京都女性相談センターに名称変更 平成10年1月 東京都女性相談センターに移転改築 平成13年4月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV法」）制定 平成14年度 事業名変更 婦人相談事業費→女性相談事業費 平成16年 DV法改正（精神的・性的暴力を含む、保護命令対象拡大（元配偶者を対象に含む）、子への接近禁止命令、退去命令期間が2週間から2か月に変更等） 平成19年 DV法改正（市町村の基本計画策定努力義務、保護命令に電話及びメール禁止、親族への接近禁止命令等）				
必要性	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）の安全と生活を守るために必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 婦人相談員1名 1 要保護女子等の来所面接相談 2 要保護女子の生活援護、施設への入所措置 3 更生に向けた助言				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	112	120	114	115	114	65	68	
①決算額（25年度は見込み）	76	67	59	39	86	50	68	
②人件費等	8,540	8,470	7,330	4,796	5,081	8,261		
③減価償却費				1,888	1,866	3,227		
【事務分担当】（%）	100	100	90	65	60	100		
合計（①+②+③）	8,616	8,537	7,389	6,723	7,033	11,538	68	
国（特定財源）	664	664	666	666	665	399	399	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	7,952	7,873	6,723	6,057	6,368	11,139	-331	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	女性相談	62	67	93	110	110	145	120
	女性相談センター等入所（再掲）	11	10	5	7	9	6	10
	DV相談件数（再掲）	39	37	62	75	68	86	70

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3  
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	書籍購入等	58	書籍購入	25	書籍購入	25
	役務費	郵送料、移送費	25	郵送料、移送費	22	郵送料、移送費	40
	分担金	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3	婦人相談員研究会	3

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	女性相談件数（延べ人数）	110	110	145	120	—	
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	1 近年、夫の暴力や居住地を追い出されて、緊急に保護を必要とする女性・母子が多く、施設が満室の場合があり、受入施設を増やすことが求められている。 2 ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の連携等、女性相談に関する体制整備・充実が必要である。 3 高齢者や障害者からの相談が増え、ドメスティック・バイオレンス被害者か、被虐待者かで対応が分かれる。関係機関との一層の連携が求められている。 4 安全性確保の観点から見て常に使用可能な面接室がないため、その確保が求められている。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	緊急に保護を必要としている女性や女性と同伴児童が安心して避難できる受入施設（母子生活支援施設の広域利用など）を増やすよう都に働きかける。	ドメスティック・バイオレンス被害の男性が避難できる受入施設を作るよう、また、母子生活支援施設広域利用に関する調整を都に働きかける。
②	ドメスティック・バイオレンスに関する相談が増え、内容も複数課に関係して支援するケースが増えている。一層、関係機関と連携をとって支援する。	区内部の関係課だけでなく、他自治体や警察や施設、及び民間支援組織とも一層の連携をとる。
③	女性相談はプライバシー確保と安全性確保が重要であるが、現在の面接室は、各相談が兼用で利用しているため、常に利用可能な面接室の確保をする。	相談者にとって安心・安全な面接室確保を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	DVに係わる相談が増加する中、相談体制を強化する。他課で発見した場合に相談がつながるように連携強化も進める。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	鈴木	内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ひとり親家庭休養ホーム事業費（030204-010501）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	56年度	根拠	荒川区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションのために宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低額で安全な施設の利用を助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進に資する。				
対象者等	ひとり親家庭の親子				
内容	<p>低額で安全な宿泊施設・日帰り施設を指定し、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する。</p> <p>[14年度から]</p> <p>① 指定施設 区有施設のみ：宿泊施設（グリーンパール那須・清里高原ロッジ・ニューアカオ）、日帰り施設（荒川スポーツセンター・荒川遊園・スポーツハウス）</p> <p>② 助成限度額 宿泊：大人・子どもともに 3,000円 日帰り：大人・子どもともに 1,000円</p> <p>③ 利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可</p>				
経過	<p>昭和46年 東京都母子休養ホーム事業</p> <p>昭和56年 区に事務移管 荒川区母子休養ホーム事業</p> <p>昭和58年 荒川区単親家庭休養ホーム事業（父子に拡大）</p> <p>昭和62年 「単親」を「ひとり親」に名称変更</p> <p>平成元年 2泊から3泊に拡大</p> <p>平成4年 日帰り施設指定（3施設）</p> <p>平成10年 宿泊・日帰りあわせて3回を2回に改正</p> <p>平成12年 日帰り子どもの助成限度額を都基準額に改正（2,000円→1,500円）</p> <p>平成13年 指定施設変更（「安房もとな荘」指定解除・「ディズニージー」追加指定） 対象年齢を「20歳未満」から「18歳に達した年度末まで」に改正</p> <p>平成14年 指定施設変更（宿泊・日帰り施設とも区有施設に限定） 宿泊施設（72ヶ所→3ヶ所）日帰り施設（4ヶ所→3ヶ所） 助成限度額変更（宿泊：大人6,490円→3,000円 子ども5,770円→3,000円） （日帰り：大人2,000円→1,000円 子ども1,500円→1,000円） 利用限度回数変更（宿泊・日帰り合わせて2回→宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可）</p>				
必要性	ひとり親家庭親子のコミュニケーションの向上と健康の増進における役割は大きい。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>年度当初に指定施設と契約。 利用者の申請により児童扶養手当証書・児童育成手当通知書等でひとり親家庭であることを確認し、利用券を発行。施設からの利用実績に基づき支出。ただし、荒川遊園は、回数券を事前に購入し直接申請者に配布していたが、平成23年5月から利用券方式に変更した。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	628	834	894	842	1,039	933	917	
①決算額（25年度は見込み）	626	744	894	745	632	929	917	
②人件費	1,708	847	814	1,744	847	826		
③減価償却費				581	311	323		
【事務分担量】（%）	15	10	10	20	10	10		
合計（①+②+③）	2,334	1,591	1,708	3,070	1,790	2,078	917	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	2,334	1,591	1,708	3,070	1,790	2,078	917	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	宿泊利用者	79	91	98	68	68	109	83
	日帰り利用者	307	519	600	541	428	602	588
	遊園チケット繰越分利用者（外数）	0	48	0	35	38	0	0

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費					印刷製本費（利用券）	80
	使用料及賃借料	宿泊施設利用料	204	宿泊施設利用料	327	宿泊施設利用料	249
		日帰り施設利用料	428	日帰り施設利用料	602	日帰り施設利用料	588

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	利用者延人員	609	496	711	750	800	
②	利用券未引替延人員（日帰り）	70	153	124	0	0	22年度より統計
③							

（問題点・課題分析）	<p>休養ホーム事業において、現在は来庁を求め利用券を交付することとなっている。開庁時間に来庁せずに手続きを行うことができれば、利用者の負担軽減となり、宿泊施設利用者が増加すると思われる。</p>
	<p>（実施 15 区 未実施 7 区）</p> <p>未実施区（千代田・墨田・目黒・大田・豊島・足立・葛飾）</p>

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者が来庁せずに手続きが行える方法を検討する。	前年度の検討結果を踏まえ、利用者が増大するよう利用者の負担軽減方法を検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議事録（要旨）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3  
No1

事務事業名	ひとり親家庭サポート事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	遠嶋	内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ひとり親家庭サポート事業（030204-010601）				
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成 57年度		根拠法令等	・母子及び寡婦福祉法第17条（居宅等における生活支援）・荒川区ひとり親家庭サポート事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無 年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当し支援が必要な場合。 ①ひとり親家庭の親又は児童又は日常の家事・育児をしている同居の祖父母等が一時的傷病の場合②ひとり親家庭の親が職業能力開発センター等に通学、母子自立支援プログラム参加等、親族等の冠婚葬祭に出席、学校の公的行事参加等の場合③ひとり親となって1年以内のため援助が必要と判断できる場合				
内容	ヘルパー派遣業者等と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する。 【派遣回数】同一世帯につき原則として月5回以内（最大12回まで） 【派遣時間】午前7時から午後8時（ただし育児援助は午後10時）の間で、2時間以上8時間以内（1時間単位） 【援助内容】①育児援助 ②家事援助				
経過	昭和57年度 ヘルパー派遣事業開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和58年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年度 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 → 午前7時～午後7時 昭和62年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 平成3年度 ひとり親となってから2年以内 月12回派遣 平成12年度 ひとり親となってから1年以内で小学校3年生 平成14年度 事業対象者該当事由変更（親、児童及び同居の祖父母等が一時的傷病の場合のみに限定） 平成20年度 ひとり親家庭サポート事業を開始し、就職活動、技能習得の通学、冠婚葬祭等を加えた 平成23年度 ひとり親1年以内と、母子自立支援プログラム参加、学校の公的行事参加等を加えた 平成25年度 家事支援の派遣時間を午後10時までから午後8時までとした				
必要性	ひとり親の安定した生活と自立促進に寄与するうえで、必要な事業である。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託（当初契約金額）（有）ケアサービス大和田（298,554円） （株）日本デイケアセンター（464,532円） 1 区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結する。 2 事前の登録が必要。利用時にその都度申請書を提出してもらい、区は派遣の可否を決定する。 3 区は派遣決定に基づき、業者に派遣依頼する。 4 派遣ヘルパーがサービス提供後、翌月、報告書を区に提出・同報告書で履行確認のうえ委託料を支出する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	135	2,078	1,958	1,029	890	760	771	
①決算額（25年度は見込み）	84	249	794	326	402	711	771	
②人件費等	854	847	814	2,616	4,235	1,239		
③原価償却費				872	1,555	484		
【事務分担量】（%）	10	10	10	30	30	15		
合計（①+②+③）	938	1,096	1,608	3,814	6,192	2,434	771	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	938	1,096	1,608	3,814	6,192	2,434	771	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	利用世帯数	1	3	4	7	11	13	15
	利用日数	8	36	105	33	52	75	96
	登録世帯		9	14	15	22	24	30

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3  
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	委託料	ヘルパー派遣委託	402	ヘルパー派遣委託	711	ヘルパー派遣委託	771

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	① ヘルパー利用時間数	203時間	218時間	418時間	432時間	—	
	② ヘルパー利用平均時間数（1日当たり）	6.2時間	4.2時間	5.6時間	4.5時間	—	利用時間数／利用回数
	③ ヘルパー利用回数	33	52	75	96	—	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録世帯の利用状況に偏りが見られる。</li> <li>登録世帯の多くがI区分（利用料無料）のため、気軽に当日キャンセルする世帯があり、区と委託業者の間で契約上の問題が生じることがある。</li> <li>感染性疾患や当日の急な依頼には対応することが困難である。</li> </ul>
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 未実施区 墨田区・葛飾区（社会福祉協議会実施）・足立区（子育て事業として実施）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
① 児童の健全育成の観点にたち、派遣時間を午後8時までとする。しかし、就業の都合（残業）等で真に必要な場合は、育児支援に限り午後10時までを派遣時間とする。	必要に応じて利用条件の精査を行う。
② 当日キャンセルについての扱いを登録時に文書で案内するほか、当日キャンセルしないよう、口頭で説明する。	当日キャンセルの扱いについて、周知徹底する。
③	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	ひとり親家庭の生活を支援することは重要であり、利用促進に努める。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	母子福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬																																											
		担当者名	高瀬	内線	3814																																											
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	都会計のため予算コードなし																																															
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業																																												
開始年度	● 昭和 ○ 平成 28 年度		根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・母子福祉資金貸付条例 東京都母子福祉資金貸付条例地方自治法第252条の1 7の2（条例による事務処理の特例）による「特別区 における東京都の事務処理の特例に関する条例」																																												
終期設定	○ 有 ● 無 年度																																															
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画																																												
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]																																														
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																																														
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]																																														
目的	配偶者のいない女子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために資金を貸付ける。																																															
対象者等	都内に6ヶ月以上居住している、配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している者。 <他貸付制度との関係> 1 生活福祉資金→母子が優先 2 女性福祉資金→母子が優先 3 日本育英会等同種の資金→重複貸付不可 4 生活保護受給者→貸付可																																															
内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額(単位：千円)</th> <th>利子</th> <th>貸付の種類</th> <th>貸付限度額(単位：千円)</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金</td> <td>2,830</td> <td>無</td> <td>生活資金</td> <td>(月額) 141</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>事業継続資金</td> <td>1,420</td> <td>無</td> <td>住宅資金</td> <td>1,500</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>技能修得資金</td> <td>460</td> <td>無</td> <td>転宅・結婚資金</td> <td>260(転宅)・300(結婚)</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>修業資金※</td> <td>460</td> <td>無</td> <td>修学資金 ※</td> <td>(月額) 18~64</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>就職支度資金(子のみ※)</td> <td>320</td> <td>無</td> <td>就学支度資金 ※</td> <td>39~590</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>医療介護資金</td> <td>340(医療)・500(介護)</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子	事業開始資金	2,830	無	生活資金	(月額) 141	無	事業継続資金	1,420	無	住宅資金	1,500	無	技能修得資金	460	無	転宅・結婚資金	260(転宅)・300(結婚)	無	修業資金※	460	無	修学資金 ※	(月額) 18~64	無	就職支度資金(子のみ※)	320	無	就学支度資金 ※	39~590	無	医療介護資金	340(医療)・500(介護)	無			
	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子	貸付の種類	貸付限度額(単位：千円)	利子																																										
事業開始資金	2,830	無	生活資金	(月額) 141	無																																											
事業継続資金	1,420	無	住宅資金	1,500	無																																											
技能修得資金	460	無	転宅・結婚資金	260(転宅)・300(結婚)	無																																											
修業資金※	460	無	修学資金 ※	(月額) 18~64	無																																											
就職支度資金(子のみ※)	320	無	就学支度資金 ※	39~590	無																																											
医療介護資金	340(医療)・500(介護)	無																																														
	○ ※以外の資金は、保証人がいる場合無利子、いない場合は1.5%利子 ○ ※の資金は無利子 保証人はなし（子が借受人になる場合は、保証人が必要）																																															
経過	昭和28年4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 昭和39年7月 母子福祉法施行（旧法廃止） 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法施行（題名改正） 平成10年4月 利子の一部を無利子化（技能修得・就職支度・修業資金・生活資金（技能修得資金と合せ貸しの場合）） 平成12年4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年4月 医療介護資金を借り受けずとも、生活資金を借り受けられるように貸付要件を緩和 平成19年7月 特例児童扶養資金の終了 平成21年6月 利子の全部を無利子化 及び保証人が立てられない場合有利子にて貸付可とする保証人要件の緩和 平成22年4月 都立高校授業料無償化、私立高校等就学支援金制度制定。就学支援金対象分を減額。																																															
必要性	母子家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。																																															
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） <貸付審査会>適正かつ円滑な貸付事務を執行するために「東京都母子福祉資金・荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。構成メンバー「子育て支援課長、ひとり親女性福祉係長、担当、その他会長（子育て支援課長）が指定する者」 <広報> 年1回、区報に掲載（8月に掲載予定） 母子、婦人相談活動のなかで周知																																															

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額（都会計）	36,947	36,371	40,612	47,998	60,335	81,096	67,882	
①決算額（25年度は見込み）	31,457	36,087	39,305	44,626	54,563	67,359	67,882	
②人件費	8,540	6,776	6,108	8,720	7,622	9,004		
③減価償却費				3,777	2,799	3,517		
【事務分担量】 (%)	100	80	75	130	90	109		
合計（①+②+③）	39,997	42,863	45,413	57,123	64,984	67,359	67,882	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	31,457	36,087	39,305	44,626	54,563	67,359	67,882	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	8,540	6,776	6,108	12,497	10,421	0	0	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
修学資金 貸付件数	47	54	62	59	72	97	94	
就学支度資金 貸付件数	11	17	19	24	32	32	32	
その他資金 貸付件数	1	4	1	4	8	2	3	
貸付額（単位：千円）	31,457	36,087	39,305	44,626	54,563	67,359	67,882	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		歳入歳出外現金	貸付金	54,563	貸付金	67,359	貸付金

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
①	貸付件数	87	112	131	129	—	
②							
③							
（問題点・課題 （指標分析））	償還率を向上させるためにさらに努力が必要であり、償還滞納時の早期働きかけなど、償還を促す工夫をしていく必要がある。						
	（単位：千円）						
		22年度	23年度	24年度			
	調定額	69,106	75,549	78,162			
	償還額	22,822	27,492	26,101			
	償還率（%）	33.0	36.3	33.3			
	未償還額	46,284	48,057	52,061			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	償還率を向上させる方策として、督促状通知の内容等についての再検討や、貸付申請時等の、償還の意識付けを工夫する等して、償還指導にあたる。	25年度の督促等による償還状況を検証し、償還に関しての効果的な働きかけを行っていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	
---	--

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3  
No1

事務事業名	児童手当給付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬																																		
		担当者名	小林	内線	3819																																		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	児童手当（030203-010101）																																						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業																																		
開始年度	● 昭和 ○ 平成 47 年度		根拠	児童手当法、荒川区児童手当関係事務取扱要綱、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年4月1日施行）																																			
終期設定	○ 有 ○ 無 年度		法令等																																				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画																																		
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]																																					
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																																					
	施策	子育て環境の整備[03-01]																																					
目的	児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。																																						
対象者等	● 受給者 中学校修了前までの児童を養育している者（所得制限あり） ・ 児童手当（所得制限限度額以下の者） ・ 特例給付（所得制限限度額以上の者） ・ 公務員については所属庁で支給		● 所得制限額																																				
	● 対象者：（平成25年4月30日現在） ・ 受給者数 14,262 人 （うち外国籍受給者数 1,194 人） ・ 対象児童数 22,300 人 （うち外国籍児童数 1,305 人）		<table border="1"> <tr> <th>扶養親族数</th> <th>所得制限額</th> </tr> <tr> <td>0人</td> <td>622万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>660万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>698万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>736万円</td> </tr> </table> <p>※ 所得制限額は扶養親族数が1人増える毎に38万円加算 ※ 扶養親族数の中に老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合は、6万円加算 ※ 所得制限限度額を超過した対象者は特例給付として認定し、児童1人につき一律月額5,000円支給</p>			扶養親族数	所得制限額	0人	622万円	1人	660万円	2人	698万円	3人	736万円																								
扶養親族数	所得制限額																																						
0人	622万円																																						
1人	660万円																																						
2人	698万円																																						
3人	736万円																																						
内容	<p>● 支給月額（平成24年4月分より） ・ 3歳未満 月額一律15,000円 ・ 3歳以上小学校修了前 第1子、2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 ・ 中学生 月額一律10,000円 ・ 所得制限世帯 月額一律5,000円（平成24年6月分より） ● 支払月 6月、10月、2月に申請のあった翌月分から前月分までを支給</p>																																						
経過	<p>・ 昭和47年制度発足（義務教育前の第3子以降を対象） ・ 昭和60年改正（支給対象拡大 第3子以降→第2子以降） ・ 平成3年改正（支給対象拡大 第2子以降→第1子以降 支給期間3歳未満） ・ 平成11年所得制限緩和 ・ 平成12年改正（支給対象拡大 3歳未満→義務教育就学前） ・ 平成13年所得制限緩和 ・ 平成16年改正（支給対象拡大 義務教育就学前→小学校第3学年修了前） ・ 平成18年改正（支給対象拡大 小学校第3学年修了前→小学校修了前 所得制限緩和） ・ 平成19年改正（乳幼児加算 3歳到達月まで第1子・第2子に関らず月額5,000を10,000円に増額） ・ 平成22年度から子ども手当に移行。ただし、22年度は費用負担において児童手当支給の仕組みは継続。</p>																																						
	<p>① 子ども手当実績（児童数は月平均）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>22年度</th> <th>23年度 つなぎ法</th> <th>23年度 特別措置法</th> <th>24年度 特別措置法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>2,917,400</td> <td>2,887,314</td> <td>0</td> <td>534,188</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>2,913,211</td> <td>2,353,450</td> <td>1,039,922</td> <td>546,138</td> </tr> <tr> <td>3歳未満</td> <td>4,930</td> <td>4,961</td> <td>4,932</td> <td>4,843</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前</td> <td>13,266</td> <td>13,587</td> <td>13,749</td> <td>14,809</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>4,061</td> <td>4,054</td> <td>3,944</td> <td>2,857</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22,257</td> <td>22,602</td> <td>22,625</td> <td>22,509</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 支給対象者（所得制限なし） 中学校修了前までの児童を養育している者</p> <p>③ 支給月額 ・ 平成22年度・23年度（つなぎ法4月～9月） 子ども一人当たり一律 13,000 円 ・ 平成23年度（特別措置法10月～3月） 3歳未満 月額一律15,000円 3歳以上小学校修了前 第1子、2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生 月額一律10,000円</p> <p>・ 平成23年10月、平成21年度現況届の時効が成立し、児童手当の支給が完了。 ・ 平成24年改正（手当額変更、支給対象拡大：小学校修了前→中学校修了前、所得制限緩和、所得制限超過世帯一律月額5,000円支給）により、平成24年度から子ども手当から児童手当に移行。ただし、費用負担の仕組みは新たに施行。</p>						22年度	23年度 つなぎ法	23年度 特別措置法	24年度 特別措置法	予算額	2,917,400	2,887,314	0	534,188	決算額	2,913,211	2,353,450	1,039,922	546,138	3歳未満	4,930	4,961	4,932	4,843	3歳以上小学校修了前	13,266	13,587	13,749	14,809	中学生	4,061	4,054	3,944	2,857	合計	22,257	22,602	22,625
	22年度	23年度 つなぎ法	23年度 特別措置法	24年度 特別措置法																																			
予算額	2,917,400	2,887,314	0	534,188																																			
決算額	2,913,211	2,353,450	1,039,922	546,138																																			
3歳未満	4,930	4,961	4,932	4,843																																			
3歳以上小学校修了前	13,266	13,587	13,749	14,809																																			
中学生	4,061	4,054	3,944	2,857																																			
合計	22,257	22,602	22,625	22,509																																			
必要性	子育てに係る経済的負担の軽減に寄与している。																																						
実施方法	（1直営）（直営の場合） ● 常勤 ● 非常勤 ● 臨時職員） 子育て給付係において申請受付→認定→支給決定（区長決定）→給付 年1回（6月）受給資格確認のため現況届受付																																						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	1,036,315	1,103,445	1,140,850	202,300	2,900	2,508,773	3,047,149
	①決算額（25年度は見込み）	1,036,315	1,103,385	1,140,805	202,300	435	2,449,174	3,047,149
	②人件費等	23,912	16,940	17,917	436	1,119	17,552	
	③減価償却費				145	622	10,326	
	【事務分担当量】（%）	280	200	220	5	20	320	
	合計（①+②+③）	1,060,227	1,120,325	1,158,722	202,881	2,176	2,477,052	3,047,149
	国（特定財源）	469,026	514,271	538,235	95,489	150	1,698,797	2,122,945
	都（特定財源）	239,052	284,048	294,430	53,405	142	373,628	459,415
その他（特定財源）								
一般財源	352,149	322,006	326,057	53,987	1,884	404,627	464,789	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	児童数 3歳未満	3,574	3,733	3,944	4,135	4	4,954	5,036
	（月平均）3歳以上小学校修了前	10,057	9,923	10,123	10,888	10	13,645	14,489
	中学生						4,003	4,296
	うち所得制限世帯（再掲載）						(2,298)	(2,670)
	計 ※23年度は年間合計数	13,631	13,656	14,067	15,023	14	22,602	23,821

事務事業分析シート（平成25年度）

様式3  
No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	資金・職員手当・共済費				臨時職員雇用等	1,107	臨時職員雇用等
一般需用費				事務用消耗品購入・印刷製本	314	事務用消耗品購入・印刷製本	431
役務費				郵便料・手数料	5,151	郵便料・手数料	3,226
委託料				システム改修費	13,847	委託料	656
扶助費	被用者(延1人)	10	3歳未満(延49544人)	703,540	3歳未満(延60437人)	849,765	
	非被用者(延13人)	130	3歳以上小学生修了前(延136453人)	1,348,570	3歳以上小学生修了前(延173868人)	1,709,780	
	特例給付(延0人)	0	中学生(延40034人)	376,645	中学生(延51559人)	482,230	
	3歳～小学校第6学年修了前(延59人)	295	特例給付(22976人)	(114,880)	特例給付(32046人)	(160,230)	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	児童手当受給児童数	15,023	14	22,602	23,821		月平均(ただし、23年度のみ年間合計)
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公務員・別居監護による他の市区町村受給者などの二重支給を防止する。</li> <li>● 対象児童の海外留学について厳正な審査を行う。</li> <li>● 居所不明児童把握のために関係部署との連携を行う。</li> </ul>
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	公務員・別居監護による二重支給を防止するため、申請時の所属庁及び、自治体への確認を行う。 現況届において、公務員の受給がある場合は、その都度所属庁へ照会する。 二重支給を防止する方法について、現状の事務処理手順を分析し、より簡易な方法を検討、実施する。	平成25年度作成の事務処理手順を検証し、必要事項の修正、手順を完成させる。
②	居所不明児童把握のために関係部署との連携を行う。 所在不明及び実態不在の児童に対し、手当が支払われないよう、事務処理手順を作成する。 出国に伴う実体のない児童について、現状の調査、分析を行う。	所在不明及び実態不明児童に対し、手当が支払われないよう、事務処理手順に基づき処理を行う。また主に、出国に伴う実態不在の児童が発生しない方法を検討、実施する。
③	対象児童の海外留学について、国が定める留学に該当するか提出書類の審査を行う。 また、出国に伴う実体のない児童が海外留学の要件に該当する場合の事務取扱を検討、実施する。	平成25年度作成の事務取扱を検証し、必要事項の修正、手順を完成させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	国の動向を把握し、適切に実施していく。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業	部課名 担当者名	子育て支援部子育て支援課 竹澤	課長名 内線	古瀬 3816															
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	児童育成手当（030203-010102）																			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																			
開始年度	● 昭和 ○ 平成 47 年度	根拠	荒川区児童育成手当条例・同施行規則																	
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等																		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画																
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市〔Ⅱ〕																		
	政策	子育てしやすいまちの形成〔03〕																		
	施策	ひとり親家庭等への支援〔03-03〕																		
目的	児童を養育している母子・父子家庭に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。（父子家庭は、昭和47年から対象となる）																			
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 18歳以下で次の状態にある者の父又は母若しくは養育者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・父又は母が死亡した児童（生死不明の場合）</li> <li>・父又は母に1年以上遺棄されている児童</li> <li>・母又は母が婚姻によらないで懐胎した児童</li> <li>・父母が離婚した児童</li> <li>・父又は母が重度の障がいをもつ児童</li> </ul> </li> <li>● 20歳未満の身体障害者手帳1・2級又は東京都愛の手帳3度以上等の障がい児の保護者</li> </ul>																			
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>受給者数</th> <th>対象児童数</th> <th>障害児童数</th> <th>父子家庭数</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,056</td> <td style="text-align: center;">2,862</td> <td style="text-align: center;">129</td> <td style="text-align: center;">172</td> </tr> </table>	受給者数	対象児童数	障害児童数	父子家庭数	2,056	2,862	129	172	[所得制限] <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>扶養人数</th> <th>育成手当</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3,684,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">4,064,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">4,444,000</td> </tr> </table>		扶養人数	育成手当	0	3,684,000	1	4,064,000	2	4,444,000	（25年4月1日現在・外国籍の対象者も含まれる）
受給者数	対象児童数	障害児童数	父子家庭数																	
2,056	2,862	129	172																	
扶養人数	育成手当																			
0	3,684,000																			
1	4,064,000																			
2	4,444,000																			
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 育成手当 児童一人 13,500円/月</li> <li>● 障害手当 児童一人 15,500円/月 を申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給。</li> <li>● 都で実施していた、認定にかかわる障がい判定事務を16年度から区で実施。</li> </ul>																			
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都事業として始まり、現在に至る。</li> <li>● 平成12年6月より所得制限額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化）</li> <li>● 平成24年度より報償費、一般需用費、役務費、事務費を児童手当事務費から育成手当予算に独立させる。</li> </ul>																			
必要性	離婚等により生活が安定していないひとり親家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。																			
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ） 子育て給付係窓口にて申請受付→審査→決定・給付〔区長決定〕 年1回（6月）受給資格確認のため現況届（所得状況届）受付を行い、資格継続の有無を確認する。																			

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	471,718	476,107	486,685	470,827	477,321	479,785	478,576	
①決算額(25年度は見込み)	471,497	468,662	466,748	466,750	461,713	478,453	478,576	
②人件費	8,540	8,470	6,515	6,976	4,235	6,939	/	
③原価償却費	/	/	/	2,324	1,555	2,711	/	
【事務分担当】 (%)	100	100	80	80	50	84	100	
合計(①+②+③)	480,037	477,132	473,263	473,726	467,503	488,103	478,576	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	480,037	477,132	473,263	473,726	467,503	488,103	478,576	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	育成手当児童数(月平均)	2,764	2,760	2,747	2,734	2,695	2,784	2,771
	障害手当児童数	128	115	117	130	133	138	147
	併給(再掲)	(18)	(20)	(22)	(22)	(19)	(21)	(21)
	受給児童数計(月平均)	2,892	2,875	2,864	2,864	2,828	2,922	2,918

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	扶助費	育成手当 @13,500×延べ 32,338人 (月平均2,695人)	436,200	育成手当 @13,500×延べ 33,408人 (月平均2,784人)	450,566	育成手当 @13,500×延べ 33,253人 (月平均2,771人)	448,916
		障害手当 @15,500×延べ× 1,646人 (月平均 137人)	25,513	障害手当 @15,500×延べ× 1,755人 (月平均 146人)	27,203	障害手当 @15,500×延べ× 1,860人 (月平均 155人)	28,830
	報償費	障害判定謝礼		障害判定謝礼	23	障害判定謝礼	24
	一般需用費	事務用品、印刷製本		事務用品、印刷製本	178	事務用品、印刷製本	242
	役務費	郵便料、通信料		郵便料、通信料	483	郵便料、通信料	564

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
①	育成手当受給児童数	2,634	2,595	2,633	2,733	—	(年度末児童数)
②	障害手当受給児童数	130	133	138	147	—	(年度末児童数)
③							
(問題点・課題 指標分析)	資格のある区民がもれなく受給できるよう、区報やホームページを通じて、制度の解説と申請方法の説明を行う。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)						

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に取り組む具体的な改善内容
①	区報・ホームページを通じて制度の周知を行う。	区報・ホームページを通じて制度の周知を行う。
②	24年度より廃止された特定扶養控除廃止（上乘せ分）対象者をシステムで把握できるように税務課及び情報システム課と調整をする。	担当にとらわれず、事務処理体制の強化を行ない、現況調査事務の効率化を図る。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	児童扶養手当等支給事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬																								
		担当者名	富安	内線	3816																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	児童扶養手当等支給事業費（030203-010201）																												
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業																									
開始年度	●昭和 ○平成	36年度	根拠法令等	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給要綱																									
終期設定	○有 ●無		年度	特別児童扶養手当の支給に関する法律																									
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画	●非計画																								
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]																											
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]																											
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]																											
目的	・18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がい有する児童を監護している父、母又は養育者に対し、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。																												
対象者等	<p>【児童扶養手当】 次のいずれかに該当する、18歳の最初の3月末日までの児童、又は20歳未満で中度以上の障がい有する児童を監護している父若しくは母又は養育者 ① 父母が婚姻を解消 ② 父又は母が死亡（生死不明の場合も） ③ 父又は母が重度の障がい者 ④ 父又は母に1年以上遺棄されている状態が続いている ⑤ 父又は母が1年以上拘禁されている状態が続いている ⑥ 婚姻によらないで生まれた ⑦ 父または母が裁判所からの保護命令を受けた児童</p> <p>【特別児童扶養手当】 障がい児の父若しくは母又は養育者がその障がい児を監護するとき、その父若しくは母又は養育者</p>																												
内容	<p>●児童扶養手当の申請のあった翌月分から年3回（4・8・1月に各月の前月分まで）にまとめて支給。 また2人目の児童は5000円/月、3人目以降はひとりにつき月3000円/月が加算される。</p> <p>●児童扶養手当 全額支給：月額41,430円、一部支給：41,420円～9,780円 10円単位（物価スライドによる変更有）</p> <p>●特別児童扶養手当 1級：50,400円 2級：33,570円（物価スライドによる変更有）</p> <p>●手当額計算方法 41,420-（所得額-所得制限限度額）×0.0184162（H25年10月から手当額改定あり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族数</th> <th>児童扶養手当（全額支給）</th> <th>児童扶養手当（一部支給）</th> <th>特別児童扶養手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得限度額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0人</td> <td>190,000円（未満）</td> <td>1,920,000円（未満）</td> <td>4,596,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>570,000円（未満）</td> <td>2,300,000円（未満）</td> <td>4,976,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>950,000円（未満）</td> <td>2,680,000円（未満）</td> <td>5,356,000円（未満）</td> </tr> <tr> <td>額</td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> <td>(1人増に月380,000円加算)</td> </tr> </tbody> </table>					扶養親族数	児童扶養手当（全額支給）	児童扶養手当（一部支給）	特別児童扶養手当	所得限度額				0人	190,000円（未満）	1,920,000円（未満）	4,596,000円（未満）	1人	570,000円（未満）	2,300,000円（未満）	4,976,000円（未満）	2人	950,000円（未満）	2,680,000円（未満）	5,356,000円（未満）	額	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)
扶養親族数	児童扶養手当（全額支給）	児童扶養手当（一部支給）	特別児童扶養手当																										
所得限度額																													
0人	190,000円（未満）	1,920,000円（未満）	4,596,000円（未満）																										
1人	570,000円（未満）	2,300,000円（未満）	4,976,000円（未満）																										
2人	950,000円（未満）	2,680,000円（未満）	5,356,000円（未満）																										
額	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)	(1人増に月380,000円加算)																										
経過	<p>●昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当）</p> <p>●平成14年7月末までは、区は受け付け事務のみで認定及び支給事務は都が実施。平成14年8月から、受付のほか認定及び手当支給事務も都から区に移管される。（法定受託事務）</p> <p>●上記の移管と同時に、就労による自立を促進する仕組みとするため、就労所得が増えるに従って、所得と手当の合計額が増加するよう、手当での支給額を細かく（月額41,710円～9,850円 10円単位）設定。 また、寡婦控除の廃止及び父親からの養育費（仕送り）についても、所得に含めることとした。</p> <p>●平成16年度 認定にかかわる障がい判定事務は、区で実施する。児童扶養手当事務費一般財源化</p> <p>●平成18年度 三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担割合3/4→1/3</p> <p>●平成18年度 母子自立支援プログラム策定員配置、ハローワーク等と連携。受給者に対する就業・自立支援を実施</p> <p>●平成20年4月 受給開始から5年経過等受給者の一部支給停止措置始まる。</p> <p>●平成22年8月から父子家庭への手当支給開始。</p> <p>●平成23年4月～手当額変更全額支給：月額41,550円、一部支給：41,540円～9,810円 10円単位（物価スライドによる変更有）</p> <p>●平成24年4月～手当額変更全額支給：月額41,430円、一部支給：41,420円～9,780円 10円単位（物価スライドによる変更有）</p> <p>●平成24年8月から支給要件にDVによる保護命令が追加（平成25年10月手当額改正予定）</p>																												
必要性	児童の健やかな成長を図るため、離婚等により生活が安定していない母子、父子家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。																												
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ●臨時職員 ）</p> <p>【児童扶養手当】●子育て支援課受付→認定（区長）→給付 ●年1回受給資格確認のため現況届受付（8月）</p> <p>【特別児童扶養手当】●子育て支援課受付受理→都へ提出→（都が認定） ●年1回受給資格確認のため現況届受付（8月）・特別児童扶養手当は、都提出に係る受付事務のみで支給事務は都で実施。</p>																												

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	656,279	663,102	653,188	657,660	682,571	687,183	700,073	
①決算額（25年度は見込み）	655,484	649,453	636,552	656,708	670,812	686,746	700,073	
②人件費	17,080	16,940	10,589	10,464	16,942	17,606		
③減価償却費				3,486	6,749	7,745		
【事務分担当量】（%）	210	200	200	120	217	240	120	
合計（①+②+③）	672,564	666,393	647,141	670,658	694,503	712,097	700,073	
国（特定財源）	219,350	216,502	211,993	217,674	222,573	228,654	233,307	
都（特定財源） 無料バス外	74	67	67	66	64	142	138	
その他（特定財源）								
一般財源	453,140	449,824	435,081	452,918	471,866	483,301	466,628	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	児童扶養手当受給者数	1,395	1,355	1,371	1,433	1,475	1,539	1,562
	特別児童扶養手当受給者数（参考）	148	138	154	160	158	159	164
	延べ児童数	25,254	25,356	24,665	25,158	25,764	26,414	27,016

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	障害判定医謝礼	23	障害判定医謝礼	23	障害判定医謝礼
一般需用費	消耗品・印刷製本等	241	消耗品・印刷製本等	83	消耗品・印刷製本等	259	
役務費	郵便料	453	郵便料	444	郵便料	543	
扶助費	扶養手当費 (延児童数 25,764)	669,000	扶養手当費 (延児童数 26,414)	685,099	扶養手当費 (延児童数 26,000)	698,037	
委託料							
報酬	母子自立支援プログラム策定員	1,095	母子自立支援プログラム策定員	1,096	母子自立支援プログラム策定員	1,156	
特別旅費		0		1		8	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 児童扶養手当受給児童数	2,145	2,175	2,294	2,294	—	
	② 特別児童扶養手当受給児童数	169	168	173	178	—	
	③ 父子手当受給児童数（再掲）	100	117	111	111	—	①の再掲（H22.8開始）

（問題点・課題分析）	・児童扶養手当の制度上、年金との併給ができず、後から年金受給が決まった方への移行時に過払いが生じる恐れがある。そのため国民年金、社会保険事務所と連携を取り、そのようなことがないように工夫が必要であると同時に、受給者への周知も必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成25年10月より児童扶養手当額の改正があるので、現況届及び、区報・ホームページ等を通じて受給者に情報提供を行う。	平成27年度実施予定の福祉システム改修に、現行システム上の問題点の改善が図れるよう情報システム課と連携を行う。
②	毎年8月から行われる現況届の準備段階から10月の手当額改定の準備も同時に行うことで準備事務の効率化を図る。	24年度より廃止された特定扶養控除廃止（上乘せ分）対象者をシステムで把握できるように税務課及び情報システム課と調整する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H16二定 物価スライドによる児童扶養手当の削減に反対すべき。</li> <li>・H19二定 申請主義の改善</li> <li>・H20 父子手当の創設</li> </ul>
------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	子ども手当支給事業費	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	小林	内線	3819
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	子ども手当支給事業費（030203-019897）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	22 年度	根拠法令等	・ 子ども手当法（施行日22年4月1日） ・ 国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（施行日23年4月1日）	
終期設定	● 有 ○ 無	24 年度			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため手当を支給する。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業終了のため、平成24年度実施時の内容を報告 （平成23年9月末受付業務終了、平成24年10月支払完了）</li> <li>・ 受給者 中学校修了前までの児童を養育している者(所得制限なし)</li> </ul>				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業終了のため、平成24年度実施時の内容を報告</li> <li>・ 支給額 子ども1人あたり月額 1万3000円（所得制限無し）</li> <li>・ 手当の内訳 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年12月23日、4大臣合意に基づき、平成22年度政府予算案に子ども手当所要額を計上</li> <li>・ 平成22年1月29日、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案」閣議決定</li> <li>・ 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程に検討</li> <li>・ 平成23年1月28日、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案」を国会に提出</li> <li>・ 平成23年4月1日、上記法律案における施行期日4月1日までに同法案の成立が困難な状況になったことから、平成22年度子ども手当支給法を暫定的に9月まで延長する「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が施行</li> <li>・ 平成23年9月30日、終了。なお平成22年度現況届未提出者に関しては、平成24年10月まで提出した場合のみ支給。</li> <li>・ 平成24年10月、現況届の時効が成立。支払終了。</li> </ul>				
必要性	現下の厳しい経済情勢において、子育ての負担に対する配慮とともに、一人ひとりの子どもの育ちを社会全体で支援していく必要がある。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 )				

		(単位：千円)						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額			(13,595)	2,917,400	2,887,314	1,825	
	①決算額（25年度は見込み）			(13,595)	2,913,211	2,353,450	1,118	
	②人件費等				18,487	9,228	1,097	
	③原価償却費				8,134	5,287	645	
	【事務分担量】（%）				280	170	20	
	合計（①+②+③）			(13,595)	2,939,832	2,367,965	2,860	
	国（特定財源）			(13,595)	2,250,446	1,836,871	1,603	
	都（特定財源）			(0)	375,119	261,722	151	
その他（特定財源）			(0)	0	0	0		
一般財源			(0)	314,267	269,372	1,106		
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	児童数 3歳未満				4,930	4,961	2	
	(月平均) 3歳以上小学校修了前				13,266	13,587	4	
	中学生				4,061	4,054	0	
	計 ※24年度は年間合計				22,257	22,602	6	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算見込）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金・職員手当・共済費	臨時職員雇用	770	臨時職員雇用	0		
一般需用費	事務用消耗品購入 印刷製本	182	事務用消耗品購入 印刷製本	0			
役務費	郵便料 手数料	1,954	郵便料 手数料	0			
委託料	業務委託	0	業務委託	0			
扶助費	手当額	2,350,543	手当額	1,118			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
①	子ども手当受給児童数	22,257	22,602	6	—	—	月平均(24年度は年間合計)
②							
③							
（問題点・課題分析）	<p>●平成24年10月の時効をもって支払は終了したが、現況届が未提出のまま時効消滅となった対象者等から問い合わせがあった場合には、的確に説明し、対応する。</p> <p>平成24年10月時効消滅者 46人（うち出国者45人）</p>						
他区の実況	（実施区 未実施区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—
②	—	—
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	休止・完了	児童手当制度に移行。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	子ども手当支給事業費(特別措置法)	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬								
		担当者名	小林	内線	3819								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	子ども手当支給事業費(特別措置法)(030203-019898)												
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 24年度 ○ 23年度)		○ 建設事業	● それ以外の継続事業									
開始年度	○ 昭和 ● 平成	23 年度	根拠法令等	・平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(施行日平成23年10月1日)									
終期設定	● 有 ○ 無	24 年度											
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画								
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]											
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]											
	施策	子育て環境の整備[03-01]											
目的	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため手当を支給する。												
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業終了のため、平成24年度実施時の内容を報告 (平成24年9月末受付業務終了、平成25年3月支払完了)</li> <li>・ 受給者 中学校修了前までの児童を養育している者(所得制限なし)</li> </ul>												
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業終了のため、平成24年度実施時の内容を報告</li> <li>・ 支給額                             <table border="0"> <tr> <td>3歳未満(一律)</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～12歳(第1子、2子)</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～12歳(第3子以降)</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生(一律)</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> </li> <li>・ 支払月 6月(24年2月、3月分を6月に支給)</li> <li>・ 手当の内訳 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当については、児童手当法に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。</li> </ul>					3歳未満(一律)	15,000円	3歳～12歳(第1子、2子)	10,000円	3歳～12歳(第3子以降)	15,000円	中学生(一律)	10,000円
3歳未満(一律)	15,000円												
3歳～12歳(第1子、2子)	10,000円												
3歳～12歳(第3子以降)	15,000円												
中学生(一律)	10,000円												
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年8月4日、子どもに対する手当のあり方について、平成23年10月分から翌年3月分までの半年間の特別措置法案の骨子が民主党、自民党、公明党の三党で合意。</li> <li>・ 平成23年8月18日、閣議決定し法案を国会に提出。</li> <li>・ 平成23年8月30日、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」公布</li> <li>・ 平成23年8月30日、「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」施行</li> <li>・ 平成24年3月31日、終了。ただし、認定請求書の受付最終期限を平成24年9月30日までとし、受付次第24年度も支払をする。</li> <li>・ 平成24年9月30日、子ども手当特別措置法受付終了。</li> <li>・ 平成25年3月末時点、子ども手当特別措置法 手当支払及び事業完了。</li> </ul>												
必要性	現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項定めるものとする。												
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)												

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額						0	551,967	
①決算額(25年度は見込み)						1,039,922	546,138	
②人件費等						11,768	3,291	
③原価償却費						6,220	1,936	
【事務分担量】(%)						200	60	
合計(①+②+③)						1,057,910	549,429	
国(特定財源)						716,745	457,952	
都(特定財源)						135,550	69,787	
その他(特定財源)								
一般財源						205,615	21,690	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	児童数 3歳未満(被用者)					3,783	3,705	
	(月平均) 3歳未満(非被用者)					1,148	1,137	
	3歳以上小学校修了前					13,744	14,803	
	中学生					3,944	2,857	
	施設入所等子ども					6	7	
	計					22,625	22,509	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度(決算)		平成24年度(決算)		平成25年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		賃金・職員手当・共済費	臨時職員雇用時間外勤務手当等	1,027	臨時職員雇用時間外勤務手当等	0	臨時職員雇用時間外勤務手当等
一般需用費	事務用消耗品購入印刷製本	312	事務用消耗品購入印刷製本	0	事務用消耗品購入印刷製本		
役務費	郵便料手数料	3,944	郵便料手数料	8	郵便料手数料		
委託料	業務委託	5,669	業務委託	0	業務委託		
扶助費	手当額	1,028,970	手当額	546,130	手当額		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
①	子ども手当特措法受給児童数	—	22,625	22,509	—	—	月平均(23年度は10月～1月分支給のため、延人数を4で除した数、24年度は2～3月分の支給のため、3月児童数)
②							
③							
(問題点・課題)	<p>平成24年9月30日をもって、子ども手当特別措置法申請期間は終了したが、未提出のまま手当の支給を受けていない対象者から問い合わせがあった場合は、的確に対応する。</p> <p>申請期間中、個別通知を6回郵送していることを説明する。</p> <p>申請期間終了時の未申請者数(旧児童手当受給者) 61 人</p>						
他区の実況	(実施区 未実施区)						

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—
②	—	—
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	休止・完了	児童手当制度に移行。

議会(要旨)状況	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	岡田	内線	3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	ひとり親家庭医療費助成事業費（030204-010401）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成	2 年度	根拠	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	ひとり親家庭等への支援[03-03]			
目的	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともにひとり親家庭の福祉の増進を図る。				
対象者等	① ひとり親家庭の父又は母（母子・父子家庭） ② 両親がいない児童などを養育している養育者 ③ ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日（障がい児は20歳未満）までの者。 ④ 父又は母が重度の障がいがある児童				
内容	●対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付。（住民税課税世帯は自己負担1割あり） ●事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診→レセプトを国保連合会に送付→連合会審査→区に請求→連合会に支払→連合会は医療機関に支払う。 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が立替払いをし、後日、領収書を子育て支援課窓口を持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。				
経過	平成2年度 都の事業として開始し、現在に至る。 平成13年1月より、医療費の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。 ●住民税課税世帯 入院外来医療費の1割 入院食費負担 1食260円 ●住民税非課税世帯 入院食費負担 1食260円 ※平成14年度、乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから子ども（乳幼児）医療助成制度が優先となった。（0歳～15歳の3月31日までの児童）同じひとり親家庭で年齢により使用する医療証が変わることになった。（子ども医療は中学校修了前まで、ひとり親医療助成は18歳まで） 平成19年度より補助金から財調に切り替え。				
必要性	ひとり親家庭の生活の安定と保健の向上をはかるために医療費の助成は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 子育て支援課窓口申請→申請後3～4日前後で医療証交付（所得及び戸籍により母子・父子の確認） 年1回世帯、所得状況を確認するための現況届受付事務有り。毎年1月更新。				

		（単位：千円）						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算・決算額等の推移	予算額	99,559	75,470	74,648	70,685	65,878	72,106	70,409
	①決算額（25年度は見込み）	81,136	74,262	70,239	66,431	68,360	71,399	70,409
	②人件費等	5,978	8,470	8,144	8,720	8,469	8,261	
	③減価償却費				2,905	3,110	3,227	
	【事務分担量】（%）	70	100	100	100	100	100	
	合計（①+②+③）	87,114	82,732	78,383	78,056	79,939	82,887	70,409
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	64,174	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	345	0	0	0	0	0	0
	一般財源	22,595	82,732	78,383	78,056	79,939	82,887	70,409
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象世帯	1,477	1,424	1,421	1,408	1,435	1,473	1,449
	助成件数	30,585	27,471	26,823	25,766	25,883	27,627	27,189
	助成額	78,687	72,111	67,924	64,169	66,069	69,055	68,105

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
一般需要費	事務用品、印刷製本	155	130	事務用品、印刷製本	148		
役務費	郵便料	153	147	郵便料	163		
委託料	レセプト審査委託料	1,983	2,068	レセプト審査委託料	1,993		
扶助費	医療費	66,069	69,054	医療費	68,105		

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	医療費助成対象者数	1,888	1,922	2,030	1,998	—	
②	対象世帯	1,408	1,435	1,473	1,449	—	
③							

（問題点・課題 指標分析）	・資格のある対象者がもれなく受給でき、適性に医療証を利用できるようにする。
	（実施 22 区 未実施 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
① 証の使用方法を含めた制度を周知するため、様々な広報媒体を利用していく。	今後マル障医療受給資格者など他の医療費制度と受給資格が重複する受給者に対し分かりやすいように証の交付利用案内の内容を見直す。
② 毎年8月に全対象世帯で行う現況届用紙の出力順を、児童扶養手当受給者番号順に変更することで、準備期間を1日～2日程度短縮する。	25年度の結果をふまえ、システムの改修で可能な作業の縮小化は、年度当初から交渉できるように示す。
③	今後も児童扶養手当法の改正なく、このまま制度が引継がれるのであれば、他の自治体のように税システムの改修をめざし、関連各課と調整を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	子ども医療費助成事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬
		担当者名	鎌田	内線	3817
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	子ども医療費助成事業費(030204-011301)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成	4 年度	根拠	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例	
終期設定	○ 有 ● 無	年度	法令等	荒川区子どもの医療費に関する条例施行規則	
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市[Ⅱ]			
	政策	子育てしやすいまちの形成[03]			
	施策	子育て環境の整備[03-01]			
目的	子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの健やかな育成を図り、児童福祉の増進と子育て世代への支援を行う。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 0歳児から15歳の3月31日までの児童（生活保護受給者、施設入所者は除く）</li> <li>● ひとり親医療費助成対象児童のうち、0歳児から15歳の3月31日までの児童については乳幼児・子ども医療費助成が優先される。</li> <li>● 本事業は、都制度による事業であるが、所得による給付制限（児童手当と同額）及び小学生以上の自己負担について補助制限があるため、都制度で対象外となった世帯及び医療費補助に対しては、区の単独事業として給付している。（19年度より財調算入）</li> </ul> <p>*25年3月末児童数 乳幼児:11,709人 子ども:12,814人</p>				
内容	<p>対象の子どもに対して、医療証を発行し、健康保険の自己負担分の助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現物支給（医療証使用による給付分）</li> <li>● 現金支給（医療証が都内の医療機関でのみ有効のため、都外医療機関等で受給者が立替払いした場合に、後日給付する。）</li> <li>● 平成12年10月より一部負担金（食事療養費）制度を導入（都制度分、区単独分ともに導入） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般世帯 1日780円、住民税非課税世帯 1日650円（入院が90日を越えると500円）</li> <li>・ 住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者は1日300円</li> </ul> </li> <li>● 平成18年4月より、食事療養費 1食260円</li> </ul>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 4年10月 区単独事業として開始（0～2歳児） 所得制限なし</li> <li>● 平成 6年 1月 都補助制度開始（0～2歳児、所得制限有り）</li> <li>● 平成 7年10月 区単独対象拡大（就学前まで対象拡大）</li> <li>● 平成10年10月 都対象拡大（3歳まで、所得制限有り）</li> <li>● 平成12年10月 都対象拡大（4歳まで、所得制限有り）</li> <li>● 平成13年10月 都対象拡大（就学前まで、所得制限有り。ただし児童手当の所得制限緩和に伴い、対象が約5割から8割程度に拡大された。</li> <li>● 平成14年10月 健康保険制度改正で3歳未満児の医療費の負担割合が3割から2割に変更になった。</li> <li>● 平成18年10月 児童手当所得制限緩和（平成18年4月）に合わせ、乳幼児医療費助成制度の所得制限緩和</li> <li>● 平成19年 4月 区単独対象拡大（義務教育修了前まで対象拡大）</li> <li>● 平成19年10月 都対象拡大（義務教育修了前まで対象拡大）自己負担分の1割助成、その1/2が補助対象（財調）所得制限有り。</li> <li>● 平成20年 4月 健康保険制度の改正により就学前児童の負担割合が3割から2割に変更。</li> </ul>				
必要性	医療機関を利用する機会が多い、子育て家庭への経済的な負担軽減を行うために必要である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ● 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 窓口申請→医療証即日交付</li> <li>● 現物支給：医療機関で受診→病院はレセプトを国保連合会・支払基金に送付→連合会等審査→区に請求→連合会等に支払い→連合会等は医療機関に支払う</li> <li>● 現金払い：都外で受診の場合は立替払いし、後日領収書により子育て支援課窓口で口座に振込む手続きをする。</li> <li>● H22.1.4から区民事務所窓口での一部申請開始。</li> </ul>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	755,158	769,599	790,254	778,412	864,034	872,012	881,716	
①決算額（25年度は見込み）	728,660	768,647	773,585	821,807	852,040	869,883	881,716	
②人件費等	10,248	16,940	8,144	17,354	18,985	13,733		
③減価償却費				9,732	9,081	9,746		
【事務分担量】(%)	120	200	100	335	292	302		
合計(①+②+③)	738,908	785,587	781,729	848,893	880,106	893,362	881,716	
国(特定財源)								
都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	738,908	785,587	781,729	848,893	880,106	893,362	881,716	

事務事業分析シート（平成25年度）

実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	乳・子医療証交付児童数	22,217	22,508	23,369	23,824	24,249	24,523	24,092
	うち区基準児童数	5,302	4,501	4,733	6,152	6,253		

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	繁忙期補助（臨時職員雇用）	1,807	繁忙期補助（臨時職員雇用）	1,896	繁忙期補助（臨時職員雇用）	2,014
	一般需用費	事務用品、印刷製本	615	事務用品、印刷製本	497	事務用品、印刷製本	569
	役務費	通信費	1,489	通信費	1,491	通信費	1,568
	委託料	レセプト審査支払委託料	35,530	レセプト審査支払委託料	35,371	レセプト審査支払委託料	36,671
	扶助費	医療助成費	812,599	医療助成費	830,628	医療助成費	840,894

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	医療証交付児童数	23,369	23,824	24,249	24,523	—	
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	高額療養費、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付や第三者行為に伴う、他制度と医療費助成の調整に時間がかかる場合がある。
	（実施 22 区 未実施 区） 入院時食事療養標準負担額助成実施区（13区）：中央区、港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区（乳のみ）、北区、練馬区、江戸川区 高校卒業までの医療費無料化実施（2区1町）：千代田区、北区（入院のみ）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高額療養費・付加給付等の医療費制度を窓口申請時に分かりやすく説明し、受給者に理解してもらう。	新システム導入により、作業効率を高め、医療証の発行・更新がスムーズにできるようにする。
②	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度についての周知を学務課と協力して行う。	新システム導入により、資格の期限等の資格確認をさらに徹底して行う。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

状況 （要旨）	・H18二定 医療費助成を中学生までに引上げ、出生から義務教育終了までの医療費無料化を実現すべきである。
------------	--